

第二次 豊島区

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画

平成 28～37 年度

「健康的で、環境にやさしい、自転車に乗ろう！！」

～自転車を正しく利用して、安全・安心なまち豊島区を楽しもう～



平成 28 (2016) 年 4 月
豊島区

第2次「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する 総合計画」の改定にあたって



豊島区では、平成16年に区民、区議会議員、道路管理者、警察、鉄道事業者商業施設等の代表者で構成される豊島区自転車等駐車対策協議会を設置し、自転車に関する様々な問題に取り組んでまいりました。平成18年に策定いたしました第1次総合計画では、適正な自転車利用、放置自転車等防止対策、駐輪場整備の3つの方針に基づいて、施策を展開してきました。特に、放置自転車対策の取組みについては、鉄道事業者や道路管理者の協力により、自転車の放置台数が平成11年のピーク時の17分の1まで減少し、一定の成果を上げてきたところです。

最近では、自転車を取り巻く環境も大きく変わってきておりまして、環境に優しい交通手段としての自転車の価値の再認識や、健康増進の高まりから自転車利用者が増加しております。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、インバウンドを含めた来街者が安全で快適に自転車を利用できる走行環境の整備やコミュニティサイクルの導入など新たな施策の検討が必要となっており、第2次総合計画には、「自転車の利活用の総合的な推進」を新たに盛り込んで、時代の変化に的確に対応した計画となっております。

その一方で、区内の自転車事故件数は着実に減少しており、「セーフコミュニティ」国際認証取得、更には再認証取得への取組みの成果があらわれておりますが、交通事故に占める自転車事故の割合は高止まりをしているため、引き続き、自転車利用者のルールへの遵守、マナーの向上に力を入れてまいります。

今回の総合計画は、平成28年4月から向こう10年の計画期間となります。「健康的で、環境にやさしい、自転車に乗ろう！！～自転車を正しく利用して、安全・安心なまち豊島区を楽しもう～」をスローガンに、今後の自転車まちづくりを見据え、安全・安心で快適なまちづくりの実現をめざし、この総合計画に基づいて、各種施策、事業を着実に推進してまいります。

最後に、計画の改定にあたりご尽力をいただいた協議会の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せくださいました団体、区民の皆様には厚く御礼申し上げます。

今後とも本区の自転車対策に一層のご理解、ご協力をお願いします。

平成28年4月

豊島区長

高野之史

目次

第1章 自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定

- 1 策定の背景 P 2
- 2 位置づけと役割 P 5
 - (1) 位置づけ
 - (2) 役割
- 3 構成と策定の基本的な考え方 P 8
 - (1) 広域と地域からの視点による構成
 - (2) 自転車を通じたまちづくりへ、基本理念と目標を明確に
 - (3) 地域における「個別目的」を明らかにし、地域の皆さんと一緒に課題解決
 - (4) 政策連携と協働により、歩行者と自転車が共存するまちづくりの推進
 - (5) 東京オリンピック・パラリンピックとその後を見据えた総合的な自転車施策の展開
- 4 目標年次 P 11

第2章 自転車を取り巻く環境（第一次総合計画終了後の現状）

- 自転車利用にあたっての課題 P 14
- 1 自転車の交通ルール・マナーと交通事故の現状 P 16
- 2 放置自転車に関する現状 P 18
- 3 自転車等駐車場整備に関する現状 P 20

第3章 計画の基本的理念

- 1 基本的理念 P 24
- 2 基本方針 P 24
 - (1) 自転車利活用の総合的な推進
 - (2) 自転車の安全利用の推進
 - (3) 放置自転車等防止の推進
 - (4) 自転車等駐車場整備の推進

第4章 基本的理念を具体化するための自転車施策の内容

- 1 推進体制および施策の体系 P 28
 - ・計画の推進体制
 - ・施策の体系
- 2 施策の内容 P 30
 - (1) 自転車利活用の総合的な推進（全体構想）
 - ・将来像
 - ・10年後の目標
 - ・具体的な施策
 - 豊島区にふさわしい自転車の利活用
 - 1-1 連続した安全で快適な自転車走行空間の確保
 - 1-2 シェアサイクルの活用検討
 - 1-3 自転車イベントの開催
 - 1-4 撤去自転車のリサイクル事業の継続、推進
 - (2) 自転車の安全利用の推進（全体構想）
 - ・将来像
 - ・10年後の目標
 - ・具体的な施策
 - 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発
 - ①交通安全教育について
 - 2-1 学校等の教育機関による小学生、中学生、高校生、大学生等への交通安全教育
 - 2-2 企業による従業員への交通安全教育
 - 2-3 自転車販売店による自転車購入者への交通安全教育
 - 2-4 区、保育園、幼稚園による保護者への交通安全教育
 - 2-5 町会等の地域コミュニティによる高齢者への交通安全教育
 - 2-6 警察による自動車運転免許更新者等への交通安全教育
 - 2-7 交通安全区民のつどい
 - 2-8 自転車安全点検教育
 - 2-9 自転車保険の周知
 - ②道路等安全点検・注意喚起等について
 - 2-10 小学校通学路、高齢者施設等周辺道路の安全点検
 - 2-11 注意喚起看板等の設置
 - 2-12 スクールゾーンの設置、法定外路面表示
 - 2-13 警備員による自転車安全利用街頭啓発
 - 2-14 区報、ホームページ、CATV等の活用

(3) 放置自転車等防止対策の推進（地域構想）

- ・将来像
- ・10年後の目標
- ・具体的な施策

●放置自転車等防止の徹底

①放置防止のためのルール・マナーの啓発について

- 3-1 放置自転車等対策クリーンキャンペーン
- 3-2 巡回指導員による「放置防止及び自転車駐車場利用」の啓発

②放置自転車撤去について

- 3-3 効果的な撤去の実施
- 3-4 原因者負担の適正化
- 3-5 保管所の集約、適正な管理運営
- 3-6 返還事務の効率化
- 3-7 放置禁止区域の指定
- 3-8 放置禁止以外の放置防止
- 3-9 短時間放置が目立つ集客施設に対する個別協議
- 3-10 附置義務自転車駐車場設置事業者に対する指導等

●自転車駐車場の効果的利用方法の検討

③自転車駐車場の効果的利用方法について

- 3-11 自転車駐車場定期利用者に対する優先順位の明確化
- 3-12 ICT等を活用した自転車駐車場への誘導等
- 3-13 効率的自転車駐車場運営の検討

(4) 自転車等駐車場整備の推進（地域構想）

- ・将来像
- ・10年後の目標
- ・具体的な施策

- 4-1 自転車等駐車場整備に向けた基本的な考え方
- 4-2 条例による附置義務制度の見直し
- 4-3 鉄道事業者の講ずる措置
- 4-4 道路管理者の講ずる措置

各駅周辺の自転車等駐車場整備方針一覧

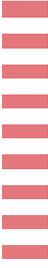
資料集 ～自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の推進のために～

- 1 自転車に関連する国や都における主な動向や方針について …………… P 56
 - (1) 国の動向
 - ① 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について
 - ② 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン
 - ③ 改正道路交通法
 - ④ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
 - (2) 都の動向
 - ① 東京都自転車走行空間整備推進計画
 - ② 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
 - ③ 東京都自転車安全利用推進計画
 - (3) 区の関連計画等
 - ① 豊島区基本構想・同基本計画
 - ② 豊島区都市づくりビジョン
 - ③ 第9次豊島区交通安全計画

- 2 豊島区における自転車関連データ …………… P 66
 - ・ 放置防止、駐輪施設整備の取り組み
 - ・ 各駅周辺の駐輪状況データ
 - ・ 池袋駅周辺
 - ・ 大塚駅周辺
 - ・ 巣鴨駅周辺
 - ・ 目白駅周辺
 - ・ 駒込駅周辺
 - ・ 北池袋駅周辺
 - ・ 下板橋駅周辺
 - ・ 椎名町駅周辺
 - ・ 東長崎駅周辺
 - ・ 東池袋駅周辺
 - ・ 要町駅周辺
 - ・ 千川駅周辺
 - ・ 西巣鴨駅周辺
 - ・ 新大塚駅（区外所在駅）周辺
 - ・ 落合南長崎駅（区外所在駅）周辺
 - ・ 高田馬場駅（区外所在駅）周辺
 - ・ 雑司が谷駅周辺
 - ・ 板橋駅周辺

3. 法令等 …………… P 112
 - ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
 - ・ 道路交通法（自転車に係る主な交通ルール）
 - ・ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
 - ・ 豊島区自転車の安全利用に関する条例
 - ・ 豊島区自転車等の放置防止に関する条例
 - ・ 豊島区立自転車等駐車場条例

4. 豊島区自転車等駐車対策協議会	P 170
・委員名簿	
・開催経緯等	



第1章

自転車等の利用と駐輪に関する 総合計画の策定

1 策定の背景

■ ■ ■ 自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定経緯 ■ ■ ■

豊島区(以下、「区」という。)では、自転車利用の急増に伴い、池袋駅や巣鴨駅をはじめとする駅周辺に大量に発生した放置自転車に対応するため、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」を、また区立自転車駐車場の管理運営等を定めた「豊島区立自転車等駐車場条例」を平成63年4月1日施行いたしました。

しかしながら、池袋という都内有数のターミナルを中心に鉄道交通網の発達した超過密都市であるとともに、池袋副都心の外周には住宅地が隣接区まで広がる地域特性を有しているため、区は放置駐輪対策を進めるも、毎日多くの自転車利用者が鉄道輸送サービスを求めて駅に殺到し、その過程で大量の放置自転車が駅周辺に集積が繰り返された結果、平成11年には、池袋が全国ワースト1位、巣鴨が同4位という不名誉な記録を残しました。このような状況のなか、鉄道事業者には、平成5年に改正された自転車法(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)において、自転車駐車場の整備等の協力義務と撤去等の努力義務が課せられ、「単なる協力者として受動的に対応するのではなく、放置自転車問題の解決に自らも主体的に取り組むべきこと」と要請されました(鉄道局長通達)。

そこで区は、鉄道駅周辺における放置自転車等対策の推進を図るとともに、放置自転車の撤去・保管、自転車等駐車場の整備等、放置自転車等対策に要する費用の一部に充てるため、法定外目的税として、区内鉄道駅において旅客輸送を行う鉄道事業者に一定の負担を求める「放置自転車等対策推進税」を新設することとし、平成15年12月に豊島区議会において本条例が可決され、平成16年9月に地方税法に基づく法定外目的税として総務大臣の同意を受けました。その際、総務大臣から「鉄道事業者との協議を進め、放置自転車を解消するための具体的な対策について総合的な協議・検討を尽くし、その状況を踏まえて課税のあり方について必要な見直しを行うこと」とする意見書が付されました。

区はこれを受けて、「豊島区自転車等駐車対策協議会」において鉄道事業者との協議を積極的に進めた結果、全国で初めて鉄道事業者の協力が具体的かつ大量に盛り込まれた総合計画案が区長に答申され、平成18年6月に「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」(以下、総合計画)として正式に策定されました。そして、この策定を受け総務大臣意見書の趣旨を踏まえ、平成18年7月にこの税条例を廃止したものです。

■ ■ ■ 第一次総合計画の施策推進 ■ ■ ■

この計画は、自転車等の利用に伴う諸問題を明らかにし、その適切な利用と放置対策・自転車等駐車場整備の方向性を示すことで、ハード・ソフトの両面から関連施策を推進し、歩行者と自転車の安全で快適な通行を確保し、快適なまちづくりの実現に資することを目的としており、策定より5年を経過した平成23年4月には、自転車をめぐる環境の変化と計画内容の進捗状況を検証し「中間見直し」を行い、計画の改定をいたしました。

区はこの間、総合計画に基づき鉄道事業者や道路管理者等の協力を得ながら、平成27年4月現在6,794台（総合計画策定当初の目標台数は6,500台）の自転車等駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車の撤去・啓発活動の強化など、様々な放置自転車対策を推進してきました。その結果、平成11年度には1日当たり14,688台（東京都統計、毎年10月もしくは11月の平日・晴天時11時ごろ）あった区内の放置自転車は、平成26年度には854台まで激減するなど、大きな成果がありました。

■■■ 第一次総合計画における鉄道事業者の協力 ■■■

上記のような、放置自転車の激減に至るまでには、関係各機関、とりわけ鉄道事業者による協力によるところが非常に大きく、地域ぐるみで放置自転車対策に取り組んできたことは大きな特色です。

なお、鉄道事業者協力による計画に沿った自転車等駐車場整備は以下の通り、

- ・池袋駅周辺では、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道協力により865台（原付等81台）。
- ・大塚駅周辺ではJR東日本協力により646台。
- ・巣鴨駅周辺では、JR東日本協力により127台、東京都交通局協力により51台（原付等2台）。
- ・東長崎駅周辺では、西武鉄道協力により600台。
- ・雑司が谷駅周辺では、東京メトロ協力により68台。

となり、合計すると11施設2,357台（原付等83台外数）です。

■■■ 第一次総合計画における道路管理者等の協力 ■■■

また、道路管理者等の整備協力による自転車等駐車場は利便性が高く、放置自転車対策に大きく寄与しました。

- ・池袋駅周辺では、国道管理者協力により112台。東京電力協力により1,084台。
- ・大塚駅周辺では、都道管理者協力により272台。
- ・巣鴨駅周辺では、国道管理者協力により191台。
- ・椎名町駅周辺では、都道管理者協力により670台。
- ・要町駅周辺では、都道管理者協力により427台。
- ・千川駅周辺では、都道管理者協力により365台。

以上のほか、多くの民間自転車駐車場が開設され、放置自転車対策は大きく前進しました。

■■■ 施策の推進と、社会情勢の変化等による新たな課題 ■■■

また、このような状況の中で、次のような課題も浮き彫りになってまいりました。

近年の放置自転車問題としては、通勤・通学の放置自転車が減少した代わり、夕方から夜間にかけておよび休日の駅周辺ならびに、集客施設周辺等での短時間放置が目立つ状況があります。

また昨今、区内における交通事故件数が減少傾向にある中で、自転車に関与する事故件数は平成26年中で239件となっており、区の状況は毎年成果をあげ着実に件数が下がっているものの全国に比べて交通事故に占める自転車事故件数の割合は高く、道路交通法に違反した走行が後を絶ちません。そして自転車安全走行についても社会的関心が高まっています。区は第9次豊島区交通安全基本計画において、平成24年に国際認証を取得したセーフコミュニティの精神に基づき、区民・警察・

第1章 自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の策定

その他の関係団体等の多様な主体と連携しながら、交通事故を未然に防ぐ安全・安心な街づくりの推進にも力を入れており、都に先立ち「豊島区自転車の安全利用に関する条例」を平成24年9月に施行いたしました。

加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災は、都内においても公共交通機関がマヒし多数の帰宅困難者が発生しました。そこで震災後は利便性が高く環境に優しい交通手段として自転車の価値が再認識され、その利用方法はこれまでの駅への通勤・通学や買い物などの近距離交通手段として利用されている人をはじめ、自宅から通勤・通学先まで自転車で直接移動する人も増加しています。また、健康増進の高まりからレクリエーションの一つとして積極的に自転車に乗られる方も増加しています。あわせて、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い自転車の走行環境等の変化が想定されます。

■■■ 第二次総合計画の策定へ ■■■

このように自転車を取り巻く環境は大きく変化しています。

区は、こうした状況の変化に対応しつつ、将来を見据えた自転車に関連する基本的な指針とするため、平成27年の第26回豊島区自転車等駐車対策協議会全体会にて区長の諮問を受け、自転車に関連する解決すべき課題を調査協議し、区の自転車対策の総合的・体系的な指針である第二次自転車総合計画を策定することとなりました。

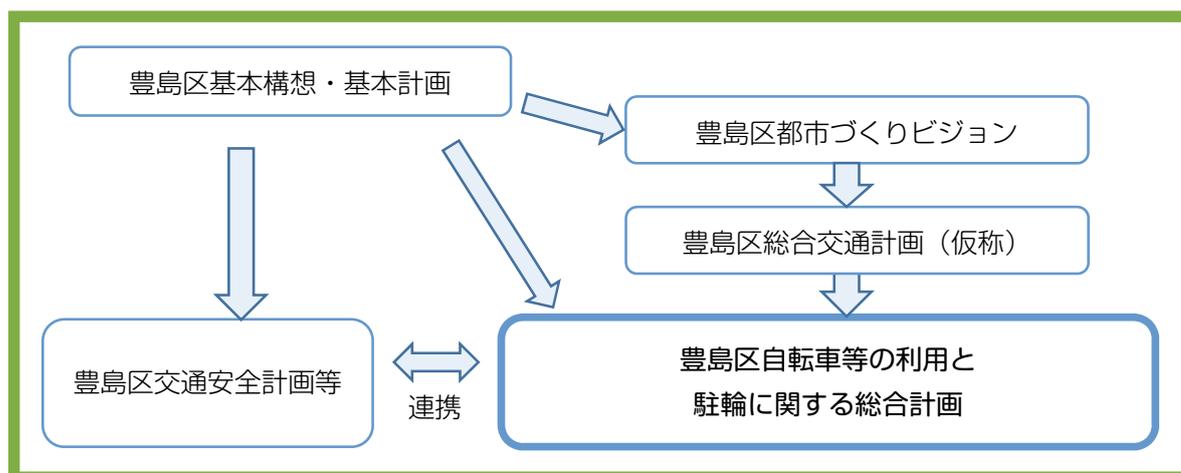
2 位置づけと役割

1 位置づけ

「自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」は、「自転車法」第7条第1項に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」としての性格を有します。

この計画は、自転車等の利用に伴う諸問題を明らかにし、その適切な利用と放置対策・自転車駐車場整備の方向性を示すことで、ハード・ソフトの両面から関連施策を推進し、快適なまちづくりの実現に資することを目的とします。

また、豊島区基本構想・同基本計画、豊島区都市づくりビジョン、豊島区総合交通計画（仮称）、豊島区交通安全計画等の上位・関連計画等との整合・連携により、安全・安心なまちづくりへの貢献とあわせ、単に自転車等の駐輪対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものです。



2 役割

- この計画は、歩行者・自転車が安全で安心して通行できる道路空間を実現し、人に優しい快適なまちを実現するための方針を示します。
- この計画は、区の自転車施策を実施するにあたっての判断根拠となります。
- この計画は、上位計画である「豊島区都市づくりビジョン」と連携し、都市政策の推進の一端を担います。
- この計画において区は、自転車を通じて、多様な主体と方向性を共有し、国や東京都、隣接区などの自転車関連施策の連携を推進します。

「自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」で定めた施策を効果的に推進し、実効性のあるものとするために、自転車の安全利用や放置自転車等の問題は「まちづくり」の大きな課題の一つであるという認識のもと、下記のとおり自転車等の利用者、区民、行政や関係団体がそれぞれの立場で主体となって自転車問題を考え、行動し、役割を果たすとともに、互いに緊密な連携を図りながら本計画の実現を目指すものとします。

①自転車利用者

自転車利用者は、適正ではない自転車利用や放置が通行の障害となり美観を損ねるなど街にもたらす様々な弊害をきちんと認識し、自転車等の利用にあたっては道路交通法等法令や区条例を遵守し、適正に利用するものとする。

②区民・来街者

区民・来街者は、適正ではない自転車利用や自転車の放置を、個々の自転車利用者の問題でなく地域の課題として自覚を持ち、自ら主体的にその解決に向け取り組むとともに、他の主体と連携して積極的に課題に取り組むものとする。

③豊島区

豊島区は、自転車に関する様々な課題を克服すべく、国や都、近隣自治体、区民等、他の多様な主体と連携しつつ、自転車利活用の総合的な推進、自転車の安全利用の推進、放置自転車等防止対策の推進、自転車等駐車場整備の推進等により、自転車に関連する課題に対して総合的に取り組むものとする。

④道路管理者

道路管理者は、駅前広場や駅周辺の道路に多くの自転車等が放置されている実態を踏まえ、主体的に対策を講じるものとする。また、自転車法や改正道路法施行令の趣旨に則り、自転車等駐車場の整備に努めるとともに、区から用地の提供について申し入れがあった場合には、積極的に協力するものとする。

あわせて自転車走行空間の整備については、各主体と連携して取り組むものとする。

⑤鉄道事業者

鉄道事業者は、自転車法および関係省庁の通達等の趣旨に則り、自転車関連の課題克服に向け取り組みを推進する。また、区や関係機関との適切な連携のもとで自転車等駐車場の整備や放置防止の啓発活動等の放置自転車問題等の解決に努め、区が実施する施策に積極的に協力するものとする。

⑥警察

警察は交通管理者として、自転車安全教室、自転車街頭点検整備等自転車の正しい利用を促進して自転車事故の防止を図るものとする。また、自転車マナーアップ作戦を継続的に推進し、「自転車安全利用五則」等、自転車の正しい通行方法に関する広報啓発活動を推進するものとする。

また、道路交通法に基づく交通管理者の責務を果たすよう、良好な道路環境の確保に努めるものとする。

あわせて、道路法に基づき道路上の自転車等駐車場の設置につき、区をはじめとする設置主体から協力を求められた場合には、積極的に協力するものとする。

⑦集客施設の設置者および管理者

集客施設の設置者および管理者は、条例に基づき自転車駐車場の附置義務を遵守するとともに、区と連携し、自転車等で施設に来場される方へその適正利用の呼びかけを行い、施設周辺の自転車等の整理、自転車の放置防止施策に積極的に協力するものとする。

あわせて、附置義務適用外の施設についても必要規模の自転車駐車場の設置に努めるものとする。

⑧自転車等駐車対策協議会

区は、必要に応じて「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく「自転車等駐車対策協議会」の招集を同協議会の会長に要請し、本計画における事業内容およびその進捗状況につき意見を求め、検証を行うものとする。

3 構成と策定の基本的な考え方

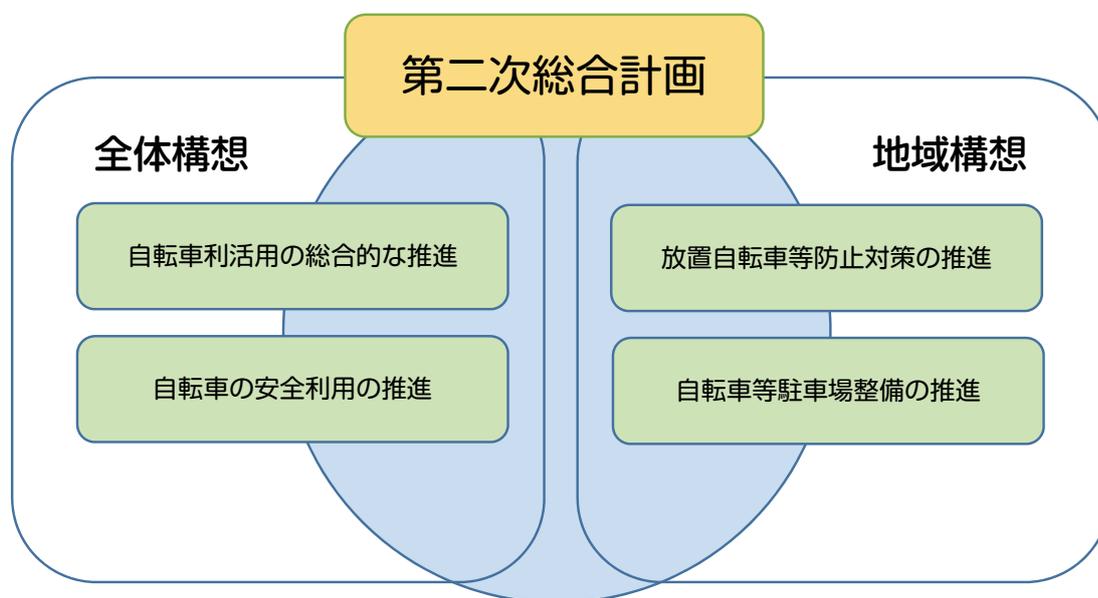
1 広域と地域からの視点による構成とします。

上位計画である「豊島区都市づくりビジョン」と同様に、豊島区全体の視点に立った自転車関連の基本方針を示す「全体構想」と、生活に身近な地域における自転車関連の基本方針を示す「地域別構想」の、二つの視点を中心に構成します。

全体構想では、豊島区の現状と特性、国や東京都の自転車関連施策や動向などを踏まえ、区全体に関わる方針を示します。第二次総合計画の策定にあたっては、「自転車利活用の総合的な推進」や「自転車の安全利用の推進」等がこれにあたります。

一方で、地域別構想では、地域特性や地域需要に応じた自転車関連施策を展開していくための基本方針を示します。今回の策定にあたっては、「放置自転車等防止対策の推進」や「自転車等駐車場整備の推進」等がこれにあたります。

自転車はどこへでも移動できる便利な交通手段であるため、今後は二つの視点を併せて自転車関連施策を推進してまいります。



※地域構想の地域とは駅周辺エリアを指す。

2 自転車を通じたまちづくりへ、基本理念と目標を明確にします。

区民・来街者・民間事業者・行政など多様な主体が、自転車を通じてのまちづくりの方向性を共有できるよう、基本理念と目標を明確にします。

基本理念は、

「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用する交通手段」

とし、自転車は道路交通法を遵守し利用すべき交通手段であると区は位置づけ、自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとします。

そこで、区は以下をスローガンとして、区民へ示します。

「健康的で、環境にやさしい、自転車に乗ろう！！」

～自転車は正しく利用して、安全・安心なまち豊島区を楽しもう～

3 地域における「個別目的」を明らかにし、地域の皆さんと一緒に課題解決に努めます。

これまでの総合計画では、自転車利用の急増に伴い、公益性が高いとされる駅周辺に大量に発生した通勤や通学に用いられた自転車の放置に対応するため、これらを区全体の喫緊の課題と捉え、主に「放置自転車等の防止の徹底」と鉄道事業者等の協力の下「自転車等駐車場の整備」等の施策を、強く推進してきました。これらの施策を強力に推進した結果、放置自転車の絶対数および特に平日の午前中における駅至近の放置自転車台数は激減しました。しかしながら夕方から夜間にかけておよび休日の駅周辺ならびに、集客施設周辺等での短時間放置が目立つ状況があります。

このように個別目的の集客施設等へお見えになる方については、自転車利用者の駐輪目的や集客施設の性格から、行政主体のみで放置自転車の問題解決を図ることは困難になってまいりました。そのため、これまでの全体的な課題解決を重視しつつも、個々の事例や特性に沿った個別目的別への課題解決をより重視する方針とし、区だけではなく放置要因者である集客施設等、多様な主体と協力して課題解決に努めます。

4 政策連携と協働により、歩行者と自転車が共存するまちづくりを進めます。

行政分野の枠組みを超えて「放置自転車等の防止」、「自転車等駐車場の整備」、「自転車の安全利用」、そして「自転車利活用の総合的な推進」の各事業を、これまで活動分野が異なるため接点が多かった様々な主体と政策連携を進め、新たな協働を生み出し事業へ繋げます。

あわせて、行政の視点に立った「区民と区のパートナーシップ」という形だけではなく、都、国、周辺自治体、区民、NPO、鉄道事業者、民間事業者、大学等教育関係など、多様な主体が互いに連携した協働により、歩行者と自転車が共存する広く交通全体を視野に入れたまちづくりを進めていきます。

5 東京オリンピック・パラリンピックとその後を見据えた総合的な自転車施策を展開します。

東京都では、長期ビジョンを策定し、2020年までの政策目標として自転車走行空間の整備を進め、広域的なシェアサイクルの展開を掲げています。これらは国道、都道、区市道等をつないで走行しやすい連続した自転車走行空間と、シェアサイクルと結びつけることにより、移動や観光などにも活用を図ることを目指しています。

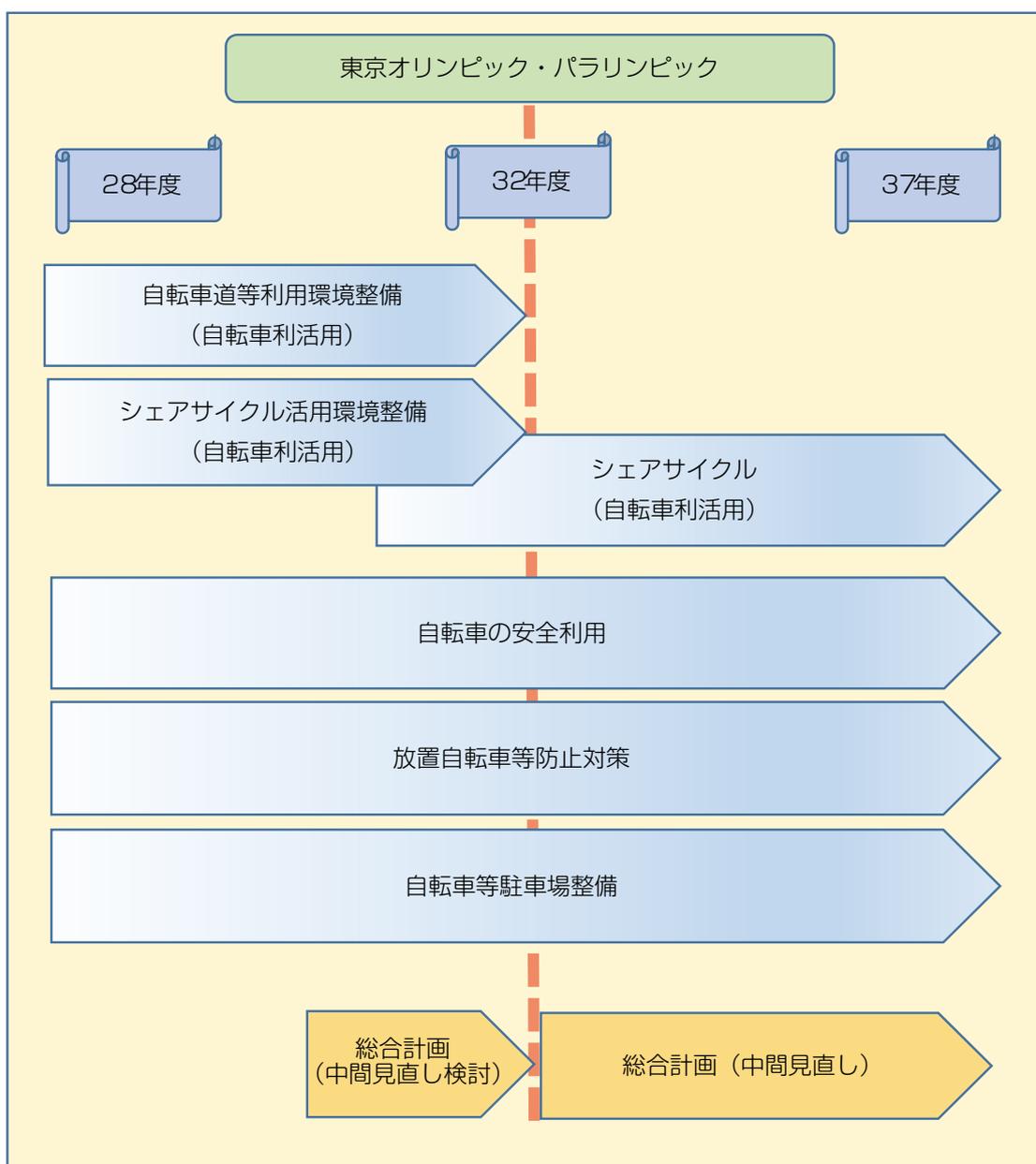
また、駅周辺の自転車ナビマーク重点地域での取組の推進や、自転車の安全利用や放置削減に向けた啓発活動を充実することとしています。

このように都における広域的な事業施策を進める中で、後述する本区の推進する施策「自転車等駐車場整備の推進」、「自転車利活用の総合的な推進」については、他自治体から流入する自転車利用者の想定等を含め、第二次総合計画策定時（平成27年度）では予測は流動的であり、国や都、なにより隣接自治体との連携が不可欠であるため、推進すべき事業規模や予算等を勘案し、柔軟に対応してまいります。

4 目標年次

将来を見据えた自転車関連施策を推進するため、計画期間は平成28年度から37年度までの10年間とし、最終年度を目標年次とします。そしてこの総合計画の進捗状況を確認しつつ取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、5年目までを前期、それ以降を後期とし、平成32年度終了時点（前期終了）をもって中間見直しを行うものとします。

また、社会経済情勢や、都市づくりの動向が大きく変化した場合には、必要に応じて見直してまいります。



第2章

自転車を取り巻く環境

(第一次総合計画終了後の現状)



自転車利用にあたっての課題

区では、昭和63年の「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」「豊島区立自転車等駐車場条例」の制定以後、今日に至るまで様々な放置対策事業に力を入れてきました。平成28年3月現在で、自転車駐車場は有料・無料の施設を合わせて44か所で14,401台分、撤去した自転車の保管所は5か所で5,160台分、区内ほぼ全駅周辺に放置禁止区域の指定、そして放置自転車等の撤去台数は平成26年度で33,681台を数えました。また、平成26年度現在、開発途上国への再生自転車無償譲与は四半世紀の間に91か国に77,445台（内、豊島区は17,765台）を、区民向けリサイクル販売についても相当の実績を残してきました。そして、ハード面・ソフト面を併せたこれらの事業には、巨額の経費を負担してきました。

こうした経費投入と併せ本総合計画の策定に基づく事業の計画的実施により、平成26年の区内の放置自転車の台数はピーク時の約1/17まで減少しました。近年の放置自転車問題としては、通勤・通学の放置自転車が減少した代わりに、夕方から夜間にかけておよび休日の駅周辺ならびに、集客施設周辺等での短時間放置が目立つ状況があります。

「自転車」は、自宅から目的地まで自分の意思で自由に移動でき、また地球環境に与える負荷が非常に少ない乗り物です。しかし豊島区のような過密都市では、道路交通法等の交通関連法規そしてルールやマナーを守らないと、幹線道路や繁華街、細街路の別なく深刻な人身事故を引き起こす可能性があります。また、自転車の放置は「自分の自転車1台ぐらいなら良いだろう」という利用者の軽い気持ちで大量の放置を誘発し、歩行者、特に障害者や子ども、高齢者等のいわゆる「交通弱者」の通行の妨げとなり、まちの美観を損ね、緊急車両の通行や災害時の緊急活動の妨げになるなど、決して無視できない重大な社会問題です。

「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用する交通手段」であり、自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たすことが重要です。

しっかり身につけ、自転車の安全利用に努めましょう

自転車の 交通ルール

自転車 安全利用五則



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

豊島区

豊島区 **幼児・児童用
ヘルメット・キャンペーン**

— 自転車用ヘルメット購入補助事業 —



幼児・児童を自転車の事故から守るため、自転車用ヘルメットの着用を習慣付けましょう。
豊島区では東京都自転車協同組合豊島支部と協定を結び、SGマーク付きの自転車ヘルメットを購入する方に、補助事業を行っています。
購入を希望される方は、裏面の店舗へ直接お問い合わせください。

※2008年8月に道路交通法の一部改正され、13歳未満の幼児・児童の自転車乗用中のヘルメット着用が保護者の努力義務となりました。

【対象者】
豊島区内在住、在園、在学の満13歳未満の幼児・児童の保護者

【割引額】
「SGマーク」が付いたヘルメット1個につき、2,000円（2,000円未満の場合はその額まで）

購入されたヘルメットには、販売店より配布される「セーフコミュニティ」の反射材シールを貼ってください。

問い合わせ先 豊島区交通対策課庶務・交通安全グループ
☎ 3981-4856

1 自転車の交通ルール・マナーと交通事故の現状

国・都

我が国の交通情勢は、交通事故死者数は平成27年4,117人で15年ぶりに増加となりました。しかしながら、過去最多であった昭和45年（16,765人）の4分の1を下回るまでになり、また交通事故負傷者数（平成26年711,374人。平成27年は交通事故日報集計システムによる概数で665,126人）も過去最多となった平成16年（1,183,617人）から減少しています。（「警察庁：平成27年中の交通事故死者数について」より）

このような中で、警察庁は道路交通法を改正し、自転車の歩道通行要件の見直し、自転車に対する街頭指導強化のための規定や児童・幼児のヘルメット着用にかかる規定の整備を行うとともに、自転車の通行空間の確保、交通安全教育、指導取り締まりを推進してきました。

しかし、自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透せず、ルール・マナー違反に対する声の後を絶たなかったことから、警察庁においては、平成23年10月、交通局長通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」を発出し、自転車対策に取り組むこととしました。

また都内では、26年度に全ての交通事故に占める自転車事故の割合は約36%であり、全国平均の約19%と比べ高い状況となっています。

豊島区

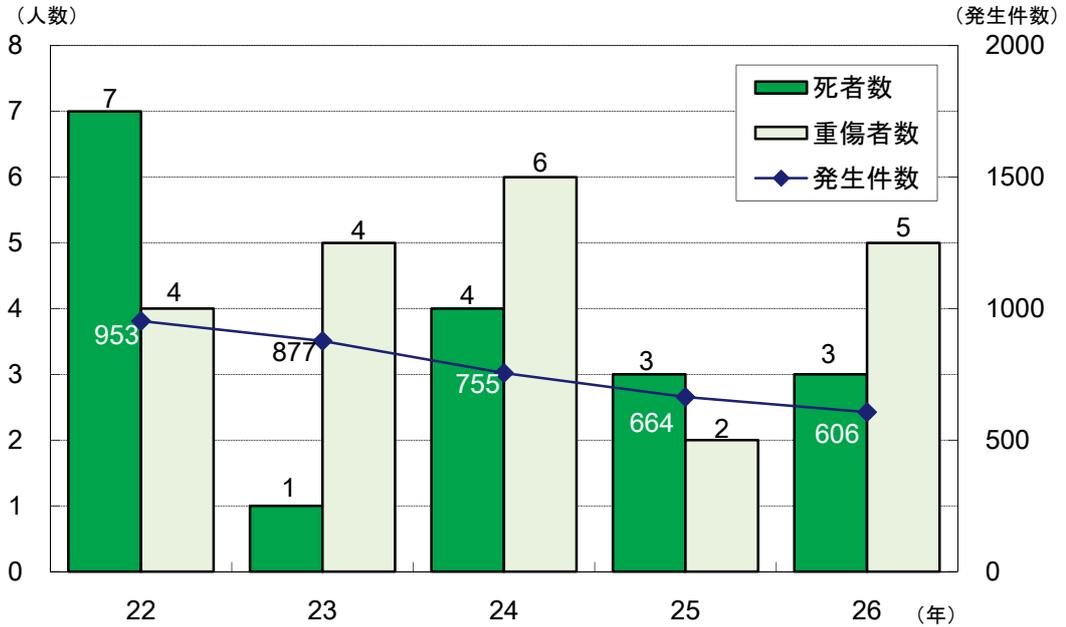
交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和49年以降、9次にわたり「豊島区交通安全計画」を策定し、豊島区及び関係行政機関等が一体となって、各種の施策を実施してきました。

その結果、平成26年の交通事故発生件数は606件で、平成13年の交通事故発生件数1,885件をピークとして減少し、半減するに至りました。

自転車の利用者層は幼児から高齢者まで幅広く、利用範囲も広がっています。これに伴い自転車利用者の交通事故も増加し、平成26年中の自転車事故発生件数は239件で全体の事故発生件数に占める割合は39.4%、負傷者数は212人（死者数は0人）で全体に占める割合は30.6%となっており、内訳として年齢別による事故分析では30歳台を中心に事故が多く、ついで20歳台と40歳台が多くなっています。このように自転車が関係した事故が最も多くなっていると同時に、区に寄せられる「区民の声」等には自転車利用者に対して放置自転車を含めた交通ルールやマナーの遵守を強く求めるご意見が多数あります。

このため、平成24年9月に「豊島区自転車の安全利用に関する条例」を施行し、自転車利用者に対して、交通ルールやマナーを守ることに重点を置いて啓発活動、特に「自転車安全利用五則」の周知・徹底を進め、「セーフコミュニティ」の理念の下、交通事故を未然に防ぐ安全・安心な街づくりの推進に力を入れています。

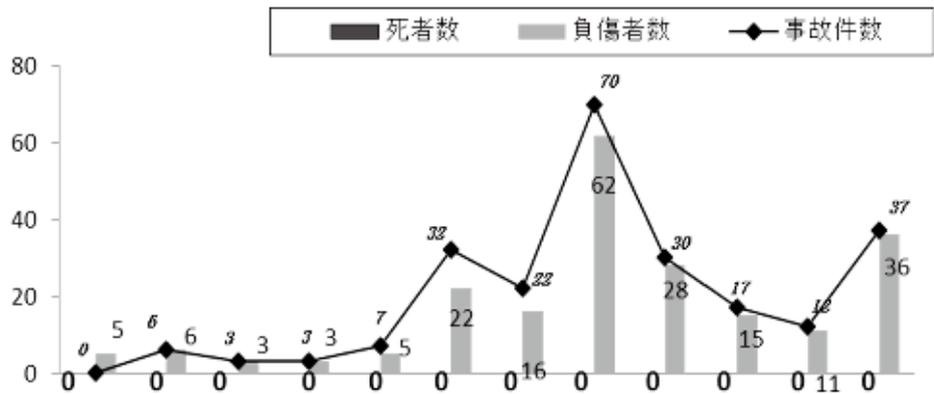
区内交通事故発生状況



出典：「東京の交通事故」（警視庁交通部発行）による。

コメント：事故発生件数は毎年減少傾向にある。平成26年は3人の方が死亡する事故が発生した。

自転車事故の状況（豊島区内・年代別等）



年齢別	合計	幼・園児	小学生	中学生	高校生	未成年	20～24歳	25～29歳	30歳台	40歳台	50歳台	60～64歳	高齢者
項目													
事故件数	239	0	6	3	3	7	32	22	70	30	17	12	37
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	212	5	6	3	3	5	22	16	62	28	15	11	36

※区内等の交通事故発生状況（平成26年版）より

2 放置自転車に関する現状

国・都

これまで、全国で放置自転車を防止するため自転車等駐車場整備を主に進められてきました。

全国的に喫緊の課題であった駅前放置自転車対策については、全国の自治体が精力的に取り組み、現在の駅周辺の自転車駐車可能台数は約453万台となり、さらに年々整備が進んでいるところです。加えて放置自転車の撤去にも取り組んできたことから、放置自転車台数は約123,000台となり年々減少する傾向にあります。

また、これらの施策を推進するための条例を制定している市区町村は729、条例数は、1,114となっています。（「内閣府：平成26年度 駅周辺における放置自転車の実態調査より」）

東京都においては駅周辺の自転車乗入台数が647,295台あり、そのうち放置自転車は38,557台となっており、依然として放置自転車防止対策の推進と自転車駐車環境整備等の継続的な取り組みが必要な状況です。（東京都：駅前放置自転車の現況と対策－平成26年度調査－より）

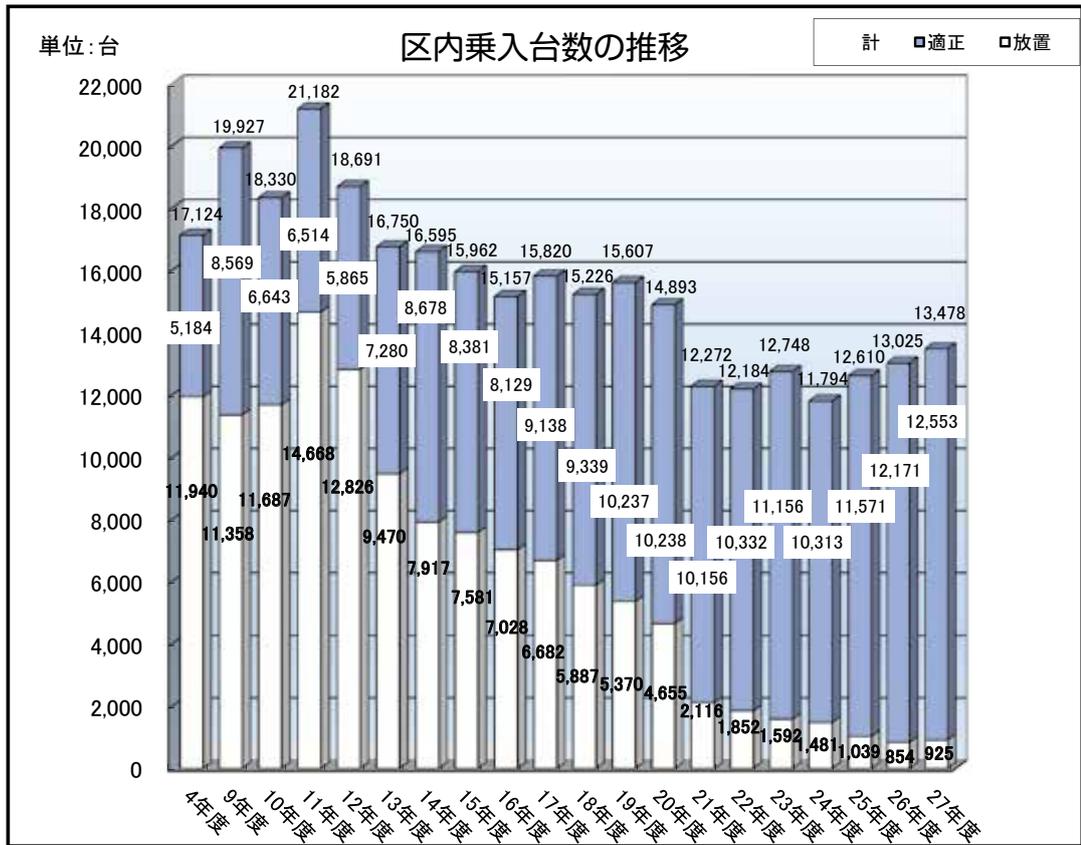
豊島区

豊島区は、平成11年には、池袋が全国ワースト1位、巣鴨が同4位を、平成16～17年と2年連続して都内放置自転車台数のワースト1に池袋、2番目に大塚を数えるなど深刻な事態でしたが、これまでの放置自転車対策、「自転車等駐車場の整備」、「放置自転車の撤去」、「自転車利用者の啓発」の3つの施策を進めることにより、平成22年度に大塚、池袋ともにワースト10から脱却しました。

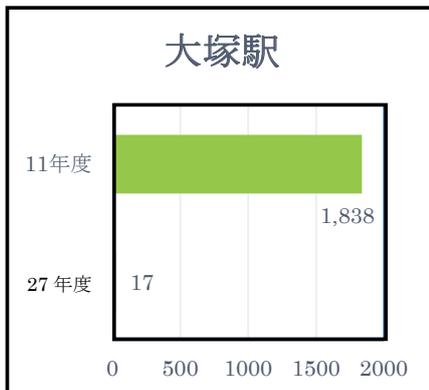
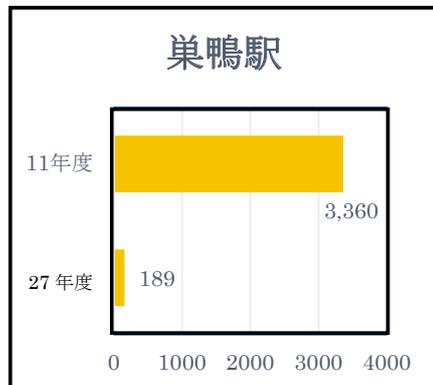
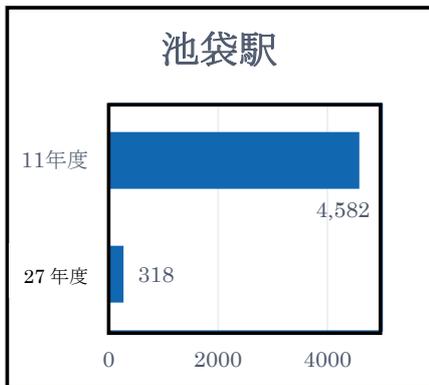
これらの施策は、「放置自転車の抑制」を主目的とし、特に長時間の放置をする傾向にある通勤・通学目的の放置自転車対策に重点を置くものであり、自転車等駐車場を整備し放置禁止区域を設定したうえで放置自転車の撤去を行うサイクルを確立させ、この施策を強力に推進しました。その結果、平成26年度には放置のピークである平成11年度の14,668台の約17分の1となりました。

この間の取組みにより通勤通学利用の時間帯では大幅な改善がなされていますが、夕方から夜間にかけておよび休日の駅周辺ならびに、集客施設周辺等での短時間放置が目立つ状況になっており、区は通常の撤去活動のほかに「薄暮撤去活動」「休日撤去活動」「夜間撤去活動」等により放置の抑制に取り組んでいます。

また、撤去された自転車は5保管所にて保管され、その収容台数は5,160台です。



主要駅の放置自転車の推移



※都：駅前放置自転車の現況と対策よりグラフ化

3 自転車等駐車場整備に関する現状

国・都

全国の駅周辺の自転車駐車場は12,450箇所あり、その収容能力は約453万台となっており、そのうち原動機付自転車専用スペースの約29万4千台を除くと、約423万6千台である。これは前回集計の平成23年調査結果に比べ約78万台増加しています。（「内閣府：平成26年度 駅周辺における放置自転車の実態調査より」）

東京都内において自転車駐車場は2,363箇所を数え、920,829台の収容能力を有しています。そのうち公設は1,319箇所、民設は1,044箇所であり、近年は鉄道事業者をはじめとした民間事業者による自転車駐車場設置が増加しています。（東京都：駅前放置自転車の現況と対策－平成26年度調査－より）

豊島区

自転車等駐車場の整備については、区は第一次計画において平成16年に独自に行った各駅周辺の自転車等利用実態調査結果をもとに駅ごとの駐輪需要想定台数をまず予測し、放置禁止区域の新規指定による乗り入れ抑制効果や既存の自転車駐車場の収容台数を考慮し新たに整備を検討すべき台数を算出し、第一次時総合計画策定時において、区全体で6,500台の目標を掲げ整備を進めてきました。その結果、平成28年3月31日現在において、整備台数は6,794台となり、その進捗率は104.5%、鉄道事業者協力による計画に沿った整備は11施設、2,357台となりました。

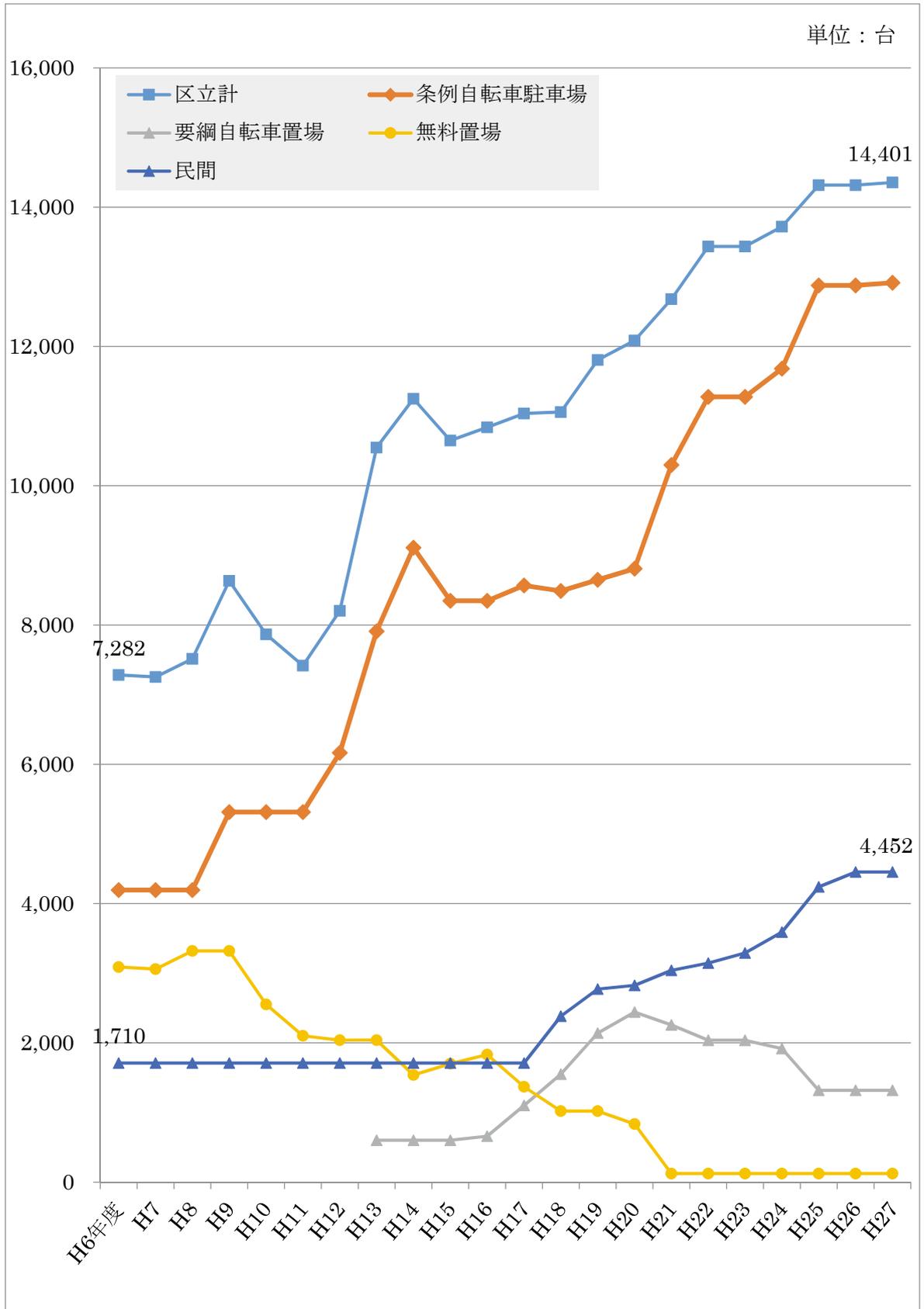
その結果、区立自転車駐車場収容台数は、14,401台となっています。

※豊島区の自転車駐車場、自転車関係施設位置については、資料集（P68以降）を参照のこと。



路上を活用し整備した自転車駐車場

区内自転車駐車場収容台数推移



第3章

計画の基本的理念



1 基本的理念

「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用する交通手段」

自転車は、道路交通法を遵守し利用すべき交通手段であると区は位置づけ、自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとします。そしてこの責務は画一的なものではなく、社会情勢の変化や事由に応じて様々な主体が、豊島区での安全・安心なまちづくりの一翼を担うものとします。

2 基本方針

東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、多様化する自転車利用者需要を想定し、自転車走行空間の整備やシェアサイクル、再生自転車の活用を通じて、「自転車利活用の総合的な推進」を図ります。また、自転車の利用を巡る様々な問題の解決にあたっては、歩行者等への配慮とほかの交通手段との関係から、本計画の策定当時に掲げた基本的理念「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用する交通手段」に基づき、引き続き「自転車の安全利用」「放置自転車防止対策」「自転車等駐車場整備」という視点から体系的に検討し対策を講じていきます。

1 自転車利活用の総合的な推進

東京都において自転車は生活に密着した交通手段であるだけでなく、環境にやさしく健康増進に役立ち、公共交通の補完的な利用も期待されるため、交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段と位置づけています。

そして平成27年に都では、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、「世界一の都市・東京」の実現を目指し、「東京都長期ビジョン」を策定しました。このビジョンにおいては、公共交通の利用促進や自転車の活用、歩行者に配慮した都市空間の創出等により、成熟した都市の魅力や生活の豊かさを実感でき、環境に配慮した交通体系の実現を目指しています。あわせて自転車走行空間整備、自転車乗り入れの多い駅周辺での自転車ナビマーク等の整備、広域的なシェアサイクル事業を進めるとしています。

区は、国や都そして近隣自治体と協力しつつより自転車の活用を推進し、歩行者の安全が確保された道路空間の整備に努めます。

また、四半世紀を超えて実績のある「再生自転車海外譲与事業」や「区民向けの放置自転車の再生販売事業」を継続して行います。

2 自転車の安全利用の推進

歩行者にやさしい適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図ります。

また、区をはじめとする行政機関、民間団体、地域住民等が互いに協力して、セーフコミュニティの立場から自転車に関わる事故を予防し、万が一、自転車に関わる事故が発生したときのために区民へ自転車保険等の周知を図り、暮らしの安全を高めます。

3 放置自転車等防止の推進

さらなる放置自転車等の減少に向け目標を定め、現行の撤去活動をさらに効率的に行うとともに、その移送先となる保管所の適切な規模・配置を実現していきます。

また、鉄道駅周辺の放置禁止区域については自転車等駐車場の整備に併せ随時見直し・拡充を図り、放置禁止区域の指定をしていない駅周辺では、整備に併せて地域住民の合意を得て放置禁止区域の指定をしていく等、放置の抑制および効果的な撤去を行い、鉄道駅周辺以外の放置自転車集中地域の原因を究明し、対策を講じます。なお、撤去保管に要する経費は常に検証するとともにその節減に努め、適正な費用の負担を放置者に求めていきます。

さらに、自転車等駐車場の利用を促進し、自転車の放置抑制に努めます。

4 自転車等駐車場整備の推進

自転車等の乗り入れ台数の現状から駅ごとに駐車需要を想定し、計画期間内に区・道路管理者・鉄道事業者等の協力により整備できる台数目標を定め、自転車等駐車場の適正な整備を行います。

また、老朽化した既存自転車駐車場の設備更新については収容台数を確保しつつも、昨今の自転車大型化に対応すべく、より自転車を置きやすいレイアウトへの変更を進めます。またICT等を活用し、自転車駐車場が満車の場合でも空き自転車駐車場をご案内できるようにする等、自転車駐車場利用者の利便性向上を目指します。

なお、区立自転車駐車場の運営については、コストや駅からの距離、利便性等に応じた適正な自転車駐車場の利用料の設定を行い、効率的な運用に努めます。

あわせて附置義務の対象・設置方法等を常に検討し、適正な自転車駐車場の確保に努めます。

第4章

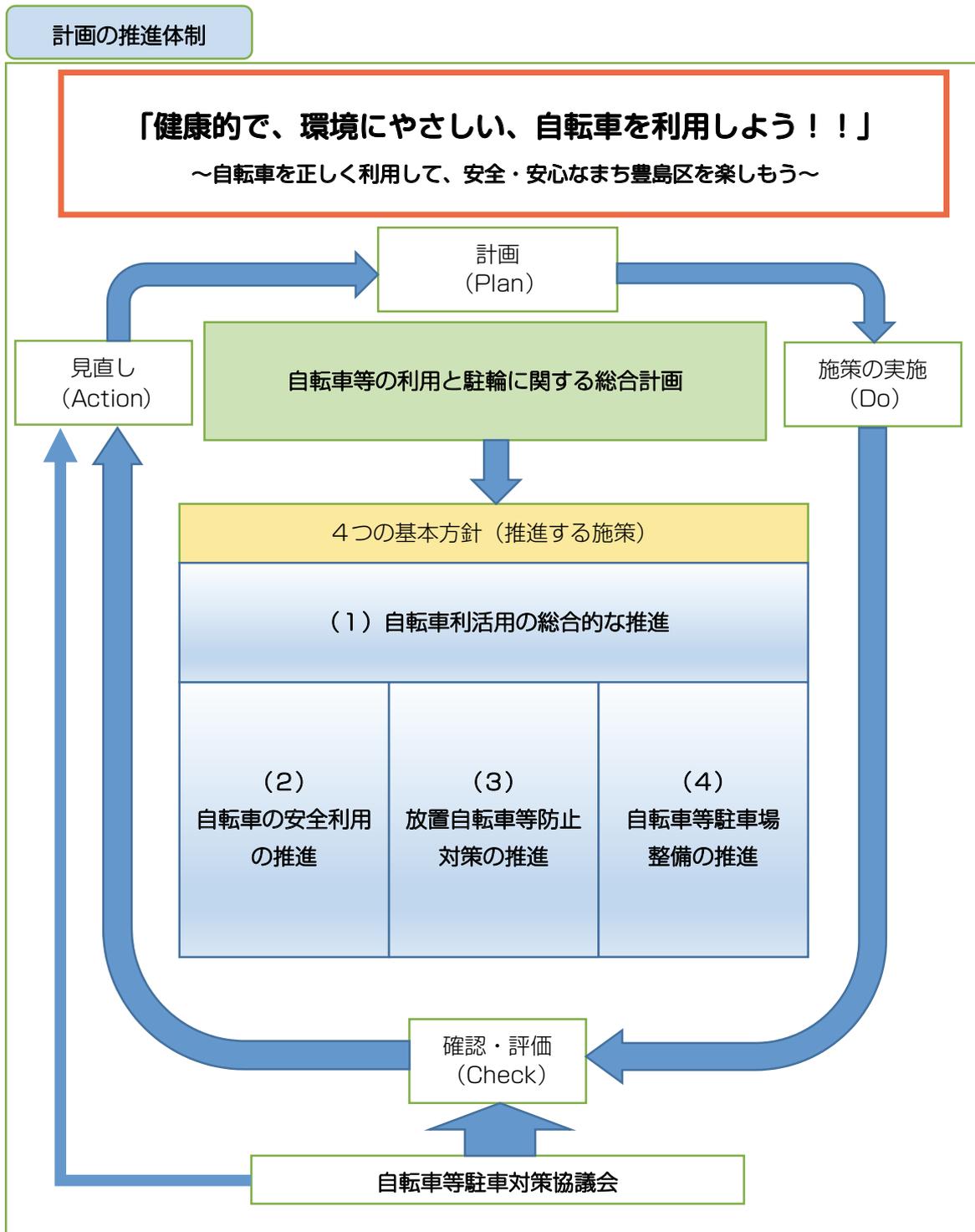
基本的理念を具体化するための 自転車施策の内容



1 推進体制および施策の体系

本計画の推進体制および施策の体系は下図のとおりです。

なお、本計画は自転車等駐車対策協議会にて、計画全体の進捗状況と評価、見直しを実施します。





2 施策の内容

1 自転車利活用の総合的な推進（全体構想）

将来像

自転車の走行空間を確保し、自転車の利活用を図ることで、成熟した都市の魅力や生活の豊かさを実感でき、環境に配慮した交通体系が実現していること。

10年後の目標

持続可能な発展を支える、人や環境にやさしい交通体系を実現することにより、豊島区が快適で利便性の高い都市となるよう努める。

具体的な施策

豊島区にふさわしい自転車の利活用

施策No	取組	施策
1-1	連続した安全で快適な自転車走行空間の確保	新たな施策の検討・（総論） ■自転車走行環境の整備 ①車道の通行を基本に、区の道路事情に応じた自転車走行空間の確保を目指す。 ②東京の自転車利用の特徴を踏まえ、国、都、区等と連携し、国道、都道、区道等の自転車走行空間を連続させるべく、新たに自転車ネットワーク計画を策定する。
		新たな施策の検討・（各論） ■具体的な取組み ①自転車道の整備による走行の円滑化 ・自動車の速度が高い道路（規制速度が50km/h超）においては、自転車の安全かつ円滑な走行のために、歩行者と自動車等と縁石線等で分離された一方通行の自転車道（幅員2.0m以上）の整備を目指す。

施策No	取組	施策
1-1	連続した安全で快適な自転車走行空間の確保	<p>②自転車専用通行帯整備による走行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車道の条件に当てはまらない道路において、自転車走行空間の幅員が1.5m（やむを得ない場合は1.0m）以上確保できる場合は自転車専用通行帯の整備を目指す。 <p>③車道混在整備による走行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の速度が低く（規制速度が40km/h以下）、自動車交通量が少ない道路（自動車交通量が4,000台以下）においては、車道混在の整備により、自転車の走行空間の確保を目指す。 <p>④整備形態変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続した安全で快適な自転車走行空間の確保のため、国や都の施策動向に対応していくものとする。 <p>⑤地域の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間が狭く歩行者や自転車のための通行空間整備が困難な場合は、地元住民や利用者の意見を踏まえながら、自転車走行空間の確保を目指す。また、自転車を降りて押すことの推進等、道路空間のゆずりあい利用について地域と連携したマナーの向上活動を行い、自転車利用環境の向上を目指す。 <p>⑥路上駐車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の走行空間と駐車車両の占める空間は競合するため、物流における荷捌きや、バスやタクシー等の公共交通機関の乗降等を踏まえつつ、警察と地域が一体となって違法駐車を抑制するための取り組みを実施することで自転車走行環境の確保を目指す。
1-2	シェアサイクルの活用の検討	<p>新たな施策の検討</p> <p>■シェアサイクルの活用</p> <p>業務・商業拠点が区境を越えて分布する都心部から、区境を意識しないで利用できるシェアサイクルの広域的な相互利用を展開。（都や近隣自治体と連携、レンタサイクル事業試行を踏まえた検討）</p> <p>①区境を越えた「広域利用の検討」</p> <p>②シェアサイクルステーション機能の充実（公開空地等の活用検討）</p> <p>③民間事業者の参入促進</p> <p>④区基本計画とリンクした各種施策との協働の検討</p>
1-3	自転車イベントの開催	<p>新たな施策の検討</p> <p>①自転車に関連する各種団体が主催する様々なイベントを誘致し、都や隣接する自治体や企業、そして出版団体等と協働して、広く自転車文化の発信と利用の普及啓発を図る。</p>

施策No	取組	施策
1-4	撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進	①撤去自転車を再生し、再生自転車海外譲与自治体連絡会を通じて母子健康保健活動等の国際貢献を行う。 ②撤去自転車の再生については、島根あさひ社会復帰センターと協力し事業を行う。 ③再生された自転車は、自転車商組合を通じて再生自転車の販売を行う。

連続した安全で快適な自転車走行空間の確保の一例（他自治体）



車道を活用した自転車レーン
 (左：旧玉川水道道路、右：平和橋通り)



広い歩道でのカラー舗装による視覚的分離
 (左：東八道路（構造的分離）、右：浅草通り（視覚的分離）)

(東京都自転車走行空間整備推進計画より)

シェアサイクル（コミュニティサイクル）の例（千代田区実証実験）



地区内に複数のサイクルポート（自転車の貸出・返却拠点）を設置し、各サイクルポートにおいて、どこでも借りられ、どこへでも返却できるネットワーク型の自転車シェアリングのことをいいます。

回遊型の高まりによるまちの魅力の向上や地域・観光の活性化、放置自転車対策、自動車から自転車への転換によるCO₂排出量の削減、環境意識の向上、健康増進など、幅広い効果が期待されます。

四半世紀を超えた再生自転車海外譲与事業による国際貢献活動

再生自転車海外譲与事業の流れ



放置自転車を再整備



譲与先では自転車は救急車にも



母子保健活動の足として



2 自転車の安全利用の推進（全体構想）

将来像

すべての自転車利用者が、その利用にあたっては道路交通法等法令や区条例を遵守することにより、歩行者と自転車通行の安全を確保されること。その結果、区民や来街者が「安全・安心」に歩行でき、かつ楽しく自転車を利用できる環境が整ったまちとなること。

10年後の目標

交通事故発生件数及び死傷者数減少の持続を目指します。

具体的な施策

■■■ 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発

①交通安全教育について

施策No.	取組	施策
2-1	学校等の教育機関による小学生、中学生、高校生、大学生等への交通安全教育	①区立小学校全校で、自転車安全利用教室支援（テキストブック、安全グッズ等）を配布する。 ②公立中学校でスケアード・ストレイト授業を行う。 ③公立私立中学校による職場体験学習の実施をする。 新たな施策の検討 各教育機関に対して、 ①自転車通学者に対する講習会開催等（警察または学校）の参加を促す。 ②自転車運転免許制度の導入を検討する。
2-2	企業による従業員への交通安全教育	新たな施策の検討 各企業に対して、 ①企業単位での警察または都が主催する自転車交通安全講習会参加を促す。 ②自転車通勤や業務で自転車を使用する際の許可条件として、講習参加を促す。

施策No	取組	施策
2-3	自転車販売店による自転車購入者への交通安全教育	①自転車販売店に対して以下の協力を求める。 ②自転車安全利用五則の説明を行う。 ③自転車利用者に対し必要な自転車整備を促す。 ④ヘルメット購入助成事業の協力をを行う。
2-4	区・保育園・幼稚園による保護者への交通安全教育	①保育園・幼稚園の児童、保護者へ、教材・チラシ等の配布による情報提供・啓発を実施する。 ②親子自転車安全利用教室を実施する。 ③親子自転車安全利用教室参加者へ、ヘルメット助成額を優遇する。 ④ランドセルカバー等を配布する。 ⑤子育てママさん交通安全研修会を実施する。 ⑥自転車商組合豊島支部の協力による、自転車点検を実施する。
2-5	町会等の地域コミュニティによる高齢者への交通安全教育	①高齢者交通安全研修会を実施する。
2-6	警察による自動車運転免許更新者等への交通安全教育	①区と区内3警察署合同で春と秋の交通安全運動期間前に運転者講習会を実施する。
2-7	交通安全区民のつどい	①秋の交通安全運動前に区と区内3警察署合同で実施する。
2-8	自転車安全点検教育	新たな施策の検討 ①様々な交通安全教育の機会を捉え、「東京都自転車点検整備指針」による日常的な点検を自転車利用者に促す。
2-9	自転車保険の周知	①様々な交通安全教育の機会を捉え、自転車保険の周知に努める。

②道路等安全点検・注意喚起等について

施策No	取組	施策
2-10	小学校通学路、高齢者施設等周辺道路の安全点検	①区内3警察署、教育委員会、小学校、道路整備課、交通対策課で通学路等周辺道路の安全点検を実施する。
		新たな施策の検討 ①高齢者施設周辺道路等の安全点検を実施する。
2-11	注意喚起看板等の設置	①町会等の要望で設置場所を確認し、可能な場合に設置する。
2-12	スクールゾーンの設置、法定外路面表示	①区内3警察署の要望を集約し、教育委員会と連携し対応する。
2-13	警備員による自転車安全利用街頭啓発	①ウイロードでの交通安全指導を行う。
		②池袋東西地域の巡回指導（自転車安全利用指導）を行う。

施策No	取組	施策
2-14	区報、ホームページ、CATV等の活用	①「広報としま」による交通安全啓発を実施する。 ②区のホームページにより情報提供を行う。 ③CATVを活用した啓発を行う。 ④安全安心メール配信の事故情報を配信する。
		<p>新たな施策の検討</p> <p>①デジタルサイネージ、ICT等を活用し周知啓発を行う。</p>

交通安全イベント周知による啓発活動



豊島交通安全国民のつどい

と き：平成26年9月7日(日)
12時30分～15時30分
開 場：12時00分

と ころ：豊島公会堂

- オープニングセレモニー 12時30分～
ギターサークル・カノンによる生演奏
- 式典
- 交通安全教室
- 警視庁音楽隊によるコンサート

【主催】
豊島区
豊島・豊島・豊島地区
豊島・豊島・豊島地区協議会
交通安全課

入場無料(おみやげ付!!)
ご家族・ご近所・お友達を
お誘い合わせのうえ、
ご来場ください!!

お問い合わせ先 豊島区交通安全課 電話：3981-4856



平成27年度
第3回 親子自転車安全利用教室
—自転車ヘルメット購入補助事業—

参加無料 子どもを乗せて自転車を安全に運転する親子教室です

参加者には受講修了を証する「親子自転車安全運転修了証」を交付します。また、指定の自転車販売店で幼児用ヘルメットが最高3000円引きになる割引券を配布します!

【日 時】平成27年11月3日(火・祝日)
1 午前10時30分～
2 午後1時30分～

【場 所】豊島自転車練習所
(豊島区東池袋3-17-1)

【対象者】区内在住で小学校就学前の子どもと保護者
※お子さんと一緒に自転車または徒歩で参加してください
※休養用の自転車を用意しています

★おみやげ付き★

申し込みは電話かFAXかメールで、豊島区交通対策課へ。(締切：10/23まで)
保護者の住所・氏名・連絡先電話番号・子どもの年齢・氏名・希望時間(1かよ、または「どちらでも可」)をご連絡ください!
電話：3981-4856
FAX：3981-4844
メール：A0023504@city.toshima.lg.jp

問い合わせ先 豊島区交通対策課 交通安全グループ ☎3981-4856

スタントマンが交通事故を再現

中学校でのスケアード・ストレイト授業による啓発効果が高い交通安全教育



3 放置自転車等防止対策の推進（地域構想）

将来像

すべての自転車利用者が、路上に自転車を放置することなく自転車駐車場等に適切に駐輪することにより、歩行者通行の安全が確保されること。その結果、区民や来街者が「安全・安心」に歩行でき、かつ楽しく自転車を利用できる環境が整った街となること。

10年後の目標

駅周辺の自転車等乗り入れ台数に対する放置自転車等台数の割合【放置台数／（放置台数＋自転車駐車場利用台数）】を3%に減らすことを目標としつつ、より最小の経費で効果的な撤去を推進する。また、集客施設等に起因する短時間放置の自転車抑制に努める。

具体的な施策

■■■ 放置自転車防止の徹底

① 放置防止のためのルール・マナーの啓発について

施策No	取組	施策
3-1	放置自転車等対策クリーンキャンペーン	①池袋、巣鴨、目白、大塚駅、新大塚駅周辺でのキャンペーン実施を継続する。 ②自転車駐車場の新規整備および放置の状況に応じて範囲を拡大し随時実施する。
3-2	巡回指導員による「放置防止及び自転車駐車場利用」の啓発	①17駅及びサンシャインシティ周辺で巡回指導の実施を継続する。 ②実施状況を検証し、放置の多い駅を中心に効果的に配置し啓発に努める。

②放置自転車撤去について

施策No	取組	施策
3-3	効果的な撤去の実施	<p>①放置禁止区域の新規指定や拡充、自転車駐車場の整備状況および放置状況等を踏まえ、効果的な撤去活動を行う。</p> <p>②撤去業務（委託内容、撤去体制やその回数等）内容の適正化に努める。</p> <p>③放置が顕著な地域や時間帯を重点的として撤去活動を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薄暮撤去の継続強化実施。 ・休日撤去の継続強化実施。 ・夜間撤去の継続強化実施。
3-4	原因者負担の適正化	<p>①現在の撤去保管手数料は自転車5,000円、原付8,000円であるが、今後とも撤去保管にかかるコストに見合う撤去保管手数料の適正な金額を検討し設定する。</p>
3-5	保管所の集約・適正な管理運営	<p>①都市計画道路等の工事にあわせ保管所を集約し、適正な収容台数を維持する。</p> <p>②保管所運営の業務委託内容の適正化に努め、必要に応じ（運営内容等の）随時見直しを図る。</p>
3-6	返還事務の効率化	<p>①警視庁と連携し返還事務の効率化を図る。</p> <p>②放置を繰り返す複数回撤去対象者への啓発を行う。</p>
		<p>新たな施策の検討</p> <p>①電算システムの更新を図り、事務作業の効率化を図る。</p>
3-7	放置禁止区域の指定	<p>①既指定地域については必要に応じ随時見直しを図る。未指定地域については、自転車駐車場の整備等に伴い新たに放置禁止区域を指定する。</p>
3-8	放置禁止以外の放置防止	<p>①必要に応じて長期放置自転車等の処分を実施する。</p> <p>②私有地内自転車の自己責任による処分の啓発を行う</p>
3-9	短時間放置が目立つ集客施設に対する個別協議	<p>①短時間放置が目立つ集客施設等に対し、自転車駐車場設置や放置解決手法等、個別協議を行う。</p>
		<p>新たな施策の検討</p> <p>①自転車駐車場設置事業者に対し、自転車関連施策協力者として表彰等を行う。</p> <p>②附置義務自転車駐車場案内等への掲載をする。</p>
3-10	附置義務自転車駐車場設置事業者に対する指導等	<p>①全ての道路に面した壁面に自転車駐車場の位置、経路、運用、その他の利用に関し必要な事項表示を義務付ける。</p> <p>②自転車駐車場等へ立ち入り検査を行う。</p>

■■■ 自転車駐車場の効果的利用方法の検討

③ 自転車駐車場の効果的利用方法について

施策No	取組	施策
3-11	自転車駐車場定期利用者に対する優先順位の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体に障害があり、日常生活を営むに当たり自転車等の利用を欠かすことができない者。 ② 豊島区の区域内に住所を有し、又は勤務先若しくは通学先を有する者。 ③ 区内に住所を有しない者のうち、駐車場の最寄りの駅から住所までが、規則で定める距離以上離れている者。
3-12	ICT等を活用した自転車駐車場への誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ① 放置自転車等対策キャンペーンによる利用誘導を行う。 ② 撤去後の問い合わせ等で自転車駐車場のご案内を行う。 ③ 民間地図サービス事業者への情報提供を行う。 <p>新たな施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自転車駐車場の満空表示をほぼリアルタイムでWEB上に掲示し誘導する。 ② 道路管理者、交通管理者と協議し、自転車駐車場へのピクトグラム（路面表示）を用いて誘導する。（都と連携）
3-13	効率的自転車駐車場運営の検討	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定管理者導入推進等による効率的な運営の継続を進める。 ② 自転車駐車場から駅までの距離や、利便性に応じた利用料金の設定検討をする。 ③ 地域特性を踏まえた開場時間設定の検討をする。

放置自転車防止啓発・撤去活動と放置自転車の状況

駅前放置自転車クリーンキャンペーン



放置自転車撤去活動



池袋駅北口における放置自転車の状況

平成15年頃



現在の状況



目白駅における放置自転車の状況

平成14年頃



現在の状況



4 自転車等駐車場整備の推進（地域構想）

将来像

乗り入れ台数に対応できる収容台数を満たした自転車等駐車場を整備提供することにより、自転車利用者が、路上に自転車を放置することなく自転車等駐車場に適切に駐輪することにより、歩行者通行の安全が確保されること。その結果、区民や来街者が「安全・安心」に歩行でき、かつ楽しく自転車を利用できる環境が整った街となること。

10年後の目標

乗降客数が増加する駅の周辺地域については、自転車乗り入れ台数に対して収容台数が不足していることから自転車等駐車場の整備を進め、収容台数不足を解消する。また、老朽化した設備を改修更新等含めて、より利用しやすい施設の整備を進める。

具体的な施策

■■■ 施策No.4-1 自転車等駐車場整備に向けた基本的な考え方

区では、第一次自転車総合計画において喫緊の課題であった自転車等駐車場の整備を進め、その計画の成果として、放置自転車台数はワースト時に比べ約17分の1に減少いたしました。

これらのことから、第一次総合計画による自転車等駐車場設置進捗状況と、区内における自転車の乗り入れ台数の推移から、区全体の自転車収容台数としては、充足に向かっているものと認識しています。しかしながら、現時点で収容不足が発生している駅周辺もあります。さらに一日あたりの乗降客数が増加している駅周辺、特に第一次総合計画策定後の平成20年に全線開業した地下鉄副都心線の沿線では乗り入れ台数が増加傾向にあり、現時点における収容台数を超えることが想定されるため、これら駅周辺は駐輪需要に見合う収容台数の確保に努め、地域の生活圏域に根ざした自転車等駐車場整備を検討してまいります。

あわせて、老朽化した設備改修のため自転車等駐車場修繕計画を策定し、環境面にも配慮しつつ、自転車駐車場に向けての路面誘導案内（ピクトグラム等）や、webを用いた「満空表示」、自転車サイズの大型化等に対応する「思いやりゾーン」を整備するなど、より利用しやすい自転車駐車場を目指します。

各駅周辺における整備方針等は45ページから52ページに記載のとおりです。

(新設自転車等駐車場考慮事項)

- ・東京都一斉調査における乗り入れ台数（適正駐輪台数＋放置自転車台数）の推移
- ・駅別の一日あたり乗降客数の推移
- ・本区実態調査等から推察される需要等



東京都調査（平成26年度）による、区内各駅における乗り入れ台数＝（A）

上記（A）と、各駅周辺の自転車駐車場の収容台数を比較＝（B）

乗り入れ台数（A）／収容台数（B）が80%を超える駅周辺自転車駐車場を抽出＝（C）



（C）の抽出結果に、駅別の一日あたり乗降客数の増加傾向、自転車駐車場利用実態を確認し、新たな施設整備を検討する。

また上記以外においても、個別に発生する自転車駐車場の課題解決のため、必要に応じ新たな施設整備を検討する。

思いやりゾーン（巣鴨駅北白山通り）



■■■ 施策No.4-2 条例による附置義務制度の見直し

区では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的な推進に関する法律」に基づく、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」により、一定規模以上の建築行為に自転車駐車を設置する義務を定めています。

この附置義務制度は平成26年に条例改正を行っていますが、これらは社会情勢等にあわせ適宜改正します。

■■■ 施策No.4-3 鉄道事業者の講ずる措置

・用地に関する情報の提供

鉄道事業者は、駅および駅周辺の鉄道用地のうち、高架下、駅前広場、関連施設地下部分、線路上空など、自転車駐車場として利用可能な用地の有無につき、常に十分な精査に努めるとともに、区及び道路管理者とも連携を密に図り、自転車等駐車場整備の協力要請があった場合には、利用可能な用地に関する情報の提供に努める。

・自転車駐車場の計画における事前調整

鉄道事業者は、その所有する用地内に新たな施設を計画する場合や、既存駅の改良および新駅の設置にあたっては、区と相互に協力し、計画段階から必要な情報の提供および自転車等駐車場のスペースの確保に努める。

・用地の提供・自転車等駐車場の整備等

鉄道事業者は、区から自転車等駐車場の確保について協力要請があった場合には、利用可能な用地の貸付その他の措置を講ずるよう努める。

■■■ 施策No.4-4 道路管理者の講ずる措置

・都市計画道路の整備における事前調整

道路管理者は、鉄道駅周辺の新たな都市計画道路の整備に着手する場合は、区と相互に協力し、計画段階から必要な情報の提供を行うとともに、自転車等駐車場スペースの確保に積極的に協力する。

・自転車等駐車場の設置

道路管理者は、駅周辺の自転車等の駐車需要の著しい道路において、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。また、区から路上自転車駐車場として道路占用許可の協力要請があった場合には、可能な範囲において協力する。

・放置自転車対策の推進

道路管理者は、適正な道路利用の促進を図るため、区や交通管理者と相互に協力して、放置自転車の排除に努める。

各駅周辺の自転車等駐車場整備方針一覧

	駅 周 辺	方 針	駅No	資料P
拡 充 整 備	要町駅	想定需要超過のため、必要な収容台数の自転車駐車場の整備を推進する。	11	96
	千川駅	既存区立自転車駐車場の収容台数超過のため、必要な収容台数の自転車駐車場の整備を推進する。	12	98
	巣鴨駅	利用率の高い自転車駐車場が多いため、施設配置を含め収容台数増加等に向けた検討を進める。	3	80
	目白駅	利用率の高い、駅至近の自転車駐車場収容台数増加等の対応検討を進める。	4	84
	池袋駅	利用率の高い自転車駐車場が多いため、必要なエリアには、自転車駐車場の整備検討を進める。	1	72
	大塚駅	南口は地下自転車駐車場の整備を進め、北口は駅前広場の再整備に合わせ再配置する。	2	76
	新大塚駅	利用用途に応じた自転車駐車場配置等を再検討し、必要に応じて新たな収容台数確保を検討する。	14	104
	雑司が谷駅	環状第5-1号線都市計画道路工事を見据え、駐輪需要に対応していく。	17	109
新 規 整 備	東池袋駅	補助81号線都市計画道路工事による既存施設廃止に伴い、新たな自転車駐車場の整備を進める。	10	94
	下板橋駅	補助73号線都市計画道路工事による既存施設廃止に伴い、新たな自転車駐車場の整備を進める。	7	89
	北池袋駅	補助82号線都市計画道路工事による既存施設廃止に伴い、新たな自転車駐車場の整備を進める。	6	88
現 状 維 持	駒込駅	適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。	5	86
	椎名町駅	適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。	8	90
	東長崎駅	既存自転車駐車場による収容台数の維持を図る。	9	92
	西巣鴨駅	適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。	13	102
	落合南長崎駅	適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。	15	106
	高田馬場駅	既存施設活用を継続。新宿区と協働し将来の自転車駐車場整備や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。	16	108
	板橋駅	板橋区、北区と協議しながら条例に基づく放置自転車撤去活動を継続する。	18	110

1 池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①池袋副都心周辺では、平成19年度をピークに自転車乗り入れ台数が減少していたが、過去3年の乗り入れ台数は上昇している。26年度現在乗り入れ台数と区立自転車駐車場がほぼ同数であり、平置き自転車駐車場等における、自転車大型化に伴う実質的な収容台数減少も想定されるため、引き続き鉄道事業者や道路管理者等と協力し、必要な収容台数の自転車駐車場の整備を目指す。
- ②既存自転車駐車場については、適宜利用者しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。
- ③集客施設を数多く抱える地区であることから、より利用しやすい附置義務自転車駐車場とするよう、条例に基づき設置者及び管理者等利害関係者と協議調整を進める。
- ④東京オリンピック、パラリンピック開催に伴うシェアサイクルの事業展開を見据えて、サイクルステーション機能施設等の検討を行う。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
池袋駅周辺における自転車駐車場の利便性向上	池袋駅周辺の自転車駐車場における駐輪利用実態にあわせ、必要な方策を検討する。	

2 大塚駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①南口駅前広場地下部分を活用した自転車駐車場の整備に伴い暫定設置された「大塚駅南口登録制自転車置場」「大塚台公園内登録制自転車置場」についてはこれを廃止する。
- ②大塚駅周辺では、南口駅前広場地下部分を活用した自転車駐車場の完成に伴い、自転車乗り入れ台数に対して収容台数が上回るため、今後は駅集客施設との連携を強化しより利用しやすい自転車駐車場を目指す。
- ③大塚駅北口では、駅前広場の再整備に伴い、地元要望を踏まえながら再配置を行う。
既存自転車駐車場については、適宜利用者しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
南口駅前広場地下部分を活用した自転車駐車場の整備	鉄道事業者の協力により、駅前広場地下部分の無償提供を受け、収容台数700台程度の自転車駐車場整備を行う。 平成29年3月完成を目指す。	

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
暫定無料置場の集約	南口地下自転車駐車場の整備に併せ暫定の登録制自転車置場を廃止する。	
北口広場の再整備に伴う路上自転車駐車場の再整備	北口駅前広場の再整備に伴い路上自転車駐車場を再配置する。	

3 巣鴨駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①利用率の高い自転車駐車場が多いため、定期利用、一時利用施設の配置を含め台数増加について検討を行う。
- ②既存自転車駐車場については、適宜利用者しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
巣鴨駅北口における自転車駐車場の利便性向上	巣鴨駅北自転車駐車場における駐輪利用実態(自転車大型化)にあわせ、必要な方策を検討する。	
巣鴨駅南口や巣鴨駅西側における自転車駐車場拡張や新設等検討	南口における自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討を行う。	

4 目白駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①目白駅北自転車駐車場の利用実態に合わせ、必要な方策を検討する。
- ②目白駅東および、西自転車駐車場の利用実態に応えるため、駅至近の収容台数増加に向けた検討を行う。
- ③適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。
- ④指定管理者や地域との協力により目白駅北自転車駐車場の利用率の向上に努める。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
目白駅北口における自転車駐車場の利便性向上	目白駅北自転車駐車場における駐輪利用実態にあわせ、必要な方策を検討する。	
目白駅東や目白駅西自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討を行う。	

5 駒込駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既設自転車駐車場は現状維持を基本とし、適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。
- ②指定管理者や地域との協力により駒込駅北自転車駐車場の利用率の向上に努める。また、隣接する文京区・北区とも協働しさらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

6 北池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①補助82号線道路工事に伴い北池袋自転車置場は廃止されるので、それに代わる自転車駐車場の整備を進める。その際は、生活圏域が東武東上線により上池袋方面と池袋本町方面に分かれているため、整備に付随する用地取得等の際はこれらを考慮する。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
北池袋駅周辺における自転車駐車場の新たな施設整備	補助82号線道路工事にあわせ、新たな自転車駐車場整備の検討を行う。	

7 下板橋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①補助73号線道路工事に伴い下板橋自転車置場は廃止されるので、それに代わる自転車駐車場の整備を進める。その際は、隣接する板橋区と協議を重ね、整備に付随する用地取得等の際はこれらを考慮する。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
下板橋駅周辺における自転車駐車場の新たな施設整備	補助73号線道路工事にあわせ、新たな自転車駐車場整備の検討を行う。	

8 椎名町駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とし、適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

9 東長崎駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とする。

10 東池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①現在の暫定施設は、駐輪需要を満たしているが、補助81号線工事に伴い自転車駐車場の一部廃止する必要がある。そのため、これに代わる新たな自転車駐車場を整備する必要がある。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
東池袋登録制自転車置場の一部廃止	補助81号線道路工事進捗にあわせ、一部廃止を進める。	

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
東池袋登録制自転車置場の改廃	一部廃止に伴う収容台数の減を補うため、新たな自転車駐車場整備を検討する。	

11 要町駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①要町駅では一日の乗降客数が年々増加傾向にある中で、第一次総合計画による想定需要をすでに超過した乗り入れ台数に達しており、区立施設における駐輪収容を確保することは、喫緊の課題である。したがって、引き続き鉄道事業者や道路管理者等と協力し、必要な自転車駐車場の整備を目指す。
- ②既存自転車駐車場については、適宜利用者しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
要町駅における自転車駐車場の利便性向上	駐輪利用実態(当日利用の増加、自転車大型化)にあわせ、必要な方策を検討する。	
要町駅北口における自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討協議を行う。	

12 千川駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①千川駅では一日の乗降客数が年々増加傾向にある中で、既存区立自転車駐車場の収容台数をすでに超過した乗り入れ台数に達しており、区立施設における駐輪収容を確保することは、喫緊の課題である。したがって、引き続き鉄道事業者や道路管理者等と協力し、必要な自転車駐車場の整備を目指す。
- ②既存自転車駐車場については、適宜利用者しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

自転車駐車場整備事業計画

施策内容	前期 (平成28～32年度)	後期 (平成33～37年度)
千川駅における自転車駐車場の利便性向上	駐輪利用実態(当日利用の増加、自転車大型化)にあわせ、必要な方策を検討する。	
千川駅における自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討協議を行う。	

13 西巢鴨駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とし、機会を捉えて改修・修繕を行っていく。
- ②既存自転車駐車場指定管理者や地域との協力により西巢鴨駅自転車駐車場の利用率の向上に努める。また、隣接する北区とも協力しながら放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

14 新大塚駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①新大塚駅路上駐車場については、コイン式当日利用が73台、平置定期利用が73台として運営しているが、特に新大塚駅に至近の当日利用コイン式の利用率は大変高い。したがって、駅から距離のある定期利用用途の自転車駐車場から当日利用用途への転換を含め検討していく。
- ②検討の結果、必要に応じて新たな自転車駐車場の整備を図る。
- ③隣接する文京区と協働しさらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

15 落合南長崎駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①南長崎自転車駐車場においては、南長崎スポーツセンターと併設する自転車駐車場であり収容台数は充足している。また新目白通りを挟んだ集客施設においては附置義務自転車駐車場の台数を満たしている。今後は集客施設と協議を重ね、短時間であっても集客施設内の自転車駐車場または南長崎自転車駐車場の利用するよう啓発していく。
- ②隣接する新宿区と協議し、さらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議していく。

16 高田馬場駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①高田馬場駅周辺の本区エリアは、当該駅から離れていることもあり、現状維持を基本とする。
- ②既存施設の活用を継続しながら、隣接する新宿区と協働し将来の自転車駐車場整備や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

17 雑司が谷駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

- ①既存施設の活用を継続しながら、隣接する新宿区と協働し将来の自転車駐車場整備や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

18 板橋駅周辺における自転車関連施策の方針

- ①新たな自転車駐車場整備目標は掲げず、隣接区と協議しながら条例に基づく放置自転車撤去活動を継続する。

鉄道事業者協力により整備された自転車駐車場 (池袋駅東第二自転車駐車場)

整備前



整備後



交通管理者、道路管理者協力により整備された自転車駐車場 (巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場)



公園内に設置された自転車駐車場 (池袋駅南自転車駐車場)





資料集

～自転車等の利用と駐輪に関する 総合計画の推進のために～

- ・ 自転車に関連する動向
- ・ 自転車に関連する区の取り組み状況等
- ・ 各駅周辺における駐輪状況等
- ・ 法令等
- ・ 豊島区自転車等駐車対策協議会

自転車に関連する動向

1 自転車に関連する国や都の動向や方針などについて

国の動向

① 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」

(平成23年10月警察庁交通局)

- ・近年の自転車に係る交通状況を踏まえ、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、今一度、自転車は「車両」であるということ、自転車利用者のみならず、自転車等の運転者を始め交通社会を構成するすべてのものに徹底させることとした。
- ・推進すべき対策として、
 - ①自転車の通行環境の確立、
 - ②自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、
 - ③自転車に対する指導取り締まりの強化
 が挙げられている。

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について

◆ 背景

「自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策の推進について(平成19年交通局長通達)」に基づく各種対策を推進してきたところ、一定の成果は見られるものの、未だ…

- 自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透していない
- 自転車利用者のルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たない
- 自転車の通行環境の整備も十分には進んでいない

良好な自転車交通秩序を実現させるための総合対策

◆ 基本的考え方

【自転車は「車両」であるということの徹底】

- ・ 自転車本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進
- ・ 歩道を通行する者には歩行者優先を徹底

「車道を通行する自転車」と
「歩道を通行する歩行者」
の双方の安全を確保

通行環境の確立

- 規制標識「自転車一方通行」や「普通自転車専用通行帯」を活用した走行空間の整備
- 自転車歩道通行可規制の実施場所の見直し
- 自転車歩道通行可規制のある歩道をつなぐ自転車横断帯の撤去

等

ルール周知と安全教育の推進

- 自転車は「車両」であるということの徹底
- ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任保険等の加入の必要性等について周知

等

指導取締りの強化

- 指導警告の積極的推進、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質・危険な違反の検挙
- 街頭での指導啓発活動時に本来の走行性能の発揮を求める者には歩道以外の場所の通行を促進

等

基盤整備

- 都道府県警察における総合的計画の策定
- 条例を制定した地方公共団体の事例も参考としながら、その取組を積極的に支援
- 体制整備、部内教養の徹底、関係部門との連携
- 地方公共団体等に対する駐輪場整備や放置自転車撤去の働き掛け

等

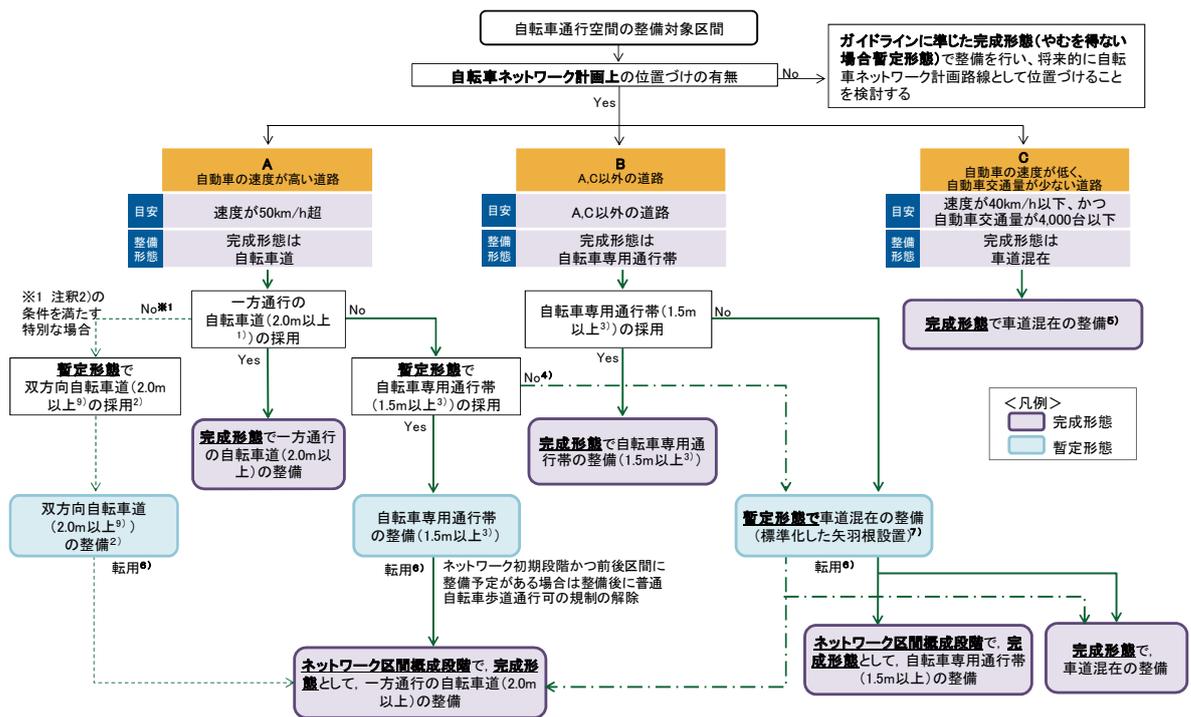
② 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」

(平成24年11月 国土交通省道路局、警察庁交通局)

- ・国土交通省と警察庁により策定され、面的な自転車ネットワーク形成のための路線選定と自動車の速度や交通量を踏まえた整備形態の選定についての指針が示された。

※平成27年11月現在、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえた安全で快適な自転車利用環境を早期に創出するために、「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を、国土交通省と警察庁が共同で開催しており、新たな提言がなされる予定である。下図は新提言(案)等より参考に記す。

交通状況を踏まえた整備形態の選定の考え方と分離に関する目安(提言案)



- 1) 自転車道の幅員は2.0m以上とするが、双方向の自転車道については、自転車相互のすれ違いの安全性を勘案し、2.0mよりも余裕をもった幅員構成とすることが望ましい。
- 2) 双方向の自転車道が採用できる条件は次の全ての条件を満たすこと。①一定の区間長で連続性が確保されていること、②区間前後・内に双方向自転車道が交差しないこと、③区間内の接続道路が限定的で自転車通行の連続性・安全性が確保できること、④ネットワーク区間概成段階で一方通行の規制をかけることができること。
- 3) 自転車専用通行帯の幅員は1.5m以上とするが、やむを得ない場合に、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができる。
- 4) 自転車専用通行帯に転用可能な1.5m以上の幅員を外側線の外側に確保することを原則とし、やむを得ない場合には、整備区間の一部で最小1.0m以上とすることができる。
- 5) 完成形態として車道混在を採用する場合は、1.0m以上の幅員を外側線の外側に確保することが望ましい。
- 6) 自転車通行空間整備後に道路又は交通状況の変化により、完成形態の条件を満たすことができるようになった場合。
- 7) 暫定形態の採用が困難な場合には、当該路線・区間を自転車ネットワーク路線から除外し、代替路により自転車ネットワークを確保する可能性についても検討する。代替路として生活道路等を活用する場合には、安全性や連続性に留意する必要がある。
- 8) 普通自転車歩道通行可の規制との併用は、前後区間に自転車専用通行帯の整備予定がある場合に限ること。この場合、前後区間の自転車専用通行帯の整備時に普通自転車歩道通行可の規制を解除するとともに、その予定を事前に周知すること。
- 9) 例えば、2.5mが確保できる場合は、歩道側1.5m、車道側1.0mの位置に中央線を設置するなど車道に対する左側通行を誘導することが望ましい。

基本的な整備形態（イメージ）

基本的な整備形態	【整備イメージ】
自転車道	<p>緑石線・柵その他これに類する工物により区画</p> <p>歩道 自転車道</p>
自転車専用通行帯	<p>歩道 自転車専用通行帯 車道</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）	<p>歩道 車道</p>

【図 路面表示の設置方法(案)】

整備形態	【整備イメージ】
自転車専用通行帯	<p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>【路肩・停車帯内の対策】</p> <p>【車線内の対策】</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p> <p>【車線内の対策】</p>

【図 完成形態が自転車道の場合の暫定形態選定の考え方】



【図 完成形態が自転車専用通行帯の場合の暫定形態選定の考え方】



都の動向

①「東京都自転車走行空間整備推進計画」

(平成24年10月 東京都)

- ・「2020年の東京」計画において、自転車走行空間を平成32年までに新たに100キロメートルを整備することとしており、その実現のため、道路の幅員や利用状況に応じ、車道の活用を基本とした自転車道や自転車レーンなどの整備手法と安全性・利便性向上の視点から選定した優先整備区間などを取りまとめた「東京都自転車走行空間整備推進計画」を策定した。
- ・なお、豊島区内において優先整備区間（既設道路）はない。

東京都自転車走行空間整備推進計画

<整備手法の選定>
 自転車道や自転車レーンなどの整備手法と、車道幅員や歩道幅員などの道路構造、及び駐停車や荷捌きの需要など道路利用状況を踏まえ、車道の活用を基本とした整備手法の選定の考え方を示した。

整備手法のイメージ図

<p>自転車道</p>	<p>自転車レーン</p>
<p>自転車歩行者道 構造的分離（自転車道*）</p>	<p>自転車歩行者道 視覚的分離</p>

*植樹帯や縁石等で区分し、構造的に分離したものを自転車道と呼ぶこととする

<優先整備区間を選定する4つの視点>

- 自転車交通量が多く事故の危険性がある区間
- 自転車乗り入れ台数が多い駅周辺の区間
- 複数の観光スポットや集客施設などを結び、自転車の利用促進が期待できる区間
- 既存の自転車走行空間と接続することで利便性が高まる区間

<2020年度までの整備計画>

- 既設道路
 - ・2020年度までに約100kmを整備
 - ・自転車交通量が多い平和橋通り（葛飾区）、上野と浅草・東京スカイツリーといった観光スポットを結ぶ浅草通り（台東区）、既存の自転車走行空間と接続することで利便性が高まる東八道路（三鷹市等）などを整備
- 新設・拡幅道路等
 - ・都市計画道路の整備など、道路の新設・拡幅を行う際は、自転車走行空間の整備に取り組む

整備延長の推移

年度	整備延長 (km)
2011年度 (平成23年度末)	112
2020年度 (平成32年度末)	221

東京都自転車走行空間整備推進計画



② 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」および推進計画 (平成25年7月施行)

- 東京都では、自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者による危険な運転、歩行者などの妨げとなる自転車の放置などが社会的な問題となっており、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにするとともに、行政、事業者、家庭といった自転車利用者に関係する者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的として、条例を制定した。

東京都自転車安全利用推進計画について

別添1

<計画の位置付け>

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用に関する都の施策や自転車利用者、事業者等の関係者の取組を総合的に推進するために策定する計画
(計画の策定に当たり、関係者から構成する自転車安全利用推進計画協議会を開催した上で、パブリックコメントも実施)

計画の概要

理 念：社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会の実現

数値目標：自転車乗用中死者数 25人以下 (H27年中) 自転車事故件数 13,000件以下 (H24年 17,076件) 駅前放置自転車台数 30,000台以下 (H24年 48,197台)

行政、自転車利用者、事業者等の各主体が、自転車の利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、以下の取組を推進

【安全教育の推進】

- 行政、保護者、学校、事業者、自転車小売業者等による教育の推進
 - 行政による各種教材の提供
- など

【放置自転車の削減】

- 行政、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備、駐輪場利用の啓発
 - 区市町村による効果的な放置自転車の撤去
- など

【安全な利用環境の整備】

- 道路構造等を踏まえた安全な利用環境の整備
 - 利用環境のネットワーク化の推進
- など

【安全性の高い自転車の普及】

- 自転車利用者等による点検整備の推進
 - 自転車製造事業者等による安定性の高い自転車等の開発・普及
- など

【事故に備えた措置】

- 行政、自転車小売業者等によるヘルメット等の普及啓発
 - 自転車利用者等による保険加入の促進
- など

【悪質・危険な自転車利用者対策】

- 警視庁による効果的な街頭指導
 - 警視庁による悪質・危険な違反者に対する取締り
- など

※ 「関係者の連携」、「民間活力の有効利用」、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備」など、取組を進める上での必要な視点についても記載



区に関連計画等

①「豊島区基本構想・同基本計画」

(平成27年3月)

- ・この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。
- ・豊島区基本構想は、平成15年次期基本計画の策定を前に、平成15年策定時の構想を尊重しつつ見直しを図りました。これにより、これからのまちづくりの方向をより明確化し、豊島区がめざす将来像の実現に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

(将来像)

「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」



② 「豊島区都市づくりビジョン」

(平成27年3月)

- ・都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に位置づけられた区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」です。
- ・「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」は「豊島区都市づくりビジョン」を具体化する分野計画です。

【第4章 目標を実現するための都市づくり方針（抜粋）】

(安全な自転車利用の推進)

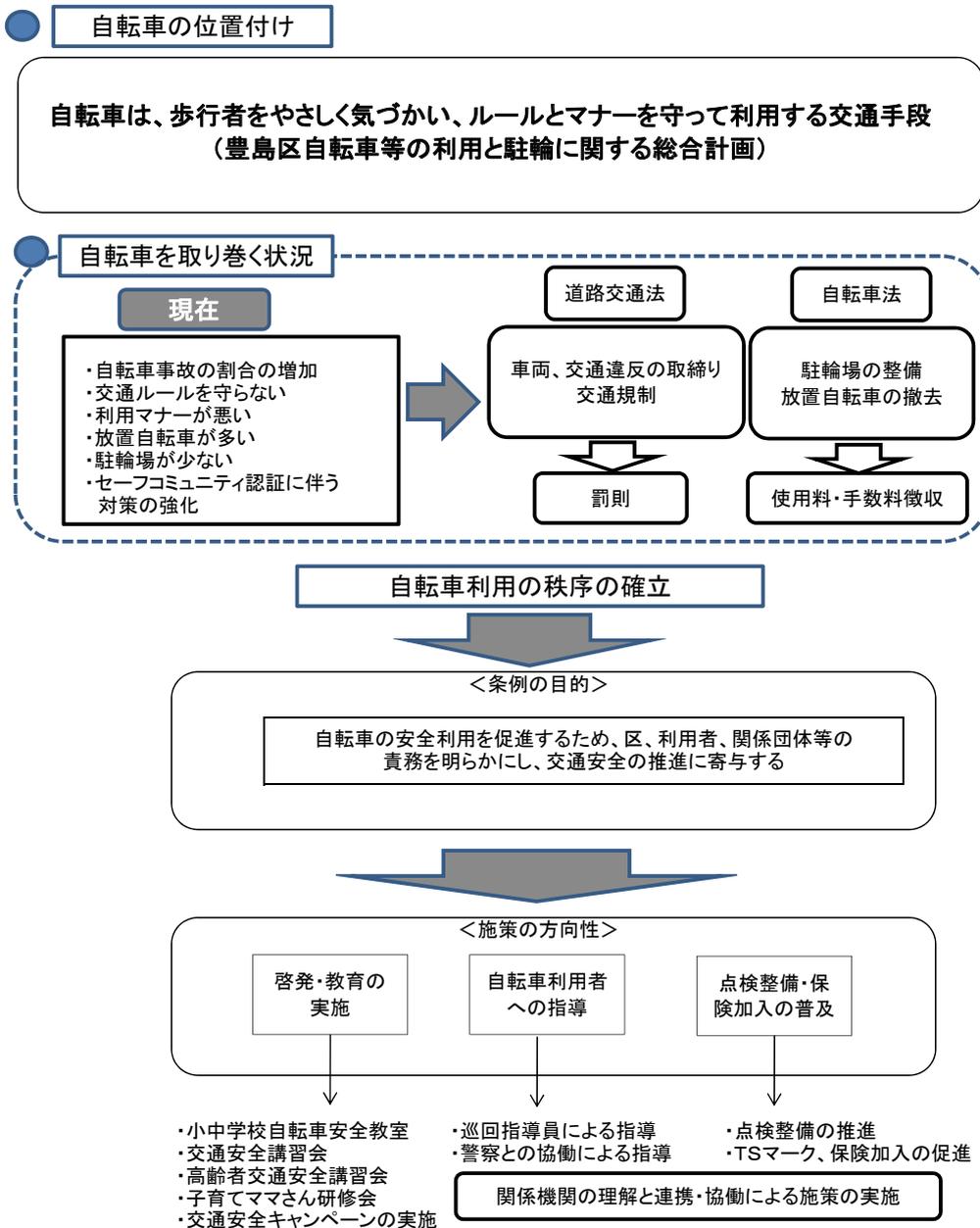
- ・環境に優しく、健康づくりにもつながる自転車を有効な交通手段として位置づけ、安全で快適に走行できる空間を整備します。
- ・都市計画道路の整備にあたり、自転車走行空間が設置可能な区間では、歩行者、自転車、自動車それぞれの分離を図ります。
- ・「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づき、鉄道事業者や道路管理者、集客施設の事業者などと連携し、自転車駐車場の整備を進めるとともに、自転車等放置禁止区域の指定など放置自転車対策を推進します。
- ・自転車の安全な利用を促すため、平成25年7月に東京都が施行した「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、平成24年9月に施行した「豊島区自転車の安全利用に関する条例」に基づき、走行ルールやマナーなどの普及啓発に取り組みます。

③ 「豊島区自転車の安全利用に関する条例」

(平成24年9月施行)

・自転車の安全利用を促進するため、区、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図り、自転車事故を防止し、交通安全の推進に寄与する。を目的として、条例を制定した。

「豊島区自転車の安全利用に関する条例」概念図



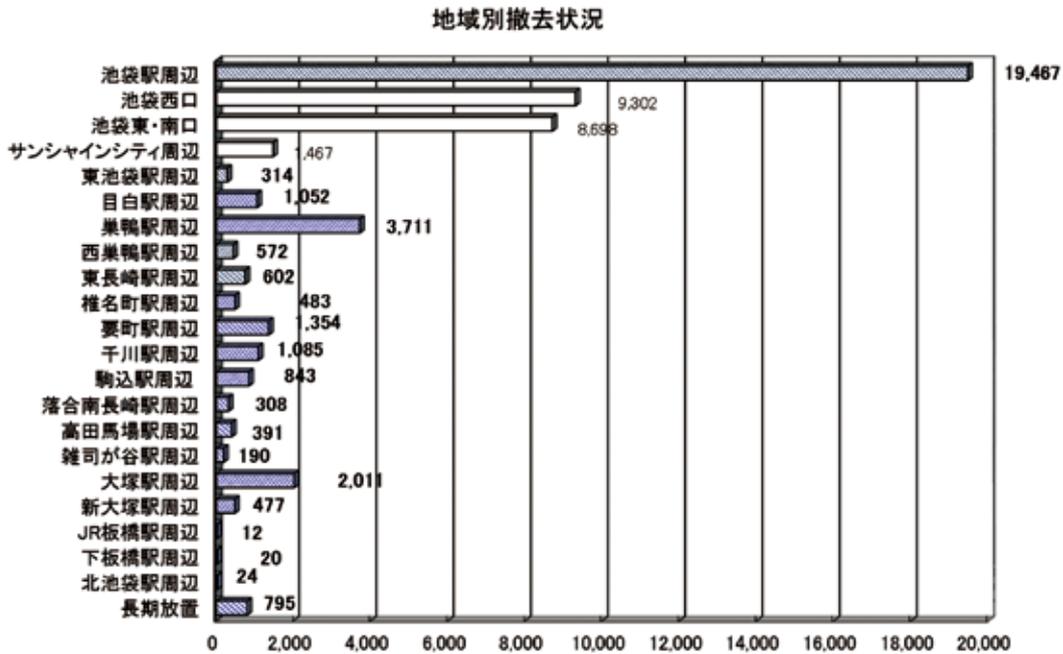
④ 「第9次豊島区交通安全計画」 (平成23年11月)

- ・平成28年11月「第10次豊島区交通安全計画」策定予定のため、第9次計画における課題を記す。
 - ①高齢者に対する安全対策
 - ②自転車の安全利用対策
 - ③二輪車（原付を含む）に対する安全対策

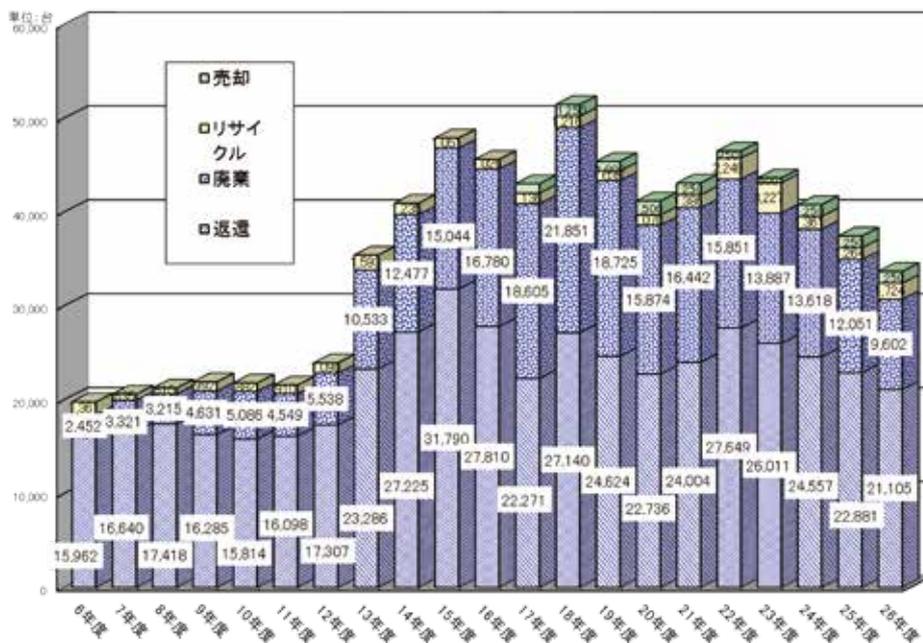


放置防止、駐輪施設整備の取り組み

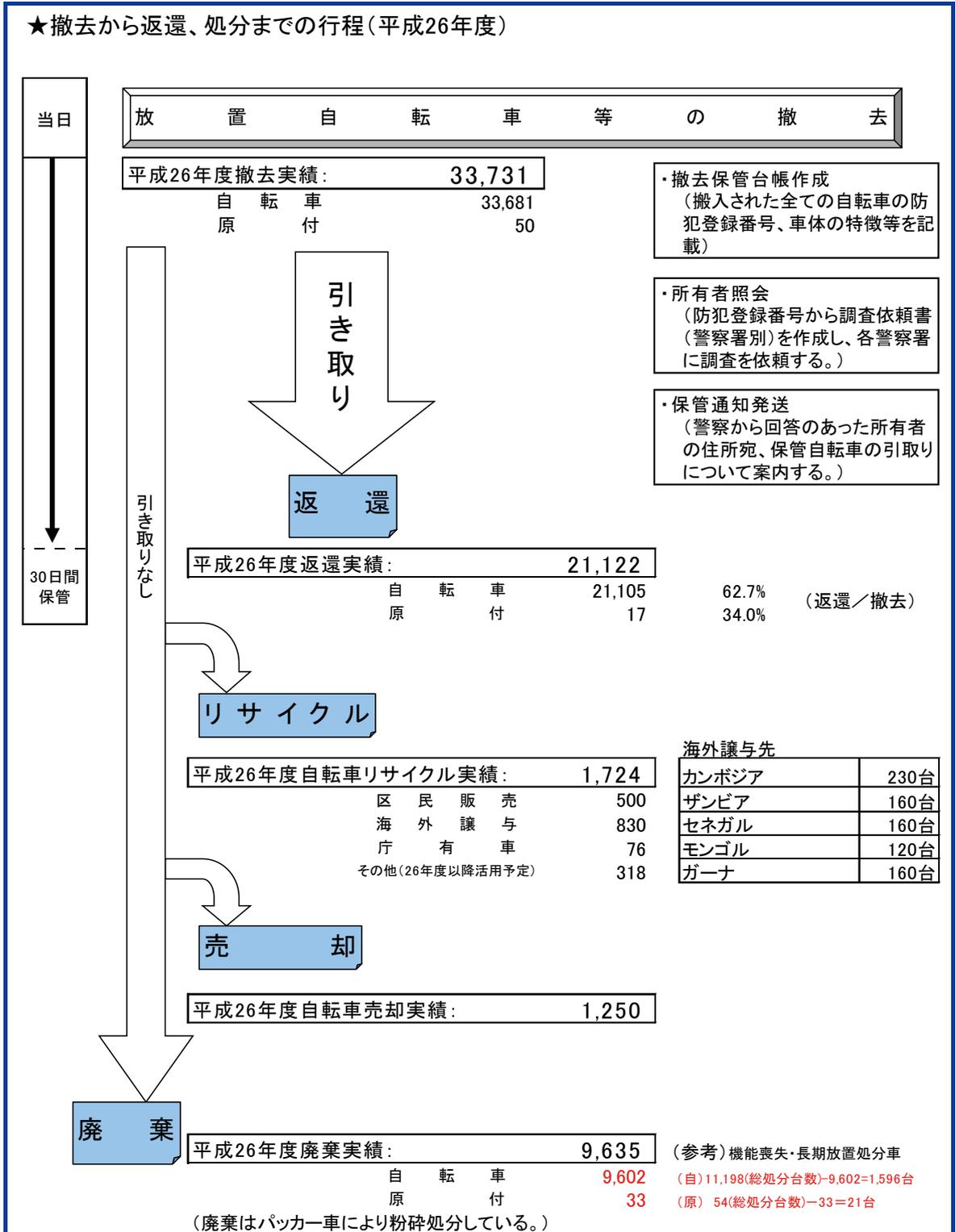
- ・自転車撤去の状況・地域別撤去の状況（平成26年度・区実績）



- ・返還処分台数の推移（自転車のみ）（平成26年度・区実績）



・撤去から返還、処分までの行程 (平成26年度・区実績)



・区立施設運営状況 (平成28年3月末現在)

駅	駐輪施設	開業時間	定期利用料金・1ヶ月(単位:円)								当日利用		自転車 イン 式
			自転車				原付				自転車	原付	
			区内居住者		区外居住者		区内居住者		区外居住者				
一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生				
池袋駅東口	池袋駅東	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500						○	
	池袋駅東第二	24時間											○
	ウイロード	24時間											○
	池袋駅南	4:00～25:30	1,250	650	1,500	750						○	
	池袋東大橋下	24時間	6,000(1年間)										
	池袋六ツ又 交差点	24時間	6,000(1年間)										
サンシャイン シティ周辺	池袋六ツ又陸橋	24時間											○
池袋駅西口	池袋駅西	6:00～24:00	1,250	650	1,500	750						○	
	池袋駅北	6:00～25:00	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	池袋駅北第二	24時間											○
大塚	大塚駅北口第一	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							
	大塚駅北口第二	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							○
	大塚駅北口第三	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							
	大塚駅北口第四	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							
	空蝉橋原動機付	24時間					3,750	2,500	4,500	3,000			
	大塚駅南口	24時間	A区画12,000(1年間)										
			B区画 9,000(1年間)										
	大塚台公園内	24時間	3,000(1年間)										
	大塚駅北口路上	24時間											○
巢鴨	巢鴨駅北	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	巢鴨駅南	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	巢鴨駅第三	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000			
	巢鴨駅北口白山通り	24時間											○
目白	目白駅東	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	目白駅西	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	目白駅北	4:00～25:30	1,400	700	1,500	750	2,800	1,850	3,000	2,000	○	○	
駒込	駒込駅北	4:00～25:30	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○		
北池袋	北池袋	24時間										無料	
下板橋	下板橋	24時間											○
椎名町	椎名橋	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							○
東池袋	東池袋	24時間	6,000(1年間)				9,000(1年間)						
要町	要町駅南	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	要町駅北	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000			
	要町駅路上	24時間											○
千川	千川駅南	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	千川駅西	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100							
	千川駅北第一	6:00～24:45	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
	千川駅北第二	6:00～24:45	1,250	650	1,500	750	1,750	1,200	2,100	1,400			
	千川駅路上	24時間											○
西巢鴨	西巢鴨駅	4:45～25:00	2,500	1,250	3,000	1,500					○		
	新庚申塚	24時間											○
新大塚	新大塚駅路上	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500							○
落合南長崎	南長崎	5:00～25:15	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000	○	○	
高田馬場	神田川第一	24時間	6,000(1年間)										
雑司が谷	千登世橋	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100							○

・豊島区立自転車等駐車施設一覧

区立(自転車) 14,401 台
区立(原付) 196 台

自転車駐車場(条例)		所在地	収容台数	
名称(自転車駐車場)			自転車	原付
1	池袋駅北	池袋1-4-20	651	17
2	池袋駅西	西池袋3-20-1	1,151	
3	要町駅南	要町1-4-11	300	
4	千川駅南	要町3-9-16	220	
5	要町駅北	要町1-10-8	200	10
6	千川駅北第一	要町3-44-8	550	20
7	目白駅西 *2	目白3-4-3	160	
8	千川駅西	要町3-22-11	200	
9	駒込駅北 *1	駒込2-2-2	850	11
10	池袋駅東	東池袋1-50-23	550	
11	西巢鴨駅 *1	西巢鴨3-26-1	300	
12	巢鴨駅北 *1	巢鴨2-7-11	1,136	20
13	千川駅北第二	要町3-55	290	10
14	目白駅東 *2	目白1-4-1	800	
15	目白駅北 *2	目白3-16	400	20
16	巢鴨駅南 *1	巢鴨1-13-8	350	6
17	ウイロード	南池袋1-28-2	160	
18	巢鴨駅北口白山通り *1	巢鴨2-9	191	
19	千川駅路上	要町3-10~12,22,23,44先	365	
20	要町駅路上	西池袋5-26先要町1-1,2,9~11先	427	
21	千登世橋 *2	雑司が谷3-1-7	68	
22	池袋駅北第二	池袋1-4-20先	80	
23	大塚駅北口第一	北大塚2-27先	140	
24	大塚駅北口第二	北大塚2-4~6先	260	
25	大塚駅北口第三	北大塚2-4先、8先	90	
26	大塚駅北口第四	南大塚3-33-4	140	
27	空蟬橋原付	北大塚2-3先	0	50
28	大塚駅北口路上	北大塚2-13~15	272	
29	椎名橋自転車駐車場	長崎1-9-30	670	
30	池袋六ツ又陸橋	東池袋3-8先	45	
31	南長崎 *3	南長崎4-13-5	270	10
32	池袋駅東第二	東池袋1-50番先	200	
33	新大塚駅路上	南大塚3-1番先	146	
34	巢鴨駅第三 *1	巢鴨2-9-23	161	12
35	池袋駅南	南池袋2-21-6	1,084	
36	新庚申塚路上	西巢鴨3-15番先、	38	
			12,915	186

*1 巢鴨地区指定管理者(H17年度~31年度) *2 目白地区指定管理者(H21年度~30年度)

*3 南長崎中央公園指定管理者(H24年度~H29年度)

登録制自転車置場・コイン式自転車置場(要綱)		所在地	収容台数	
名称			自転車	原付
1	神田川第1	高田3-9先	60	0
2	東池袋	南池袋2-49~4-18先	147	
	東池袋	南池袋2-25先	350	10
3	池袋東大橋下	東池袋1-49番先	80	
4	池袋六ツ又交差点	東池袋1-47番先	67	
5	大塚駅南口	南大塚3-34,35先	220	
6	大塚台公園内	南大塚3-27	200	
7	下板橋自転車置場	池袋本町3-25	240	
			1,364	10

無料自転車置場		所在地	収容台数	
名称			自転車	原付
1	北池袋置場	上池袋4-29	122	
			122	

豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画
 (平成18年6月策定) に基づく駐輪場整備状況
 ★：鉄道事業者協力 *：目標策定時想定外協力

駅名	総合計画期間中 整備目標台数	平成18年6月(計画策定)～平成28年3月 駐輪場新規整備・増設の状況		
		協力者	駐輪場の名称	整備・増加台数
池袋駅	2,000台	東武鉄道	池袋駅北第二	★80台
		国道管理者	池袋六ツ又交差点	67台
		国道管理者	池袋六ツ又陸橋	45台
		区単独	池袋東大橋下	80台
		JR東日本	ウイロード	★160台
		JR東日本 東武鉄道	(民)メトロポリタンプラザ	★370台
		JR東日本	池袋駅東第二	★200台
		東京電力	池袋駅南	1,084台
		西武鉄道	(民)西武スマイルパーク南池袋	★55台(原付等81台)
		民間	(民)東武ストア西池袋店	*55台
		民間	(民)エコステーション21サンシャインシティ	*272台
		民間	(民)西友サンシャイン	*50台
		民間	(民)アイパーク池袋北口	*62台
		民間	(民)リパーク池袋東口	*80台
		民間	(民)エコステーション21マルイシティ池袋	*105台
池袋駅小計			2,765台(原付等81台)	
大塚駅	1,800台	豊島区	大塚駅北口第一	140台
			大塚駅北口第二	260台
			大塚駅北口第三	90台
			空蟬橋(原付)	(原付50台)
			※大塚駅南口(暫定)	220台
			※大塚台公園(暫定)	200台
		都道管理者	大塚駅北口路上	272台
		JR東日本	(民)JR大塚南口ビル	★506台
	大塚駅北口第四	★140台		
大塚駅小計			1,828台(原付50台)	
巢鴨駅	300台	国道管理者	巢鴨駅北口白山通り	191台
		都交通局	巢鴨駅第三	★51台(原付2台)
		JR東日本	(民)アトレヴィ巢鴨	★127台
			(民)エコステーション21巢鴨	*27台
巢鴨駅小計			396台(原付2台)	
椎名町駅	550台	都道管理者	椎名橋	670台
東長崎駅	400台	西武鉄道	(民)西武スマイルパーク東長崎駅南、北	★600台
東池袋駅	-	民間	(民)ライズシティ池袋	*134台
要町駅	250台	都道管理者	要町路上	427台
千川駅	250台	都道管理者	千川路上	365台
		民間	(民)ライフ千川駅前	*168台(原付等4台)
		千川駅小計		
雑司が谷駅	200台	東京メトロ	千登世橋	★68台

(平成28年3月現在)

駅名	総合計画期間中 整備目標台数	平成18年6月(計画策定)～平成28年3月		駐輪場新規整備・増設の状況	
		協力者	駐輪場の名称	整備・増加台数	
落合南長崎駅	(平成23年中間見 直しで180台規模増 加目標)	豊島区	南長崎	180台(原付10台)	
		民間	(民)アイテラス	*359台(原付等10台)	
		落合南長崎駅小計		539台(原付等20台)	
目白駅		民間	(民)リーベンパーク目白	*27台(原付等8台)	
駒込駅		民間	(民)駒込1丁目	*54台	
西巣鴨駅					
下板橋駅					
新大塚駅	(関係機関等と協議)	豊島区	新大塚駅路上	146台	
新庚申塚		豊島区	新庚申塚路上	*38台	
計	6,050台 (全体で6,500台)	★	2,357	8,225台 (原付165台)	
			4,437		
		*	1,431		
8,225					
<p>・総合計画策定当初の目標台数 = 6,500台</p> <p>・計画策定～平成28年3月までの計画に沿った(想定外の*印を除く)整備台数 = 6,794台(原付等143台外数)</p> <p>・進捗率(自転車) = 6,794 / 6,500 = 104.5%</p> <p>★鉄道事業者協力による計画に沿った整備 = 11施設 2,357台(原付等83台外数)</p>					
○ 平成28年3月末(予定)時点の駐輪施設収容台数					
区立施設	44施設	自転車	14,401台	原付	196台
民間施設	22施設	自転車	4,452台	原付等	103台
計	66施設	自転車	18,853台	原付等	299台
※民間施設は、定期利用やコインラック式など、原則として区立施設と同等に一般に開放している施設。					
【参考】 撤去自転車保管所 5施設 自転車 5,160台					
○ 今後の整備・検討予定					
検討地域			検討事項		
JR大塚駅南口広場地下			概ね700台規模の自転車駐車を整備(平成29年3月完成予定)。		
東武東上線北池袋駅周辺			駐輪施設として活用可能な用地を検討。		
東京メトロ有楽町線地下通路			駐輪施設としての活用を検討。		
その他			地元からの要望等について、随時対応策を検討。		

各駅周辺における駐輪状況等

※計画策定協議時における平成26年度までの駐輪状況。

1 池袋駅

駅等周辺の現状

池袋駅は、JR線、東武線、西武線、東京地下鉄線が乗り入れる日本でも有数のターミナル駅であり、区内で最も自転車等の乗り入れが多い駅である。

減少傾向にあった池袋駅の一日乗降客数は、平成17年度より増加し19年度には270万人を超えた。平成24年度に再び増加に転じ、26年度は253.7万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
池袋駅東自転車駐車場	東池袋1-50-23	550	
池袋駅東第二自転車駐車場 (コイン式)	東池袋1-50先	200	
ウイロード自転車駐車場 (コイン式)	南池袋1-28-2	160	
池袋駅南自転車駐車場	南池袋2-21-6	1,084	
池袋東大橋下登録制自転車置場	東池袋1-49先	80	
池袋六ツ又交差点登録制自転車置場	東池袋1-47-12先	67	
池袋六ツ又陸橋自転車駐車場 (コイン式)	東池袋3-8先	45	
池袋駅北自転車駐車場	池袋1-4-20	自転車651 原付17	

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
池袋駅北第二自転車駐車場 (コイン式)	池袋1-4-20先	80	
池袋駅西自転車駐車場	西池袋3-20-1	1,151	
合 計		4,068	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
池袋パルコ別館P' パルコ駐輪場 (コイン式)	東池袋1-50-35	88 (88)	
三井のリパーク・池袋駅東口駐輪場 (コイン式)	東池袋1-14-3	80	
西武スマイルパーク南池袋駐輪場 (コイン式)	南池袋1-15-16	自転車55 原付61	バイク20台
メトロポリタンプラザ駐輪場	西池袋1-11-1	1,470 (509)	
エコステーション21 マルイシティ池袋前駐輪場 (コイン式)	西池袋3-28、29	105	
アイパークSELECT24 池袋北口A・B	西池袋1-30	62	
東武ストア西池袋店駐輪場	西池袋3-17-3	55 (48)	
合 計		1,976 (645)	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

池袋駅東口

- ・池袋駅東駐輪場は、区内利用者が約8割であり、割合としては、上池袋地区43%、池袋本町地区12%、東池袋地区6%、西巣鴨地区5%、他であり、板橋区からの利用者は約11%である。
- ・池袋駅南駐輪場は、区内利用者が約6割であり、割合としては、雑司が谷地区18%、南池袋地区7%、東池袋地区7%、であり区内他地区から利用者は広範囲である。板橋区からの利用者は約10%、文京区からの利用者は約7%、他である。

池袋駅西口

- ・池袋駅西駐輪場は、区内利用者が約7割であり、割合としては、長崎地区17%、西池袋地区13%、南長崎地区9%、池袋本町・池袋地区9%、他であり、板橋区からの利用者は約18%である。
- ・池袋駅北駐輪場は、区内利用者が約5割であり、割合としては、池袋本町地区34%、池袋地区11%、他であり、板橋区からの利用者は約35%である。

乗り入れ台数と収容台数

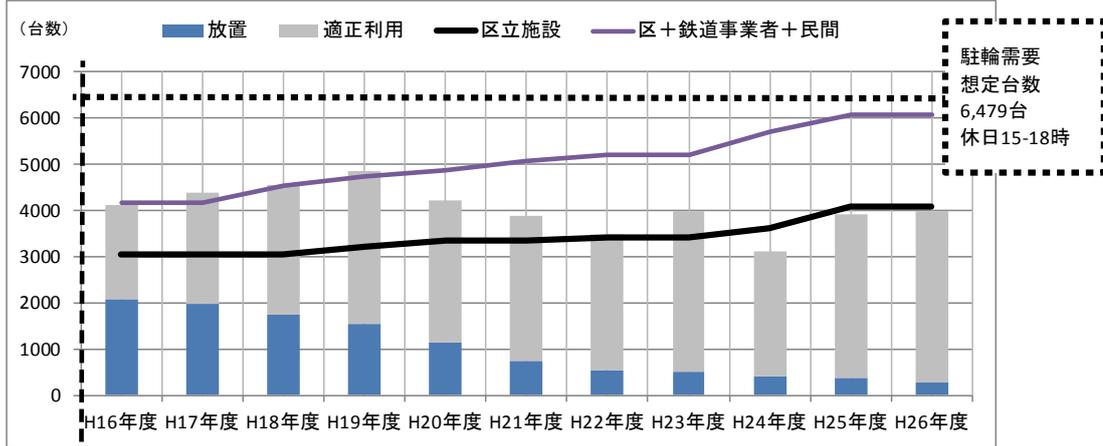
	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	3,716	3,987	区立 4,085 民間 1,976 (内：附置義務645) 計 6,061	65.8%
適正駐車	3,371	3,720		
放置	345	267		

池袋駅西



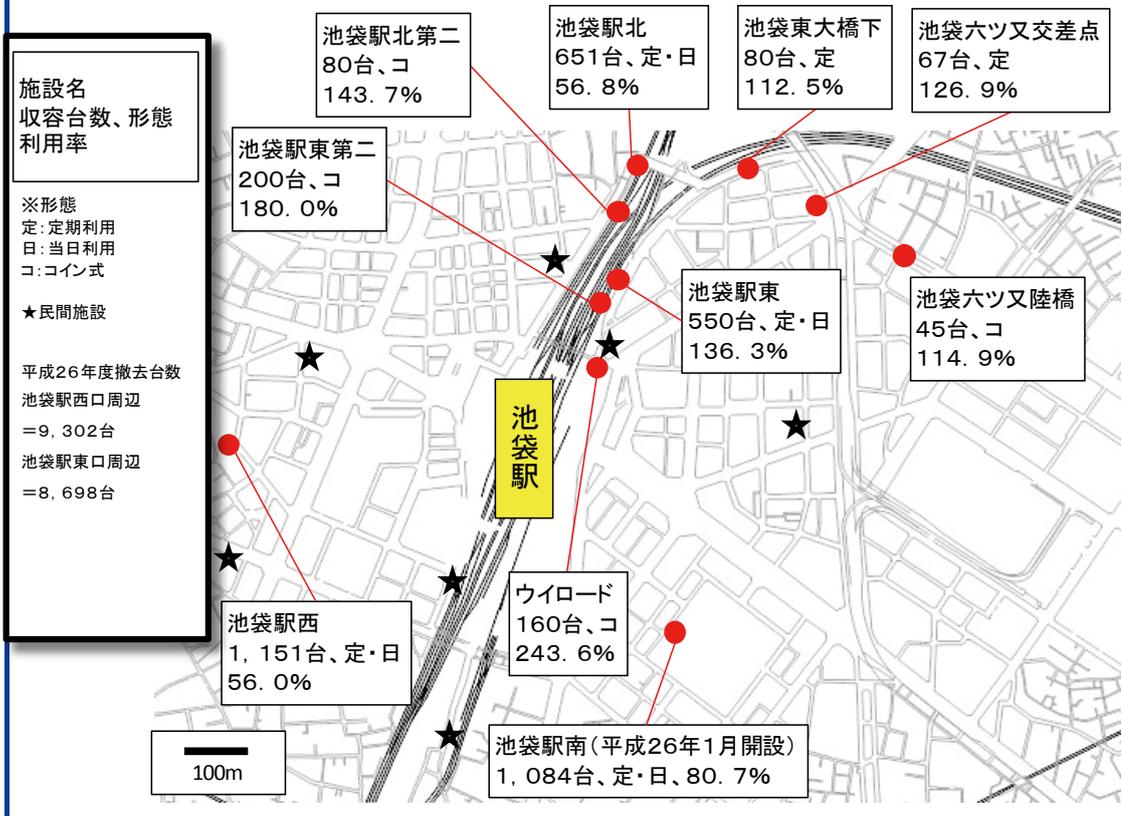
池袋駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	2076	1988	1728	1551	1125	727	541	487	399	368	267
適正利用	2048	2406	2826	3295	3110	3165	2926	3503	2708	3565	3720
区立施設	3060	3060	3060	3220	3356	3356	3401	3401	3601	4085	4085
区+鉄道事業者+民間	4160	4160	4530	4736	4872	5070	5220	5220	5695	6061	6061



放置禁止区域指定(S63)

平成26年度 区立駐輪施設利用率(池袋駅周辺)



2 大塚駅

駅等周辺の現状

大塚駅は、JR山手線と都電荒川線が交差する駅である。近年、大塚駅前については駅ビルをはじめとする集客施設の整備が進んでいる。一日乗降客数は平成23年度において10.4万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
空蝉橋原付駐車場	北大塚2-3先	50	原付のみ
大塚駅北口路上自転車駐車場 (コイン式)	北大塚2-13先～15先	272	
大塚駅北口第一自転車駐車場	北大塚2-27先	140	
大塚駅北口第二自転車駐車場	北大塚2-4～6先	260	コイン138台 定期平置122台
大塚駅北口第三自転車駐車場	北大塚2-4先、8先	90	
大塚駅北口第四自転車駐車場	南大塚3-33-4	140	
大塚駅南口登録制自転車置場	南大塚3-34、35先	220	暫定施設
大塚台公園内登録制自転車置場	南大塚3-27	200	暫定施設
大塚駅南自転車駐車場(仮称)		(700)	H29年度開設予定
合 計		1,372	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
JR大塚南口ビル駐輪場	南大塚3-33-1	506 (198)	
合 計		506 (198)	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・大塚駅北口第一自転車駐車場は、区内利用者が約9割であり、割合としては、西巣鴨地区48%、巣鴨地区22%、上池袋地区10%、であり区内他地区から利用者はほぼ皆無である。北区からの利用者は約7%、他である。
- ・大塚駅北口第二自転車駐車場は、区内利用者が約9割であり、割合としては、上池袋地区35%、西巣鴨地区24%、北大塚地区24%、他である。
- ・大塚駅北口第三自転車駐車場は、区内利用者が約7割であり、割合としては、北大塚が50%である。また板橋区からの利用者が約3割である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	1,016	976	2,158	45.2%
適正駐車	955	954		
放置	61	22		

※暫定施設である、大塚駅南口登録制自転車置場と大塚台公園内登録制自転車置場については、大塚駅南自転車駐車場（仮称）開設に合わせて廃止予定であるため、収容台数を調整する。

・収容台数 = 区立既存施設 - 暫定施設 (420台)

+ 大塚駅南自転車駐車場 (700台) + JR大塚南口ビル駐輪場 (506台)

大塚駅北第一

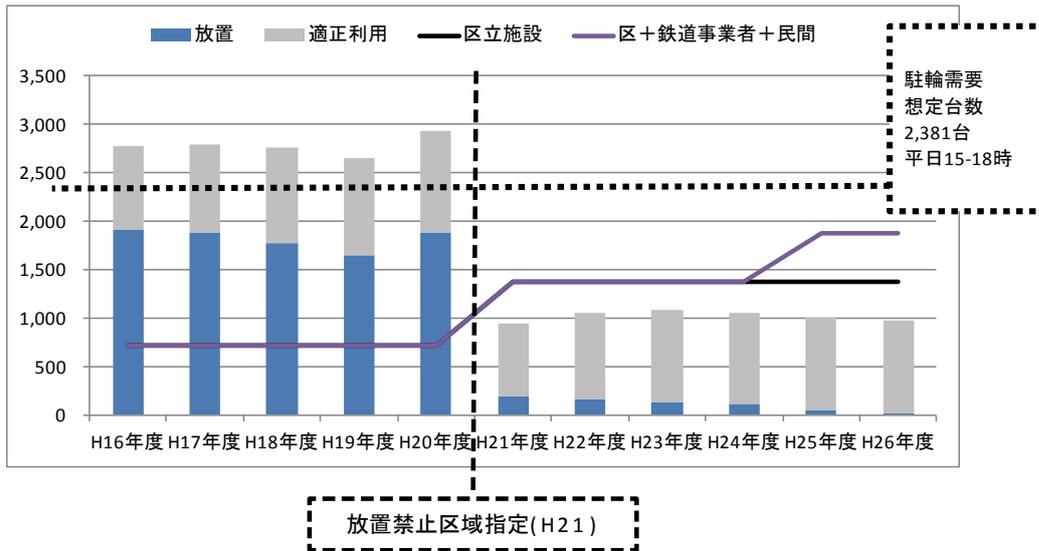


大塚駅北第二

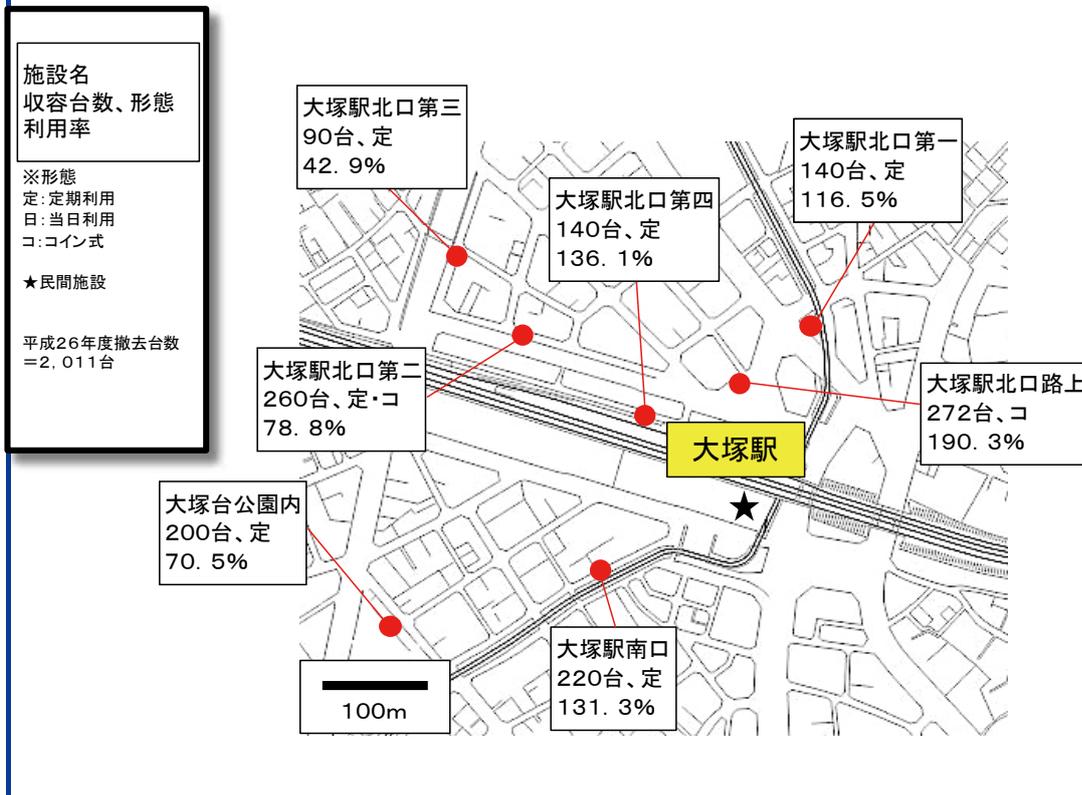


大塚駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	1,925	1,889	1,776	1,646	1,889	190	171	126	110	51	22
適正利用	851	904	991	1,009	1,048	752	887	959	952	960	954
区立施設	713	713	713	713	713	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
区+鉄道事業者+民間	713	713	713	713	713	1,372	1,372	1,372	1,372	1,878	1,878



平成26年度 区立駐輪施設利用率(大塚駅周辺)





3 巣鴨駅

駅等周辺の現状

巣鴨駅は、JR山手線と地下鉄三田線が交差する駅である。一日乗降客数はJR巣鴨駅で平成23年度において15.3万人、地下鉄三田線巣鴨駅は平成24年度において9.2万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
巣鴨駅北自転車駐車場	巣鴨2-7-11	自転車1,136 原付20	
巣鴨駅第三自転車駐車場	巣鴨2-9-23	自転車161 原付12	
巣鴨駅南自転車駐車場	巣鴨1-13-8	自転車350 原付6	
巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場 (コイン式)	巣鴨2-9先ほか	191	
合 計		1,876	

自転車駐車場：参考

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
エコステーション21 巣鴨駐輪場(コイン式)	巣鴨1-15	27	
アトレヴィ巣鴨駐輪場 (コイン式)	巣鴨2-7南	127 (51)	
合 計		154 (51)	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・ 巣鴨駅北自転車駐車場は、区内利用者が73%であり、区外利用者は27%である。21年度調査では区外利用者の大半は北区である。
- ・ 巣鴨駅第三自転車駐車場は、区内利用者が86%であり、区外利用者は14%である。21年度調査では区外利用者は北区、ついで板橋区が占める。
- ・ 巣鴨駅南自転車駐車場は、利用者の80%が区外利用者であり、そのほとんどは文京区である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	1,458	1,483	2,030	73.0%
適正駐車	1,263	1,325		
放置	195	158		

巢鴨駅南



巢鴨駅第三



巢鴨駅北

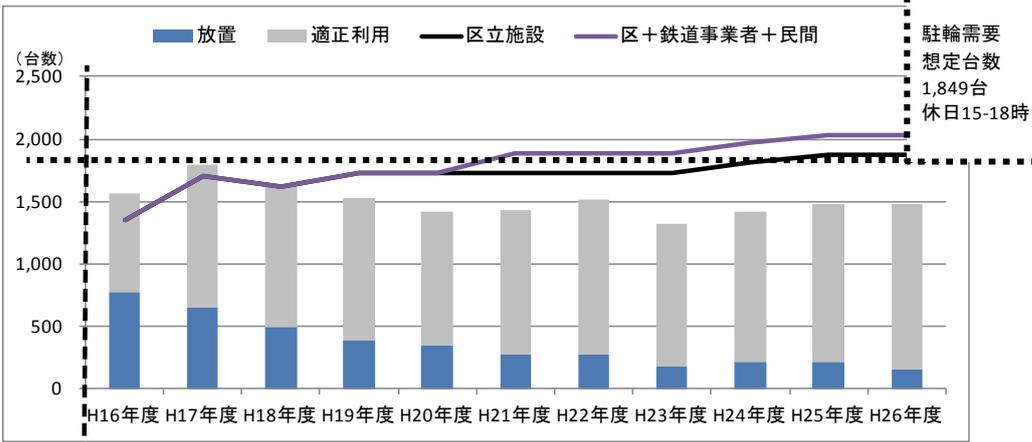


巢鴨駅北口白山通り



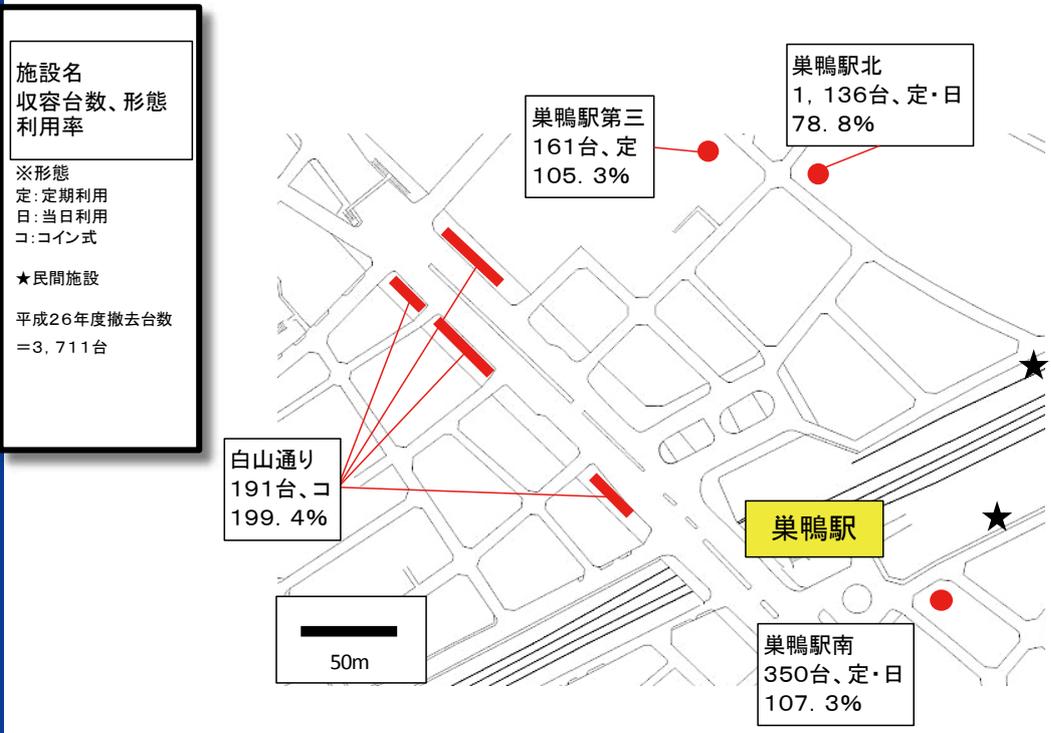
巢鴨駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	772	648	493	382	343	278	271	184	218	209	158
適正利用	792	1,150	1,133	1,147	1,078	1,146	1,242	1,139	1,197	1,267	1,325
区立施設	1,346	1,702	1,622	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,813	1,876	1,876
区+鉄道事業者+民間	1,346	1,702	1,622	1,726	1,726	1,880	1,880	1,880	1,967	2,030	2,030



放置禁止区域指定(H13)

平成26年度 区立駐輪施設利用率(巢鴨駅周辺)





4 目白駅

駅周辺等の現状

目白駅は、JR山手線が乗り入れる駅であり、新宿区に隣接する駅である。一日乗降客数は平成23年度において7.5万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
目白駅東自転車駐車場	目白1-4-1	800	
目白駅西自転車駐車場	目白3-4-3	160	
目白駅北自転車駐車場	目白3-16	自転車400 原付20	
合 計		1,380	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
リーベンパーク目白駐輪場 (コイン式)	目白3-14	自転車27	バイク8台
合 計		27	

自転車利用者の実態

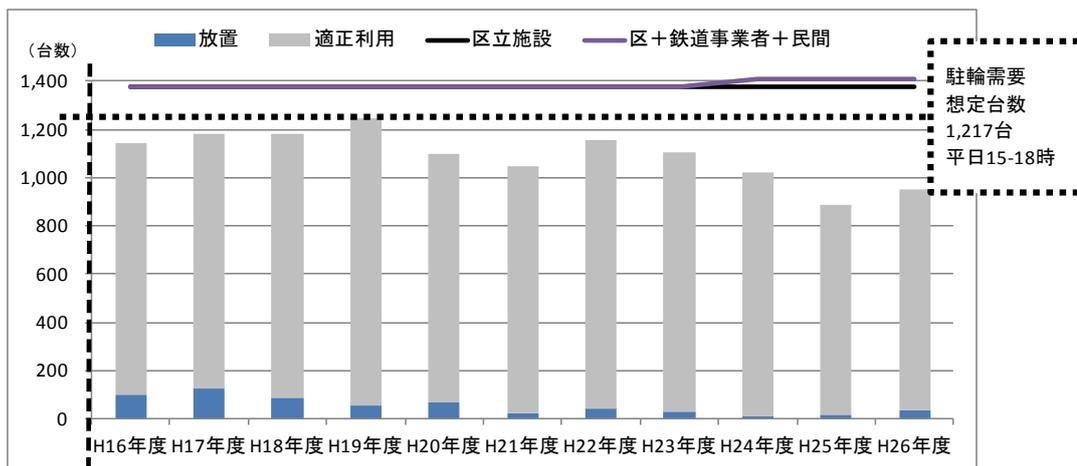
- 目白駅周辺の自転車駐車場の利用者については、約70%が区民利用者であり、その他区外利用者は新宿区である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	955	954	1,407	67.8%
適正駐車	934	918		
放置	22	36		

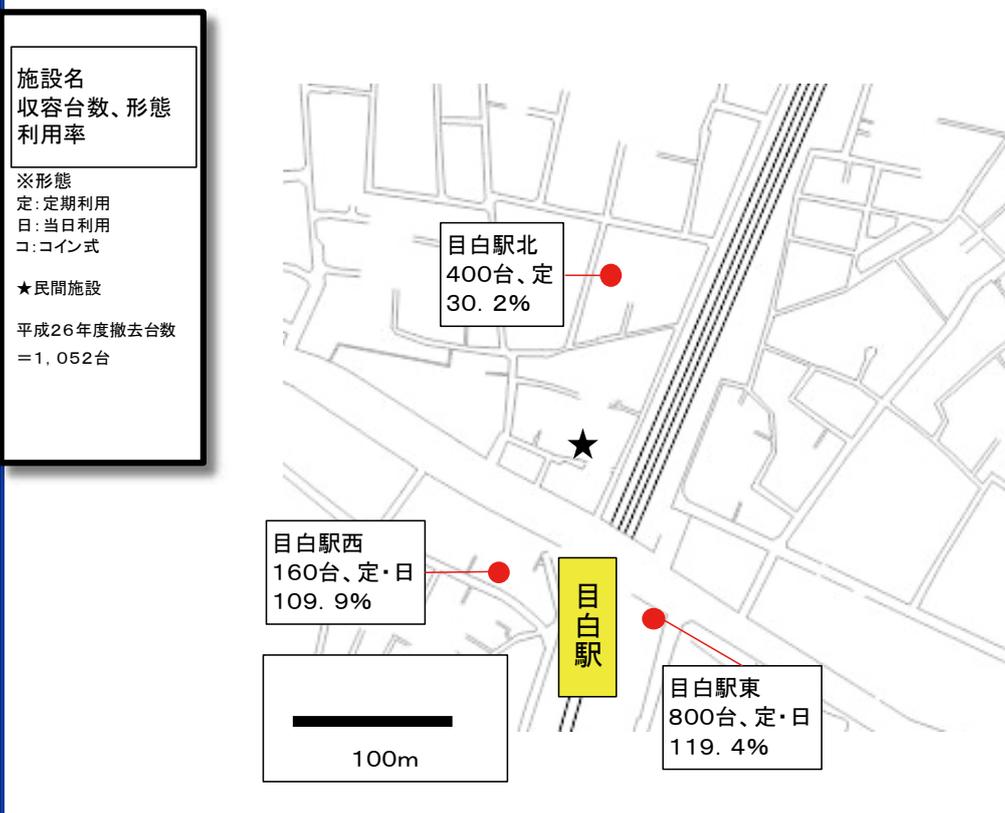
目白駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	97	123	84	56	70	25	43	30	12	17	36
適正利用	1,045	1,061	1,096	1,187	1,031	1,020	1,111	1,073	1,012	871	918
区立施設	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
区+鉄道事業者+民間	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,407	1,407	1,407



放置禁止区域指定(H14)

平成26年度 区立駐輪施設利用率(目白駅周辺)



5 駒込駅

駅周辺等の現状

駒込駅は、JR山手線と東京地下鉄南北線が乗り入れる駅であり、北区および文京区に挟まれている。一日乗降客数は平成23年度において9.2万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
駒込駅北自転車駐車場	駒込2-2-2	自転車850 原付11	
合 計		861	

自転車駐車場：他自治体

施設名称	所在地	収容台数	備考
北区 駒込駅前指定自転車置場	北区中里1-7先	515	
合 計		515	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
駒込1丁目駐輪場	駒込1-44	54	
合 計		54	

自転車利用者の実態

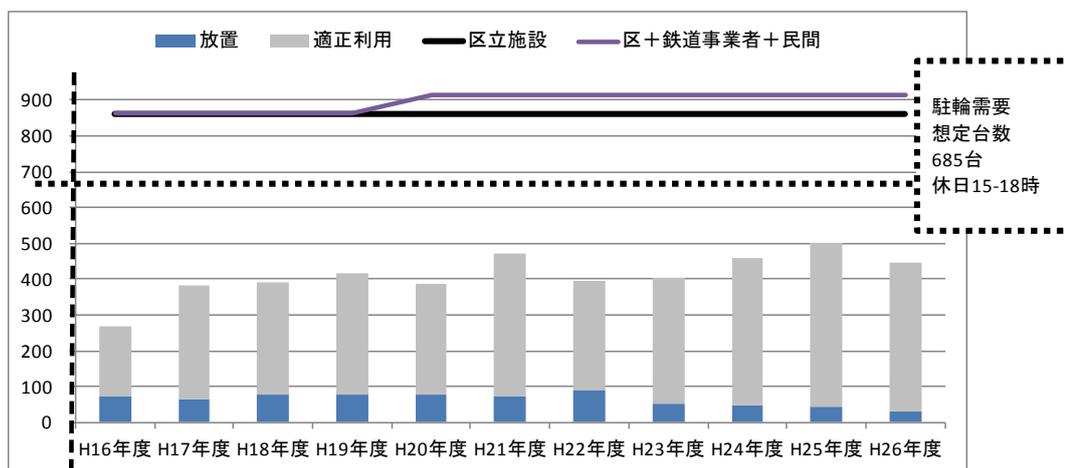
- ・駒込駅北自転車駐車場の利用者については、区民利用者は30%であり、21年度調査では残りの区外利用者のうち約半数ずつ北区と文京区が占める。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	469	446	915	48.7%
適正駐車	427	415		
放置	42	31		

駒込駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	72	67	80	78	78	76	91	54	48	46	31
適正利用	197	317	313	339	310	395	306	351	411	456	415
区立施設	861	861	861	861	861	861	861	861	861	861	861
区+鉄道事業者+民間	861	861	861	861	915	915	915	915	915	915	915



放置禁止区域指定(H9)

平成26年度 区立駐輪施設利用率(駒込駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
定: 定期利用
日: 当日利用
コ: コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
= 843台



6 北池袋駅

駅等周辺の現状

北池袋駅は、東武鉄道東上線が乗り入れる駅であり、JR埼京線も平行している。一日乗降客数は平成24年度において0.9万人である。なお、駅をまたいで補助82号線の道路工事が予定されている。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	自転車 (収容台数)	備考
北池袋自転車置場	上池袋	122	無料
合 計		122	

自転車利用者の実態

- ・北池袋自転車置場の利用状況においてはピーク時においてはほぼ満車である。平成21年度アンケートでは利用者は東武東上線上池袋方面の利用が多く、池袋本町方面の利用は少ない。

放置自転車の撤去状況

- ・北池袋駅周辺における放置自転車撤去台数は、平成25年度は18台、26年度24台である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	172	186	157	118.5%
適正駐車	138	157		
放置	34	29		

7 下板橋駅周辺

駅等周辺の現状

下板橋駅は、東武東上線が乗り入れる駅であり、豊島区と板橋区の区境にある。一日乗降客数は平成24年度において約1.5万人である。なお、駅をまたいで補助73号線の道路工事が予定されている。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
下板橋自転車置場	池袋本町3-25	240	
合 計		240	

自転車駐車場：他自治体

施設名称	所在地	収容台数	備考
板橋区 下板橋第一自転車駐車場	板橋1-14-13先	自転車366 原付10	
板橋区 下板橋第二自転車駐車場 (コイン式)	板橋2-3-1先	70	
合 計		446	

自転車利用者の実態等

- ・下板橋自転車置場の利用状況については、適正に駐輪されているが、高い利用率である。
- ・豊島区における放置自転車撤去台数については、平成26年度は20台である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	230	226	240	94.0%
適正駐車	225	221		
放置	5	5		

8 椎名町駅

駅周辺等の現状

椎名町駅は西武池袋線の駅であり、一日乗降客数は平成24年度において1.8万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
椎名橋自転車駐車場	長崎1-9-30	670	コイン式459台
合 計		670	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・西武池袋線の線路を挟んで、南側と北側に分かれている。椎名橋（南）自転車駐車場は区内利用者が約75%であり、割合としては、南長崎地区58%、目白地区13%である。板橋区からの利用者は約25%である。
- ・椎名橋（北）自転車駐車場は区内利用者が9割を超える。割合としては、長崎地区54%、千早地区14%、南長崎地区13% 他である。

乗り入れ台数と収容台数

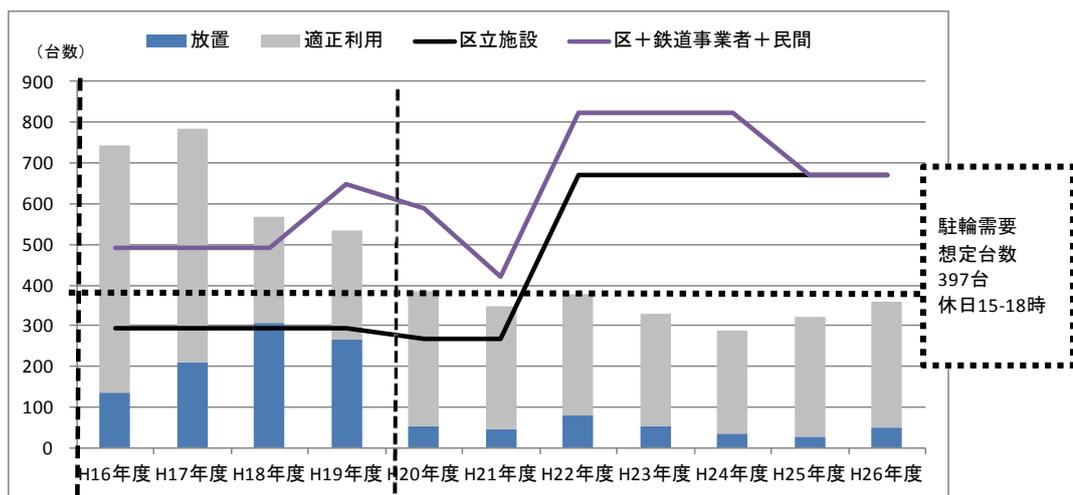
	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	323	359	670	53.6%
適正駐車	287	311		
放置	36	48		

椎名橋



椎名町駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	136	211	306	266	52	47	80	53	33	26	48
適正利用	607	572	261	269	332	301	296	276	254	297	311
区立施設	293	293	293	293	266	266	670	670	670	670	670
区+鉄道事業者+民間	493	493	493	647	588	420	824	824	824	670	670



放置禁止区域指定(H3)

放置禁止区域北側へ拡大(H20)

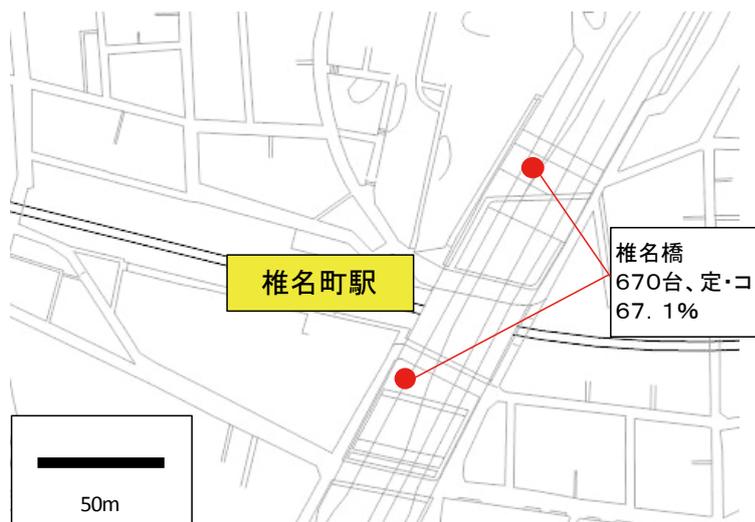
平成26年度 区立駐輪施設利用率(椎名町駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
定: 定期利用
日: 当日利用
コ: コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
=483台



9 東長崎駅

駅周辺等の現状

東長崎駅は西武池袋線の駅であり、一日乗降客数は平成24年度において2.66万人である。なお、区立自転車駐車場は無く、民間の自転車駐車場が設置されている。

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
西武マイルパーク東長崎南口駐輪場	南長崎5-33-12	280	
西武マイルパーク東長崎北口駐輪場	長崎5-1	320	
三井のリパーク東長崎駅前駐輪場	南長崎6-22-1	159	
合 計		759	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

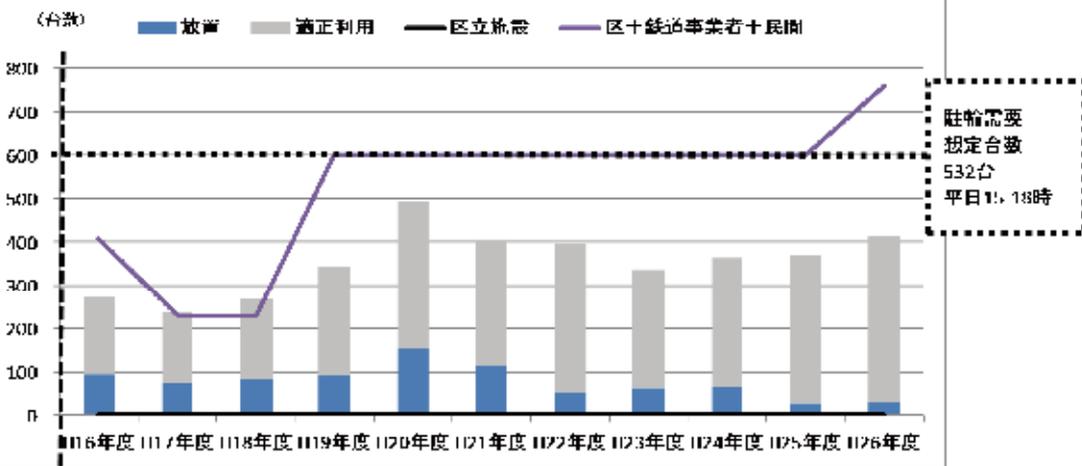
- ・西武池袋線の線路を挟んで、南側と北側に分かれている。鉄道事業者の協力により西武マイルパークは、駅南口と北口にバランスよく施設整備されている。
- ・三井のリパーク東長崎駅前駐輪場により、北口に比べて収容台数の少なかった南口においても適正な駐輪が推進されている。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	383	414	759	54.5%
適正駐車	342	384		
放置	41	30		

東長崎駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	43	73	84	92	146	115	52	63	65	28	31
適正利用	181	167	185	251	338	293	343	274	298	344	384
区立施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区+鉄道事業者+民間	410	230	210	600	600	600	600	600	600	600	759



放置禁止区域指定(563)

平成26年度 区立駐輪施設利用率(東長崎駅周辺)

**施設名
収容台数、形態
利用率**

※形態
定:定期利用
日:当日利用
コ:コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
=745台



10 東池袋駅

駅周辺の現状

東池袋駅は、地下鉄有楽町線の駅であり、都電荒川線の東池袋四丁目電停と至近である。東池袋駅周辺の南池袋地区は再開発事業が進んでいる。一日乗降客数は平成24年度において3.5万人であり、近年増加傾向にある。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
東池袋登録制自転車置場①	南池袋2-49～4-18先	450	
東池袋登録制自転車置場②	南池袋2-25先		
合 計		450	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
ライズシティ池袋駐輪場	東池袋4-5	134 (40)	
合 計		134	

自転車利用者の実態

- ・東池袋登録制置場は暫定施設であり、当日利用等に対応していない。

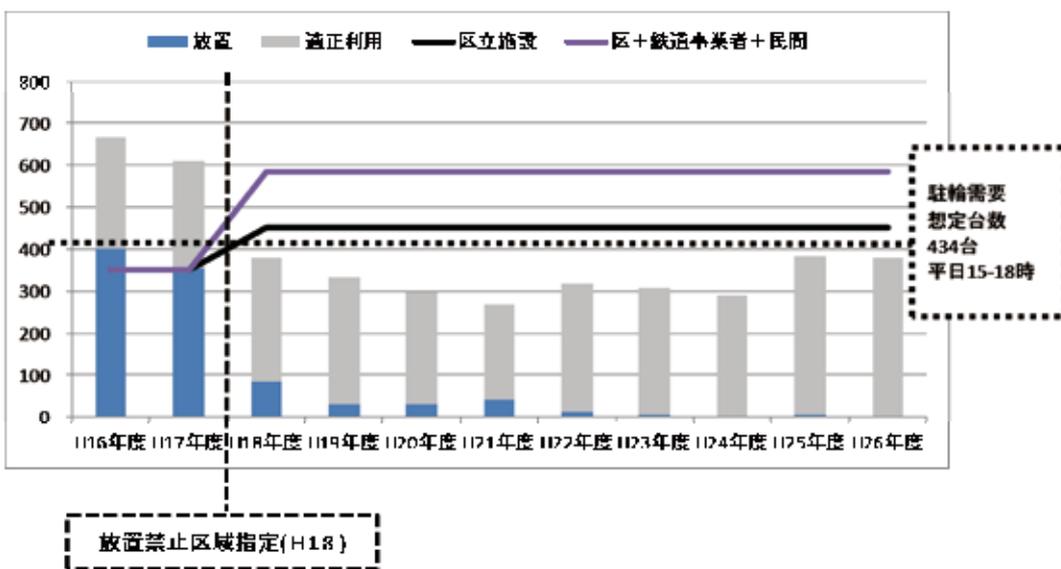
乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	350	379	616	61.5%
適正駐車	345	376		
放置	5	3		

- ・補助81号線道路工事にあわせ東池袋登録制置場の一部を廃止する必要がある。

東池袋駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	402	354	87	31	32	43	13	8	3	8	3
適正利用	266	255	293	302	265	226	305	301	266	374	376
区立施設	350	350	450	450	450	450	450	450	450	450	450
区立施設+民間 者+民間	350	350	584	584	584	584	584	584	584	584	584



平成26年度 区立駐輪施設利用率(東池袋駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
定:定期利用
日:当日利用
コ:コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
=277台



11 要町駅

駅周辺等の現状

要町駅は、第1次総合計画策定後に全線開業した地下鉄副都心線と、地下鉄有楽町線が乗り入れる駅である。また、要町通りと山手通りが交差する要衝の地である。一日乗降客数は3.5万人であり年々増加傾向にある。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
要町駅南自転車駐車場	要町1-4-11	300	
要町駅北自転車駐車場	要町1-10-8	自転車200 原付10	
要町駅路上自転車駐車場 (コイン式)	西池袋5-26先ほか	427	
合 計		937	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内:附置義務台数)	備考
三井リパーク要町駅前駐輪場 (コイン式)	千早1-20	54	
合 計		54	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

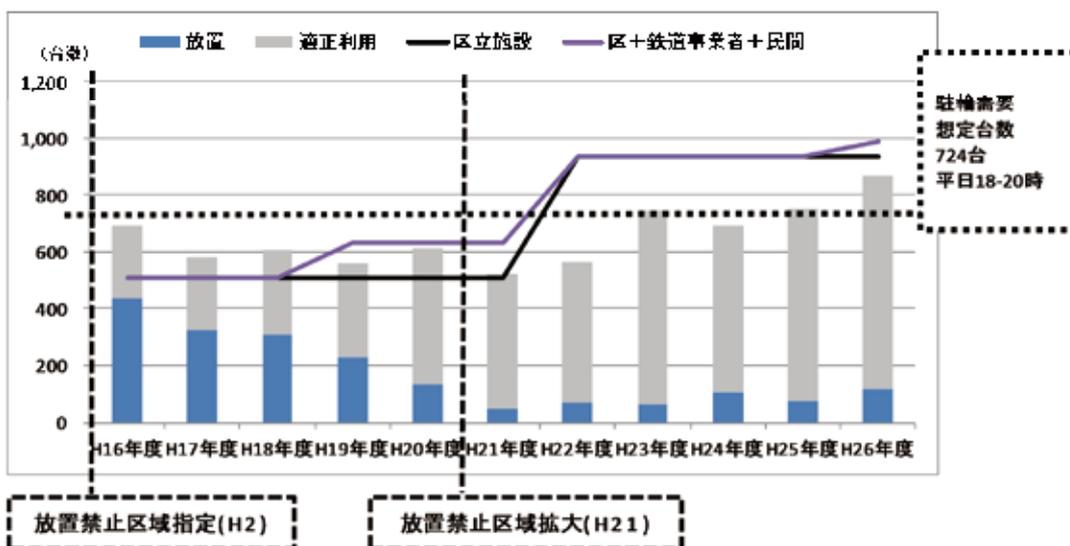
- ・要町駅南自転車駐車場は、区内利用者が89%であり、千早地区39%、長崎地区28%、高松地区9%、ほかであり、区外利用者は11%である。
- ・要町駅北自転車駐車場は、区内利用者が67%であり、高松地区が大半である。区外利用者は33%であり板橋区が占める。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	771	867	991	87.5%
適正駐車	670	750		
放置	101	117		

要町駅周辺

	1116年度	1117年度	1118年度	1119年度	1120年度	1121年度	1122年度	1123年度	1124年度	1125年度	1126年度
放置	438	328	312	227	134	50	72	83	109	77	117
適正利用	258	256	296	332	411	474	491	684	584	675	750
区立施設	510	510	510	510	510	510	937	937	937	937	937
区+鉄道事業者+民間	510	510	510	630	630	630	937	937	937	937	991

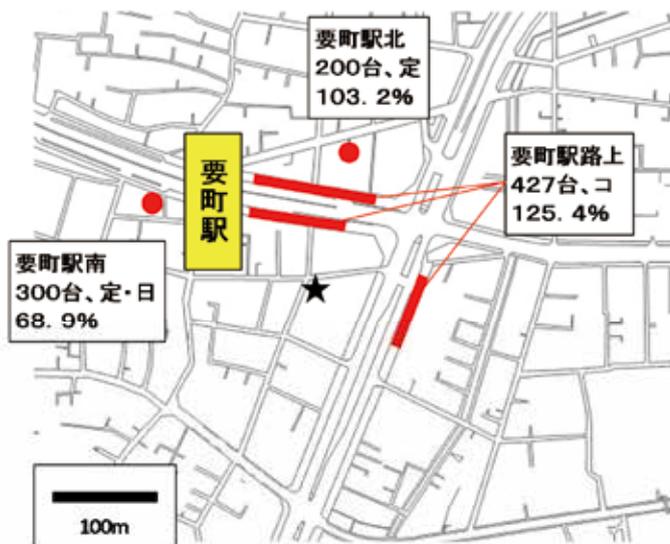


平成26年度 区立駐輪施設利用率(要町駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
定：定期利用
日：当日利用
コ：コイン式

★民間施設
平成26年度撤去台数
=1,354台



12 千川駅

駅周辺等の現状

千川駅は、第1次総合計画策定後に全線開業した地下鉄副都心線と、地下鉄有楽町線が乗り入れる駅である。また板橋区に隣接している。一日乗降客数は平成24年度において3.4万人であり年々増加傾向にある。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
千川駅南自転車駐車場	要町3-9-16	220	
千川駅西自転車駐車場	要町3-22-11	200	
千川駅北第一自転車車駐車場	要町3-44-8	自転車550 原付20	
千川駅北第二自転車駐車場	要町3-55	自転車290 (60) 原付10	H27 60台増設
千川駅路上自転車駐車場 (コイン式)	要町3-10先ほか	365	
合 計		自転車1,625 原付30	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内:附置義務台数)	備考
ライフ千川駅前駐輪場 (コイン式)	要町3-45	自転車168 (148)	バイク4台
合 計		168 (148)	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・千川駅南自転車駐車場は、定期登録利用申請者は区内が93%であり、千早地区49%、長崎地区29%、高松地区5%、ほかである。この駐輪場の定期登録利用は駅至便のため大変人気であり抽選となる。
- ・千川駅北第一自転車駐車場は、区内利用者が45%であり、高松地区23%、千川地区16%、ほかである。区外利用者は板橋区が占め、大谷口方面から29%、幸町10%、大山西町10%である。

乗り入れ台数と収容台数

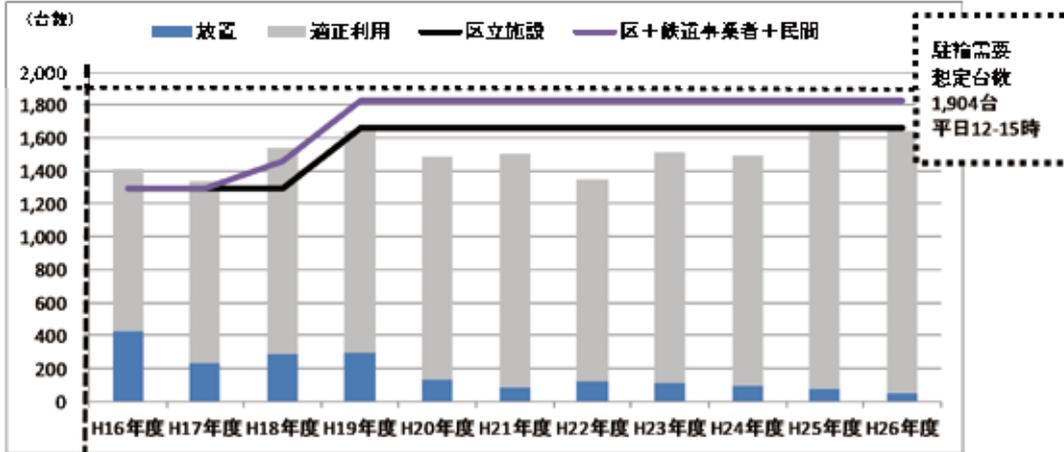
	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	1,592	1,642	1,823	90.1%
適正駐車	1,518	1,593		
放置	74	49		

千川駅路上



千川駅周辺

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
放置	428	234	293	300	134	86	124	119	97	77	49
適正利用	984	1,106	1,243	1,342	1,347	1,416	1,224	1,385	1,401	1,580	1,593
区立施設	1,290	1,290	1,290	1,655	1,655	1,655	1,655	1,655	1,655	1,655	1,655
区立施設 + 鉄道事業者 + 民間	1,290	1,290	1,458	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823



放置禁止区域指定(H3)

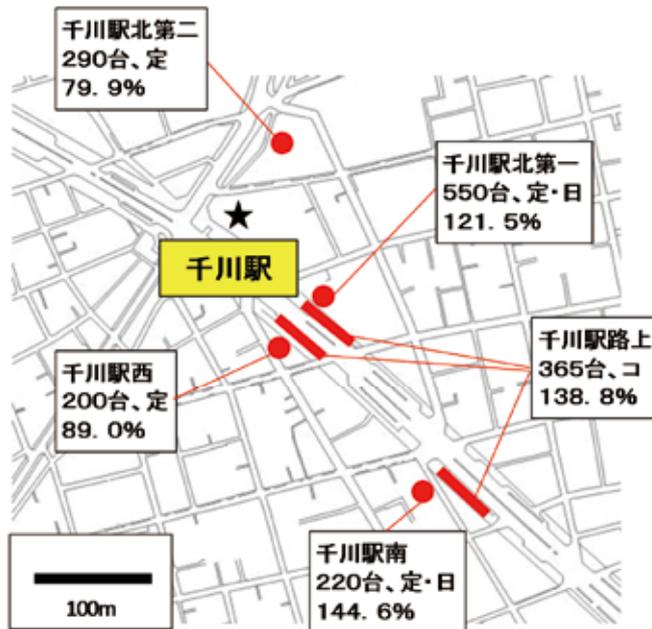
平成26年度 区立駐輪施設利用率(千川駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
定: 定期利用
日: 当日利用
コ: コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
= 1,085台





13 西巢鴨駅

駅周辺等の現状

西巢鴨駅は、都営地下鉄三田線が乗り入れる駅であり、明治通りと白山通りが交差する要衝の地であり、北区との区境の駅である。一日乗降客数は平成24年度において25万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
西巢鴨駅自転車駐車場	西巢鴨3-26-1	300	
新庚申塚路上自転車駐車場	西巢鴨3-15先ほか	38	
合 計		338	

自転車駐車場：他自治体

施設名称	所在地	収容台数	備考
北区 滝野川3丁目自転車駐車場	北区滝野川3-11-2	515	
合 計		515	

自転車利用者の実態

- ・西巢鴨駅自転車駐車場については、区内利用者が48%であり、21年度調査では西巢鴨地区、上池袋地区からの利用がほとんどである。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率 (乗り入れ台数/収容台数)
乗り入れ台数	168	157	300	52.3%
適正駐車	144	139		
放置	24	18		

※都調査値より北区自転車駐車場での適正駐車を減ずる。

※新庚申塚路上自転車駐車場については平成27年4月開設のため調査なし。

西巣鴨駅



新庚申塚路上



14 新大塚駅

駅周辺等の現状

新大塚駅は、地下鉄丸の内線の地下駅であり、文京区との区境である。都立大塚病院が至近である。一日乗降客数は平成24年度において2.2万人である。

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・新大塚駅路上自転車駐車場は、平成25年3月に設置された新しい駐輪場である。区内利用者が約5割であり、利用者は区東部地域を中心に広範囲である。また文京区からの利用者は約40%である。

乗り入れ台数と収容台数

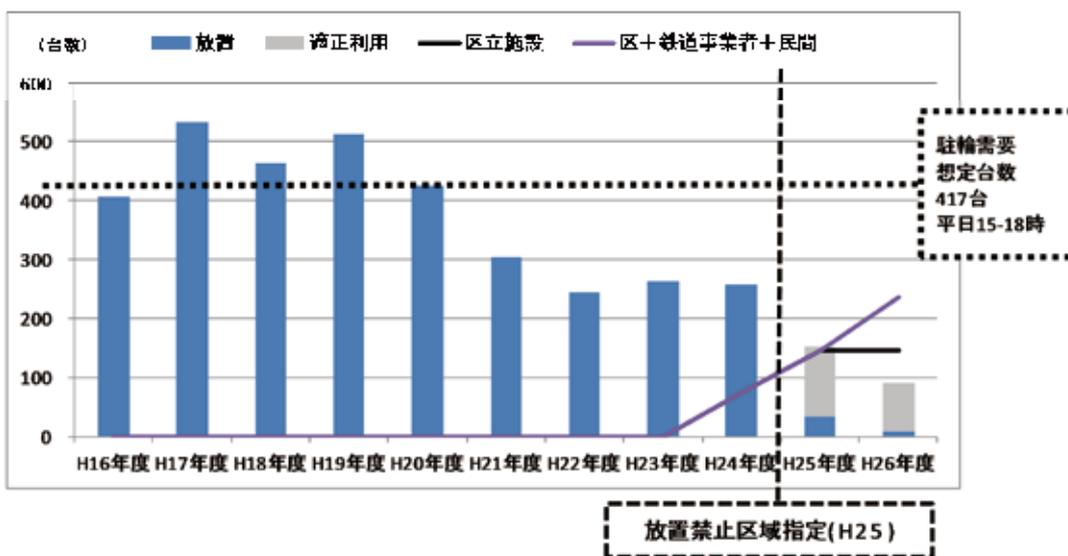
	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数		92	146	62.2%
適正駐車	駐輪場新設に伴い過去データ平均なし。	84		
放置		8		

新大塚駅路上



新大塚駅周辺

	1116年度	1117年度	1118年度	1119年度	1120年度	1121年度	1122年度	1123年度	1124年度	1125年度	1126年度
放置	408	533	464	513	424	305	245	264	258	35	8
適正利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117	84
区立施設	0	0	0	0	0	0	0	0	73	146	146
区+鉄道事業者+民間	0	0	0	0	0	0	0	0	73	146	238



平成26年度 区立駐輪施設利用率(新大塚駅周辺)

施設名
収容台数、形態
利用率

※形態
 定: 定期利用
 日: 当日利用
 コ: コイン式

★民間施設

平成26年度撤去台数
 =477台



15 落合南長崎駅

駅周辺施設等の現状

落合南長崎駅は、地下鉄大江戸線の地下駅であり、新宿区との区境である。平成25年2月に南長崎スポーツ公園開設に伴い、南長崎自転車駐車場は自転車460台、原付20台（公園施設と合計）として生まれ変わった。また、駅至近には大規模集客施設も完成している。一日乗降客数は平成24年度において2.3万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
南長崎自転車駐車場	南長崎4-13-5	自転車460 原付20	
合 計		480	

自転車駐車場：民間

民間施設名称 (一般開放)	所在地	収容台数 (内：附置義務)	備考
アイテラス駐輪場	南長崎4-5-20	299 (時間) 60 (定期) (242)	
合 計		359 (242)	

主な駐輪場における自転車利用者の実態

- ・南長崎自転車駐車場は、南長崎スポーツセンター内に設置された新しい駐輪場である。区内利用者が約8割であり、利用者は長崎、南長崎地区が大半である。また区外利用者は約2割であるが新宿区、中野区などからの利用である。

放置自転車の撤去状況

- ・落合南長崎駅周辺での撤去台数は、平成25年度306台、26年度308台である。傾向として、放置自転車の多い場所は集客施設近辺である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	313	373	540	60.0%
適正駐車	288	348		
放置	25	25		

※収容台数は、区立480台にアイテラス60台を合計したもの。都調査ではアイテラス駐輪場のコイン式（時間利用）を除いた値であるため。

南長崎



16 高田馬場駅

駅周辺等の現状

高田馬場駅は、JR線、西武線、地下鉄東西線が乗り入れる区外駅である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	収容台数	備考
神田川第一登録制自転車置場	高田3-9	60	定期登録
合 計		60	

自転車駐車場：他自治体

施設名称	所在地	収容台数	備考
・新宿区 高田馬場駅第一自転車等駐車場	新宿区高田馬場 4-10-2ほか	508	原付・自動二輪含む
・新宿区 高田馬場駅第二自転車等駐車場		110	
・新宿区 高田馬場駅第三自転車等駐車場		138	原付含む
・新宿区 自転車等整理区画		485	原付含む

自転車利用者の実態

- ・神田川第一登録制自転車置場の利用者は、立地から高田馬場駅利用者が多いと推察される。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	76	84	76	110.5%
適正駐車	68	76		
放置	8	8		

17 雑司が谷駅

駅周辺等の現状

雑司が谷駅は、東京地下鉄副都心線が乗り入れる駅である。一日乗降客数は平成24年度において1.4万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	自転車 (収容台数)	備考
千登世橋自転車駐車場	雑司が谷3-1-7	68	定期利用48台 コイン式20台
合 計		68	

主な自転車駐車場の利用者の実態

・千登世橋自転車駐車場については、区内利用者が44%、区外利用者56%である。

放置自転車の撤去状況

・雑司が谷駅周辺における放置自転車撤去台数は、平成25年度は230台、26年度190台である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3ヵ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	33	34	68	50.0%
適正駐車	29	34		
放置	4	0		

18 板橋駅周辺

駅周辺等の現状

板橋駅は、JR線が乗り入れる板橋区、北区との区境駅である。一日乗降客数は平成24年度において3.1万人である。

自転車駐車場：区立

区立施設名称	所在地	自転車 (収容台数)	備考
なし		0	
合 計		0	

自転車駐車場：他自治体

自転車駐車場	自転車収容台数	備考
・北区 板橋駅東口自転車駐車場	212	板橋駅駅舎工事のため収容台数に変更予定あり。
・北区 北谷端公園脇指定自転車置場	250	
・北区 北谷端公園脇自転車置場(コイン式)	160	
・板橋区 板橋駅自転車駐車場	740	
・板橋駅 板橋駅西口自転車駐車場	90	

自転車利用者の実態等

- ・第一次総合計画策定当時は区当該エリアに放置がほとんど見当たらず、重点地域に指定していなかったが、隣接する板橋区・北区が駐輪場を整備していることから、現在では本区でも放置禁止区域を指定し重点地域と位置づけている。
- ・豊島区における放置自転車撤去台数については、平成26年度は12台である。

乗り入れ台数と収容台数

	参考3カ年平均 (H24・25・26)	平成26年度	収容台数	収容率
乗り入れ台数	219	206	0	-
適正駐車	214	206		
放置	4	0		

法令等

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 自転車に係る主な交通ルール（道路交通法）
（警察庁ホームページより）
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/index.htm>
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/pdf/bicyclerules.pdf>
- ・ 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（概要）
（東京都青少年・治安対策本部ホームページより）
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-jourei/index.html>
http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/pdf/koutuu/pdf/07_jourei_gaiyou.pdf
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/seisaku-jyourei/jitensha-guidelines/index.html>
- ・ 豊島区自転車の安全利用に関する条例
- ・ 豊島区自転車等の放置防止に関する条例
- ・ 豊島区立自転車等駐車場条例

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和五十五年十一月二十五日)

(法律第八十七号)

第九十三回臨時国会

鈴木(善幸)内閣

改正 平成五年一二月二二日法律第九七号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律をここに公布する。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(平五法九七・改称)

(目的)

第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(平五法九七・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限つて設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法(昭和三十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

(平五法九七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、第一条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(平五法九七・一部改正)

(良好な自転車交通網の形成)

第四条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第五条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用が増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めるこ

とができる。

- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であつて、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

（平五法九七・一部改正）

第六条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第一項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第二項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第一項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第三項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第一項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（平五法九七・追加）

(総合計画)

第七条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

(平五法九七・追加)

(自転車等駐車対策協議会)

第八条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有す

る者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平五法九七・追加)

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第九条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

- 2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(平五法九七・旧第六条繰下・一部改正)

(都市計画等における配慮)

第十条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(平五法九七・旧第七条繰下・一部改正)

(交通安全活動の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(平五法九七・旧第八条繰下)

(自転車等の利用者の責務)

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(平五法九七・旧第九条繰下・一部改正)

(自転車の安全性の確保)

第十三条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(平五法九七・旧第十条繰下)

(自転車製造業者等の責務)

第十四条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(平五法九七・旧第十一条繰下)

(国の助成措置等)

第十五条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者で必要と認めるものに対し、資金のあつせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(平五法九七・旧第十二条繰下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和五六年政令第一四九号で昭和五六年五月二〇日から施行)

自転車に係る主な交通ルール

- ※ 以下の自転車に関するルールは主に道路交通法上「普通自転車」と呼ばれる自転車について記載しています。大きさが通常の自転車より大きなもの等については必ずしも当てはまらないものがあります。
- ※ 以下の根拠規定として掲げているものは、特に断りのない限り、道路交通法の条文です。
- ※ 罰則は当該項目の中で最も重いものを代表して記載しています。

- 1 自転車とは
- 2 自転車の通行場所
 - (1) 車道通行の原則
 - (2) 例外的に歩道を通行できる場合
- 3 道路を通行する上での主な交通ルール
 - (1) 信号機に従う義務
 - (2) 並進の禁止
 - (3) 道路外に出る場合の方法
 - (4) 自転車の横断の方法
 - (5) 進路変更の禁止
 - (6) 踏切の通過
 - (7) 左折又は右折の方法
 - (8) 交差点の通行方法
 - (9) 徐行すべき場所
 - (10) 一時停止すべき場所
 - (11) 夜間のライトの点灯等
 - (12) 警音器の使用
 - (13) 二人乗りの禁止
 - (14) ブレーキの備付け
 - (15) 児童・幼児のヘルメットの着用
 - (16) 酒気帯び運転等の禁止
 - (17) 片手運転の禁止
 - (18) 交通事故の場合の措置

1 自転車とは

自転車は軽車両であり、車両の一種です。ただし、自転車を押して歩いている者は歩行者と見なされます。

また、道路交通法では、自転車のうち、大きさ等の一定の基準を満たすものを「普通自転車」として定義し、歩道の通行を認めるなどしています(以下単に「自転車」といったときは、この普通自転車のことをいいます)。

【根拠規定】 第2条、第63条の3
道路交通法施行規則第9条の2

【根拠規定】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

九・十 (略)

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除く。)であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの(人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。)をいう。

十一の三～二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 (略)

二 次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両に牽引しているものを除く。)を押して歩いている者

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両に牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 (略))

道路交通法施行規則

(普通自転車の大きさ等)

第九条の二 法第六十三条の三の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ百九十センチメートル

ロ 幅六十センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く。)を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

2 自転車の通行場所

(1) 車道通行の原則

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません(ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができます。)



道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

【根拠規定】 第17条、第17条の2、第18条、第20条、第63条の3

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。)以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4 車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。)の中央(軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。)から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

5・6 (略)

(罰則 第一項から第四項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金]

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。)を通行することができる。

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則 第二項については第二百一十一条第一項第五号)

[2万円以下の罰金又は科料]

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第二号の二)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金]

(車両通行帯)

第二十条 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路)に三以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

- 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

- 3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則 第二百十条第一項第三号、同条第二項)

[5万円以下の罰金]

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

[2万円以下の罰金又は科料]

(2) 例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、

○道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき

○自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき

○車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

には、歩道を通行することができます。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず（普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません。）、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。）。

【根拠規定】 第63条の4

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（歩道通行要件を満たさないにもかかわらず歩道を通行した場合）等

【根拠規定等】

（普通自転車の歩道通行）

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- 一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- 二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第二百一十一条第一項第五号）

〔2万円以下の罰金又は科料〕



3 道路を通行する上での主な交通ルール

(1) 信号機に従う義務

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。

【根拠規定】 第7条

道路交通法施行令第2条

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



【根拠規定等】

(信号機の信号等に従う義務)
 第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。
 （罰則 第一百九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百一十一条第一項第一号）
 [3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(2) 並進の禁止

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。

【根拠規定】 第19条、第63条の5

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

【根拠規定等】

(軽車両の並進の禁止)
 第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。
 （罰則 第二百一十一条第一項第五号）
 [2万円以下の罰金又は科料]

(普通自転車の並進)
 第六十三条の五 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第十九条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が三台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。



(3) 道路外に出る場合の方法

自転車は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければいけません。

また、自転車は、道路を右側に出ようとする場合であっても、道路の中央（当該道路が一方通行の場合は右側端）を通行してはいけません。

【根拠規定】 第25条

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（道路の左側部分以外を通行した場合）等

【根拠規定等】

(道路外に出る場合の方法)
 第二十五条 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。
 2 車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端）に寄り、かつ、徐行しなければならない。
 3 (略)
 （罰則 第一項及び第二項については第二百一十一条第一項第五号、第三項については第二百一十条第一項第二号）
 [2万円以下の罰金又は科料]

(4) 自転車の横断の方法

自転車は、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければいけません。

また、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、横断等をしてはいけません。

【根拠規定】 第25条の2、第63条の6

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】



(横断等の禁止)

第二十五条の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号の二、第二項については第百二十条第一項第四号、同条第二項)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(自転車の横断の方法)

第六十三条の六 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

(5) 進路変更の禁止

自転車は、みだりにその進路を変更してはいけません。

【根拠規定】 第26条の2

【罰 則】 5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

一 第四十条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。

二 第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

(罰則 第二項については第百二十条第一項第二号、第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項)

[5万円以下の罰金]

(6) 踏切の通過

自転車は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。

【根拠規定】 第33条

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(踏切の通過)

第三十三条 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときはその停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。

2 車両等は、踏切を通過しようとする場合において、踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入つてはならない。

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなったときは、直ちに非常信号を行なう等踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(7) 左折又は右折の方法

自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。

また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません(いわゆる二段階右折をしなければいけません)。

【根拠規定】 第34条

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

【根拠規定等】

(左折又は右折)

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

2 (略)

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4～6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号第六項については第百二十条第一項第二号)

[2万円以下の罰金又は科料]

(8) 交差点の通行方法

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。

また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

【根拠規定】 第36条、第63条の7

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路（以下「交差道路」という。）を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 第一項については第百二十条第一項第二号第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二）

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(交差点における自転車の通行方法)

第六十三条の七 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条の二の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

(9) 徐行すべき場所

自転車は、道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければいけません。

【根拠規定】 第42条

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(徐行すべき場所)
 第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。
 一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。
 二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。
 （罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項）
 [3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

(10) 一時停止すべき場所

自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

【根拠規定】 第43条

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定】

(指定場所における一時停止)
 第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
 （罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項）
 [3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]



(11) 夜間のライトの点灯等

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。

また、反射器材を備えていない自転車（尾灯をつけているものを除く。）を夜間に運転してはいけません。

【根拠規定】 第52条、第63条の9

道路交通法施行令第18条

道路交通法施行規則第9条の4

都道府県公安委員会規則

【罰 則】 5万円以下の罰金等



【根拠規定】

(車両等の灯火)

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第二項第二項については第二百二十条第一項第八号、同条第二項

[5万円以下の罰金]

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 自転車の運転者は、夜間（第五十二条第一項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。ただし、第五十二条第一項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 (略))

道路交通法施行令

(道路にある場合の灯火)

第十八条 車両等は、法第五十二条第一項前段の規定により、夜間、道路を通行するとき（高速自動車国道及び自動車専用道路においては前方二百メートル、その他の道路においては前方五十メートルまで明りように見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める灯火をつけなければならない。

一～四 (略)

五 軽車両 公安委員会が定める灯火

2・3 (略)

道路交通法施行規則

(反射器材)

第九条の四 法第六十三条の九第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第一項の基準に適合する前照灯（第九条の十七において「前照灯」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

二 反射光の色は、^{とう}橙色又は赤色であること。

(12) 警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角等であつて、道路標識等により指定された場所等を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。

ただし、上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはいけません。

【根拠規定】 第54条

【罰 則】 5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(警音器の使用等)

第五十四条 車両等(自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- 一 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
- 二 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(罰則 第一項については第二百十条第一項第八号、同条第二項第二項については第二百一十一条第一項第六号)

[5万円以下の罰金等]

(13) 二人乗りの禁止

自転車は原則として二人乗りをしてはいけません。

【根拠規定】 第55条、第57条
都道府県公安委員会規則

【罰 則】 5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、又は乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もつぱら貨物を運搬する構造の自動車(以下次条及び第五十七条において「貨物自動車」という。)で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するため必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させて運転することができる。

- 2 車両の運転者は、運転者の視野若しくはハンドルその他の装置の操作を妨げ、後写鏡の効用を失わせ、車両の安定を害し、又は外部から当該車両の方向指示器、車両の番号標、制動灯、尾灯若しくは後部反射器を確認することができないこととなるような乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。
- 3 車両に乗車する者は、当該車両の運転者が前二項の規定に違反することとなるような方法で乗車をしてはならない。

(罰則 第一項及び第二項については第二百十条第一項第十号、第二百一十三条第三項については第二百一十一条第一項第六号)

[5万円以下の罰金等]



(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。
- 3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第一項第三号の二、第百二十条第一項第十号の二、第百二十三条第二項については第百二十一条第一項第七号、第百二十三条)
[2万円以下の罰金又は科料]

(14) ブレーキの備付け

前輪及び後輪にブレーキを備え付けていない自転車を運転してはいけません。

【根拠規定】 第63条の9

道路交通法施行規則第9条の3

【罰 則】 5万円以下の罰金

【根拠規定等】

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

[5万円以下の罰金]

道路交通法施行規則

(制動装置)

第九条の三 法第六十三条の九第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

(15) 児童・幼児のヘルメットの着用

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときはヘルメットをかぶらせるように努めなければいけません。

【根拠規定】 第63条の11



【根拠規定】

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(16) 酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

【根拠規定】 第65条

【罰 則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔い運転を行った場合等）等

【根拠規定等】

（酒気帯び運転等の禁止）

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

3 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業という。）の用に供する自動車で当該業務に従事のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第一百七条の二の二第六号及び第一百七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第一百七条の二第一号、第一百七条の二の二第三号第二項については第一百七条の二第二号、第一百七条の二の二第四号第三項については第一百七条の二の二第五号、第一百七条の三の二第二号第四項については第一百七条の二の二第六号、第一百七条の三の二第三号）

[5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等]

(17) 片手運転の禁止

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのではありません（また、そのような行為自体を禁止している都道府県もあります）。



【根拠規定】 第70条、第71条

都道府県公安委員会規則

【罰 則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

【根拠規定等】

（安全運転の義務）

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

（罰則 第一百九条第一項第九号、同条第二項）

[3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等]

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第二百二十条第一項第九号第二号、第二号の三及び第三号については第一百九条第一項第九号の二第五号の五については同項第九号の三、第二百二十条第一項第十一号)
[5万円以下の罰金]

(18) 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。

【根拠規定】 第72条

【罰 則】 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等

【根拠規定等】

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員（以下この節において「運転者等」という。）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。）の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3 前二項の場合において、現場にある警察官は、当該車両等の運転者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。

4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一号第一項後段については第一百九条第一項第十号第二項については第二百二十条第一項第十一号の二)

[1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等]

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

(条例の目的)

自転車の利用に関し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、都の基本的な施策等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進する。

(基本理念)

自転車の安全で適正な利用は、都、自転車利用者等の相互の連携により、促進されなければならない。

1 都、自転車利用者等の責務

- (1) 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下、施策）、広報啓発及び区市町村へ必要な協力を実施
- (2) 自転車利用者は、安全で適正に自転車を利用する。また、都の施策に対して協力する努力義務。
- (3) その他、自転車使用事業者等の責務を規定

2 自転車安全利用推進計画

知事が、都の施策及び自転車利用者等の取組を総合的に推進するための計画を策定・公表（策定に当たり都民等の意見を反映する措置を実施）

3 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

- (1) 都が、自転車の安全で適正な利用に必要な技能・知識の習得の機会を提供
- (2) 知事が、自転車安全利用指針を作成・公表
- (3) 自転車利用者が、自転車の安全で適正な利用に必要な技能・知識を習得する努力義務
- (4) 自転車使用事業者、保護者等が、従業者、児童等への研修、指導を実施するなどの努力義務

4 安全な自転車の普及

- (1) 自転車利用者等が、安全基準に適合する自転車を利用する努力義務
- (2) 知事が、自転車点検整備指針を作成・公表
- (3) 自転車利用者等が、自転車点検整備指針を踏まえて点検整備する努力義務
- (4) 自転車製造業者、自転車販売業者が、安全性の高い自転車を開発・普及する努力義務、自転車利用者が、ヘルメット等を利用する努力規定等

- (5) 自転車小売業者、自転車整備業者等による道路交通法等に違反することを
知った上での違法自転車の販売、改造等の禁止（違反事業者への勧告・公表
あり）

5 自転車利用環境の整備等

- (1) 自転車道、駐輪場等の有効・適切な整備のため、都が、区市町村等と連携
した措置を実施
- (2) 都が、必要に応じ自転車利用環境整備協議会を設置
- (3) 都による区市町村が設置する自転車等駐車対策協議会等への協力

6 自転車利用者による保険への加入等

- (1) 自転車利用者等が、自転車損害賠償保険へ加入するなどの努力義務
- (2) 自転車損害賠償保険等を販売する事業者が、保険を普及する努力義務
- (3) 自転車小売業者が、自転車利用者に対して保険等に関する情報を提供する
努力義務

7 自転車駐車場の利用の推進

- (1) 自転車の駐車需要を生じさせる事業者が、顧客、従業者等の駐輪場の確保、
駐輪場の利用啓発等をする努力義務
- (2) 事業者が、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所の確保、又は、その
従業者が駐輪場所を確保していることの確認をする義務

8 自転車貨物運送事業等の自転車の安全で適正な利用に関する登録

自転車貨物運送事業者、自転車旅客運送事業者及び自転車貸付事業者のうち、
自転車の安全で適正な利用に関する基準を満たす事業者の任意の登録制度を創
設

豊島区自転車の安全利用に関する条例

平成24年7月10日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用を促進するため、豊島区(以下「区」という。)、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図ることで自転車に関する事故を防止し、もって交通安全の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、交通事故防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険等への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 関係団体 交通安全協会、町会、自治会、商店会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(主として幼稚園、小学校、中学校及び高等学校)をいう。

(区の責務)

第3条 区は、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発及び自転車の事故防止
- (2) 自転車の安全利用に関して警察署、関係団体等が行う活動の支援及び協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する事業の推進

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、歩行者、特に障害者、高齢者、乳幼児等の通行に配慮をしながら、自転車の安全利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、区、警察署、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協力するとともに、これらが行う事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検整備するとともに、自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害保険等」という。)への加入に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等(法律及びこれに基づく命令並びに条例をいう。以下同じ。)の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令等により当該各号の規定に対する例外

が認められている場合は、この限りでない。

- (1) 道路を通行する際には、車道の左側の端に寄って通行すること。
- (2) 路側帯の通行が認められている場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行すること。
- (3) 自転車に乗ったまま歩道を通行することが認められている場合には、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにすること。
- (4) 酒気を帯びて運転しないこと。
- (5) 他の自転車と並進しないこと。
- (6) 前後輪のブレーキや前照灯を備えていない自転車を運転しないこと。
- (7) 東京都公安委員会が定める自転車の乗車人員を遵守すること。
- (8) 交差点を通行するときは、信号や一時停止の道路標識等を遵守し、徐行を心掛けるとともに、安全の確認を行うこと。
- (9) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (10) 携帯電話その他携帯機器を保持して通話、操作、又は注視しながら運転しないこと。
- (11) ヘッドホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。
- (12) たばこを吸いながら運転しないこと。
- (13) 夜間においては、前照灯を点灯し運転すること。
- (14) 歩行者の通行の頻繁な商店街等の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
- (15) 公共の場所に自転車を放置しないこと。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 関係団体は、区及び警察署が行う自転車の安全利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第6条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の点検整備や自転車損害保険等への加入勧奨など適切な助言を行うよう努めなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、自転車小売業者について準用する。

(学校の責務)

第7条 学校は、幼児、児童又は生徒に対し、その発達段階に応じ自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めなければならない。

- 2 学校は、幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識

の啓発に努めなければならない。

3 第5条第2項の規定は、学校について準用する。

(保護責任者の責務)

第8条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、自転車の安全利用その他の交通安全意識の啓発に努めなければならない。

2 13歳未満の者を保護する責任のある者は、当該13歳未満の者を自転車に乗車させるときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

第9条 区は、国、東京都、道路管理者、交通管理者、関係団体等と協力・連携し、自転車に関する利用環境の向上に努めなければならない。

(指導)

第10条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車による事故を未然に防止するため必要があると認める場合は、自転車利用者に対して指導することができる。

2 区長は、警察署と情報交換その他の連携を図りながら、前項の指導を行うものとする。

3 区長は、第1項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して行わせることができる。

(情報提供等)

第11条 区長は、関係団体が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他必要な措置を講ずることができる。

(広報啓発)

第12条 区長は、自転車の安全利用について区民の理解が深まるよう広報その他により啓発活動を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

豊島区自転車等の放置防止に関する条例

昭和62年10月14日

条例第38号

改正 平成2年3月30日条例第17号
平成8年12月24日条例第40号
平成13年3月26日条例第33号
平成16年3月19日条例第20号
平成19年3月19日条例第18号
平成25年12月9日条例第46号
平成26年7月7日条例第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 自転車等の放置防止（第9条—第14条）
- 第3章 自転車駐車場の附置義務（第15条—第26条）
- 第4章 自転車等駐車対策協議会（第27条・第28条）
- 第5章 雑則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に定めるもののほか、公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車駐車場の附置義務等に関し必要な事項を定めることにより、区民の快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

（平16条例20・全改）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等の駐車施設以外の場所をいう。
- (3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

（平8条例40・一部改正）

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発、放置自転車等の撤去、自転車等の駐車施設の設置その他自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(区民の責務)

第4条 区民は、自転車等の放置の防止について、地域の課題としての自覚を持ち、その解決に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の利用者等の責務)

第5条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、自転車等の放置が地域にもたらす様々な弊害を認識し、公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に、法第12条第3項の規定による防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(平8条例40・平16条例20・平19条例18・一部改正)

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、区及び関係機関との連携のもとで、自転車等の駐車施設の設置や放置防止の啓発活動等により自転車等の放置防止に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(施設の設置者等の責務)

第7条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、施設利用者への自転車等の適正駐輪の呼びかけや施設周辺の自転車等の整理に取り組み、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(平19条例18・一部改正)

(自転車等の小売業者の責務)

第8条 自転車等の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

第2章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定等)

第9条 区長は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的であり、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動がなし得ないと認められる場所を自転車等の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 3 前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第11条 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第12条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置により、通行の障害が生じていると認められるときは、当該放置されている自転車等の利用者等に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する措置を講じてもおお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、第1項の自転車等の放置により、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動が困難になると認められるときは、当該自転車等を直ちに通行の障害にならない場所に移動することができる。

(平19条例18・一部改正)

(撤去した自転車等に対する措置)

第13条 区長は、第11条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められるものについては、公示及び保管をすることなく、直ちに処分することができる。

- 2 区長は、自転車等を保管したときは、利用者等を調査し、利用者等の判明したものについては、当該利用者等に対して速やかに引き取るよう通知し、利用者等が判明しないものについて

は、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第1項の公示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。

4 区長は、前項の規定により売却した自転車等について、第1項の公示の日から起算して6月以内に当該自転車等の利用者等がその返還を求めてきたときは、その売却代金を返還するものとする。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

(費用の徴収)

第14条 区長は、第11条又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去し、第13条第1項の規定により保管したときは、撤去及び第13条に定める保管その他の措置に要した費用として別表に定める額を、当該自転車等の利用者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(平8条例40・平19条例18・一部改正)

第3章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第15条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内の全域とする。

(平25条例46・全改)

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第16条 指定区域内において、別表第1号の指定用途の欄に掲げる施設を新築しようとする者は、指定用途ごとに同表同号の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、その合計した台数の自転車を収容可能な自転車駐車場を当該施設内若しくはその敷地内又は当該施設からの距離が50メートル以内に設置しなければならない。

2 別表第1号における指定用途の範囲及び対象面積の算定方法は、規則で定める。

(平25条例46・全改)

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第17条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。)をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該増築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を前条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設を改築する場合の自転車駐車場の規模)

第18条 指定区域内において、指定用途に供する施設となる改築をしようとする者は、当該改築後の施設(別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。)をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該改築前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な自転車駐車場を第16条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第19条 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条第1項の規定により、建築確認が必要なもの(以下「用途の変更」という。)について、指定用途に供する施設となる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設(別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前に建築された部分又は別表第1号若しくは第2号によって指定用途に定められる前からその用途に使用している部分を除く。)をすべて新築したものとみなして、第16条の規定により算定した自転車駐車場の規模の台数の合計が10台以上である場合には、当該用途の変更前の施設に設置されている自転車駐車場の規模の台数を控除した台数を収容可能な規模の自転車駐車場を第16条第1項に定める場所に設置しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の表示)

第20条 第16条から前条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、全ての道路に面した壁面に自転車駐車場の位置、経路、運用その他の利用に関し必要な事項を表示しなければならない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の構造等)

第21条 第16条から第19条までの規定により設置される自転車駐車場の構造は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項に規定する自転車駐車場の駐車部分の面積は、駐車台数1台につき、幅0.6メートル奥行き1.9メートルを標準とし、かつ、1平方メートル以上の面積を確保しなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場であって区長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の設置の届出)

第22条 第16条から第19条までの規定により自転車駐車場を設置する者は、あらかじめ、規則で定

めるところにより当該自転車駐車場について区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

(平25条例46・全改)

(自転車駐車場の管理)

第23条 第16条から第19条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場及び第20条の規定により設置した表示をその目的に適合するように管理しなければならない。

(平19条例18・平25条例46・一部改正)

(立入検査)

第24条 区長は、第16条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(措置命令)

第25条 区長は、第16条から第21条まで又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(平25条例46・一部改正)

(公表)

第26条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表しなければならない。

(1) 第24条の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は同条の立入検査をしようとした場合において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者が、その求めに応ぜず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げたとき。

(2) 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

(平13条例33・一部改正)

第4章 自転車等駐車対策協議会

(平16条例20・追加)

(協議会の設置)

第27条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するため、法第8条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策及び適正な自転車利用の推進に関する重要事

項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(平16条例20・追加、平26条例22・一部改正)

(協議会の組織)

第28条 協議会は、26人以内の委員で組織する。

2 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の構成員
- (5) 鉄道事業者
- (6) 警察、道路管理者等関係行政機関の職員
- (7) その他区長が推薦する者

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・追加)

第5章 雑則

(平16条例20・旧第4章繰下)

(身分証明書の提示)

第29条 第11条及び第12条第2項の規定により放置自転車等を撤去する職員並びに第24条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平16条例20・旧第27条繰下)

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平16条例20・旧第28条繰下)

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成2年5月1日以後に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車

等の撤去に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年12月24日条例第40号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）附則第 3 項の国家公安委員会規則で定める種類の自転車に係る防犯登録については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条及び別表の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成13年 3 月26日条例第33号）

- 1 この条例は、平成13年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成13年 7 月 1 日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月19日条例第20号）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成16年10月 1 日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月19日条例第18号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月 9 日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日より前に、新築、増築、改築又は用途の変更の工事が着手された施設については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例第16条から第20条までの規定は、当該新築、増築、改築又は用途の変更工事により完成した施設について適用しない。
- 3 昭和63年10月 1 日から平成26年 6 月30日までににおいて新築又は増築の工事が着手された施設については、この条例による改正前の豊島区自転車等の放置防止に関する条例の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成26年 7 月 7 日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第14条関係)

(平16条例20・全改)

自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

別表 (第16条、第17条、第18条、第19条関係)

(平25条例46・追加)

- (1) 平成26年7月1日以後に施設の新築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置について適用されるもの

	指定用途	自転車駐車場の規模
1	遊技場、学習施設、病院、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、レンタルビデオ店	対象施設の延べ床面積（以下「対象面積」という。）15平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は30平方メートル）ごとに1台
2	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア	対象面積20平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は40平方メートル。10,000平方メートルを超える部分は80平方メートル）ごとに1台
3	銀行その他の金融機関、郵便局	対象面積25平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は50平方メートル）ごとに1台
4	2の項に掲げる施設の用途を含まない小売店舗、飲食店、カラオケ店、スポーツ施設	対象面積40平方メートル（対象面積が5,000平方メートルを超える部分は80平方メートル。10,000平方メートルを超える部分は160平方メートル）ごとに1台
5	事務所、バックヤード	対象面積200平方メートル（対象面積が10,000平方メートルを超える部分は400平方メートル）ごとに1台

備考

- (1) 指定区域は区内全域とする。
 (2) この表の自転車駐車場の規模の欄により算定した自転車駐車場の規模の台数で、1台に満たない端数は切り捨てるものとする。

- (2) 昭和63年10月1日から平成26年6月30日までにおいて施設の新築又は増築の工事に着手した場合の自転車駐車場の設置について適用されるもの

指定用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積30平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積40平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
百貨店	店舗面積が1,200平方メートルを超えるもの	店舗面積60平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積120平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートル（店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積50平方メートル）ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）

備考

- (1) 指定区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。
- (2) 施設の用途の範囲及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。

豊島区立自転車等駐車場条例

昭和62年10月14日

条例第39号

改正 平成元年 7月20日 条例第37号
平成 2年 3月30日 条例第18号
平成 2年10月15日 条例第37号
平成 2年12月10日 条例第39号
平成 3年 3月19日 条例第15号
平成 3年 7月10日 条例第28号
平成 4年 7月 3日 条例第44号
平成 4年10月14日 条例第54号
平成 4年12月10日 条例第62号
平成 8年12月24日 条例第41号
平成 9年 7月18日 条例第25号
平成 9年10月 8日 条例第29号
平成11年 3月23日 条例第25号
平成11年12月21日 条例第51号
平成12年 3月27日 条例第47号
平成12年12月12日 条例第76号
平成13年 3月26日 条例第34号
平成13年 7月13日 条例第51号
平成13年12月11日 条例第67号
平成16年12月14日 条例第56号
平成19年 3月19日 条例第19号
平成20年 3月24日 条例第23号
平成20年10月23日 条例第38号
平成21年 3月30日 条例第22号
平成21年10月27日 条例第42号
平成22年 3月29日 条例第12号
平成22年12月13日 条例第42号
平成24年 7月10日 条例第31号
平成24年12月21日 条例第40号
平成25年10月28日 条例第33号
平成26年 7月 7日 条例第21号
平成27年 3月20日 条例第22号
平成27年10月28日 条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、豊島区立自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、もって自転車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与することを目的とする。

(平9条例25・一部改正)

(設置)

第2条 駐車場を別表第1のとおり設置する。

2 駐車場の自転車等の収容台数は、規則で定める。

(平元条例37・平2条例37・平2条例39・平3条例28・平4条例44・平4条例54・
平4条例62・平9条例25・平9条例29・平11条例51・平12条例47・一部改正)

(休場日及び開場時間)

第3条 駐車場の休場日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、別表第1第2号に掲げる駐車場は、休場日を設けない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定めることができる。

3 駐車場の開場時間は、別表第2のとおりとする。

(平16条例56・平19条例19・平21条例22・一部改正)

(利用の方法)

第4条 駐車場の利用の方法は、次のとおりとする。

(1) 定期利用 1箇月を単位とする利用

(2) 当日利用 1日を単位とする利用

(3) 時間利用 時間を単位とする利用(コイン式駐車施設(駐車場に設置された、自動料金収納装置付き駐車施設をいう。以下同じ。)を利用する場合に限る。)

(平2条例18・平19条例19・一部改正)

(定期利用の登録)

第5条 駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の登

録（以下「登録」という。）の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする場合において、次の各号に掲げる者について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、優先して前項の承認を与えることができる。

- (1) 身体に障害があり、日常生活を営むに当り自転車等の利用を欠かすことができない者
- (2) 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、又は勤務先若しくは通学先を有する者
- (3) 区内に住所を有しない者のうち、駐車場の最寄の駅から住所までが、規則で定める距離以上離れているもの

3 登録の有効期間は、規則で定める。

（平13条例34・平19条例19・一部改正）

（定期利用の使用料）

第6条 前条の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、別表第3に定める使用料を区長が定める期日までに納入しなければならない。

（平12条例47・平16条例56・一部改正）

（使用料の減免）

第7条 区長は、特別の理由があると認めるときは、規則の定めるところにより、使用料を減額又は免除することができる。

（平11条例25・平12条例47・平19条例19・一部改正）

（利用できる者）

第8条 定期利用による駐車場の利用は、前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた登録者に限り、駐車場を利用することができる。

（当日利用）

第9条 駐車場を当日利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用開始時刻の確認を受けて、駐車場を利用することができる。

2 前項の規定により当日利用した者は、規則で定めるところにより利用終了時刻の確認を受けた後、直ちに別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。

3 前項の使用料のうち自転車に係るものは、回数券を用いて納入することができる。この場合において、回数券の種類及び発行価額は、次のとおりとする。

種類	発行価額
150円券 11枚つづり	1,500円
100円券 11枚つづり	1,000円

(平2条例18・全改、平12条例47・平13条例34・平16条例56・一部改正)

(時間利用)

第9条の2 コイン式駐車施設を時間利用しようとする者は、コイン式駐車施設に自転車等を入車させた時刻から出車させる時刻までの利用時間に応じ、使用料を納入しなければならない。

2 時間利用の使用料は、1台6時間につき100円を超えない範囲で規則で定める。ただし、利用時間が6時間に満たない端数は、6時間とみなす。

3 前2項で規定する使用料は、コイン式駐車施設から自転車等を出車させるときに納入しなければならない。

(平19条例19・追加)

(登録及び利用の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 第2条第2項に規定する収容台数を超えるとき。
- (2) その他区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(平12条例47・一部改正)

(登録の取消し等)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は駐車場の利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により駐車場の利用ができなくなったとき。
- (3) 工事その他の理由により、区長が特に必要と認めるとき。

(平12条例47・一部改正)

(禁止行為)

第12条 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、当該駐車場で次の行為をして

はならない。

- (1) 駐車場の施設若しくは附属設備をき損し、又は汚損すること。
 - (2) 他の自転車等の駐車を妨げること。
 - (3) 指定された場所以外に駐車すること。
 - (4) 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
 - (5) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
 - (6) 駐車場の秩序又は風紀を乱すこと。
 - (7) 物品販売その他営業行為を行うこと。
 - (8) 広告宣伝を行うこと。
 - (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めること。
- 2 区長は、前項に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又は変更することができる。

(移送及び保管)

第13条 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

- (1) 納付すべき使用料を納付していない自転車等
- (2) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反した利用をしている自転車等で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの

(平12条例47・平16条例56・一部改正)

(保管した自転車等に対する措置)

第14条 区長は、前条の規定により自転車等を移送し、保管したときは、当該自転車等を返還するため規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 区長は、前条の規定により移送した日の翌日から起算して30日を経過してもなお引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

(平8条例41・平16条例56・平22条例42・一部改正)

(利用の承認を受けていない自転車等に対する措置)

第14条の2 駐車場内にある利用の承認を受けていない自転車等及びコイン式駐車施設において所

定の入車をしていない自転車等については、豊島区自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年豊島区条例第38号）第10条の規定に違反して放置されている自転車等とみなして、同条例第11条、第13条及び第14条の規定を適用することができる。

（平16条例56・追加、平19条例19・一部改正）

（使用料の不還付）

第15条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償）

第17条 駐車場に、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

（免責事項）

第17条の2 駐車場において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

（平19条例19・追加）

（指定管理者による管理）

第18条 駐車場の管理業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（平16条例56・追加）

（指定管理者が行う管理業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(平16条例56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

2 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の休場日を定める。

3 第3条第3項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超過して開場することができる。

(平16条例56・追加、平19条例19・一部改正)

(利用料金)

第21条 第6条の登録者、第9条の規定により駐車場を当日利用した者及び第9条の2の規定によりコイン式駐車施設を時間利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をそれぞれ指定管理者が定める期日までに又は直ちに納入しなければならない。

2 利用料金は、第9条の2第2項及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる駐車場の当日利用に係る利用料金は、第9条の2第2項及びそれぞれ同表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

駐車場	自転車	原動機付自転車
豊島区立駒込駅北自転車駐車場		200円
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場		
豊島区立南長崎自転車駐車場		
豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場	150円	
豊島区立目白駅北自転車駐車場	100円	
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場		
豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場	150円	
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場		
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場		
豊島区立千川駅西自転車駐車場		

- 3 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、通常の利用料金とは別に、割引料金を定めることができる。
- 4 当日利用した者は、利用料金のうち自転車に係るものを、第9条第3項の回数券を用いて納入することができる。ただし、回数券の額（当該回数券の発行価額を11で除した額）が利用料金を超えるときは、指定管理者は、区長が別に定めるところにより利用者に返納する。
- 5 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- 6 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の規定により収受した金額の一部を区長に納付しなければならない。

（平16条例56・追加、平19条例19・平21条例22・一部改正）

（指定管理者による管理を行う場合の本条例の読替え）

第22条 第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理業務を行わせる場合にあつては、第5条第1項及び第2項、第7条、第10条各号列記以外の部分、第11条（第3号を除く。）、第12条第1項第10号及び第2項、第13条並びに第14条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「区長が」とあるのは「指定管理者は、区長が」と、第7条（見出しを含む。）、第9条の2第1項、第13条第1号及び第15条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた」とあるのは「第21条第1項の規定により利用料金を納入し、又は前条の規定により利用料金の免除を受けた」と、第9条第2項中「別表第3に定める使用料を規則で定めるところにより」とあるのは「利用料金を」と、第9条の2第3項中「前2項で規定する使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（平16条例56・追加、平19条例19・一部改正）

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平3条例15・旧第18条繰下、平16条例56・旧第19条繰下）

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、豊島区立池袋駅西自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成元年 7 月 20 日 条例第 37 号）

この条例は、平成元年 8 月 14 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日 条例第 18 号）

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年 10 月 15 日 条例第 37 号）

この条例は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、豊島区立要町駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成 2 年 12 月 10 日 条例第 39 号）

この条例は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

ただし、豊島区立千川駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成 3 年 3 月 19 日 条例第 15 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 10 日 条例第 28 号）

この条例は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、豊島区立要町駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成 4 年 7 月 3 日 条例第 44 号）

この条例は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、豊島区立千川駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成 4 年 10 月 14 日 条例第 54 号）

この条例は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、豊島区立目白駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成4年12月10日条例第62号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

ただし、豊島区立千川駅西自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成8年12月24日条例第41号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に駐車場を利用する自転車等について適用する。

3 新条例別表の規定は、平成9年2月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月18日条例第25号）

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

ただし、豊島区立駒込駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成9年10月8日条例第29号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

ただし、豊島区立南長崎自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成11年3月23日条例第25号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第51号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、豊島区立池袋駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年3月27日条例第47号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

ただし、豊島区立西巢鴨駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成12年12月12日条例第76号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場及び豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年3月26日条例第34号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第2（豊島区立千川駅北第二自転車駐車場に係る部分を除く。）の規定は、平成13年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月13日条例第51号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

ただし、豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成13年12月11日条例第67号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、豊島区立目白駅北自転車駐車場及び豊島区立目白駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成16年12月14日条例第56号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定（別表第2を別表第3に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 前項の別表第2の改正規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 3月24日条例第23号）

- 1 この条例は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 3 備考第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立千登世橋自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成20年10月23日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3月30日条例第22号）

- 1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場、豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場及び豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成21年10月27日条例第42号）

この条例は、平成21年11月 1日から施行する。

附 則（平成22年 3月29日条例第12号）

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

ただし、別表第 1 第 2 号豊島区立要町駅路上自転車駐車場のうち、東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目 1 番先、10番先及び11番先については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成22年12月13日条例第42号）

- 1 この条例は、平成23年 1月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 豊島区立椎名橋自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第 2 項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 7月10日条例第31号）

- 1 この条例は、平成24年 8月 1日から施行する。

資料集 ～自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の推進のために～

- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第1第2号豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場の項中「巣鴨三丁目27番先、30番先及び31番先」については、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成24年12月21日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場及び豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成25年10月28日条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場及び豊島区立池袋駅南自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成26年7月7日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成27年10月28日条例第52号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(平12条例47・追加、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13条例67・平19条例19・平20条例23・平21条例22・平21条例42・平22条例12・平22条例42・平24条例31・平24条例40・平25条例33・平27条例22・一部改正)

(1) 休場日のある駐車場

名称	位置
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	東京都豊島区駒込二丁目2番2号
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨一丁目13番
豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目7番11号
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番23号
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目26番1号
豊島区立池袋駅東自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号
豊島区立池袋駅南自転車駐車場	東京都豊島区南池袋二丁目21番6号
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号
豊島区立千登世橋自転車駐車場	東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号
豊島区立目白駅東自転車駐車場	東京都豊島区目白一丁目4番1号
豊島区立目白駅西自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目4番3号
豊島区立目白駅北自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目16番
豊島区立南長崎自転車駐車場	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
豊島区立要町駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目4番11号
豊島区立要町駅北自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目10番8号
豊島区立千川駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目9番16号
豊島区立千川駅西自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目22番11号
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目44番8号
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目55番

(2) 休場日のない駐車場

名称	位置
豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目9番先、巣鴨三丁目27番先、30番先及び31番先
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目15番先、西巣鴨四丁目6番先
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目3番先

名称	位置
豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目13番先から15番先まで
豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目27番先
豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先から6番先まで
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	東京都豊島区北大塚二丁目4番先、8番先
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	東京都豊島区南大塚三丁目33番4号
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場	東京都豊島区南大塚二丁目8番先、10番先、南大塚三丁目1番先
豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目50番先
豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場	東京都豊島区東池袋三丁目8番先
豊島区立ウイロード自転車駐車場	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号
豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目4番20号先
豊島区立椎名橋自転車駐車場	東京都豊島区长崎一丁目9番30号、南長崎一丁目25番27号
豊島区立要町駅路上自転車駐車場	東京都豊島区西池袋五丁目26番先、要町一丁目1番先、2番先及び9番先から11番先まで
豊島区立千川駅路上自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目10番先、22番先、23番先及び44番先

別表第2（第3条関係）

（平16条例56・追加、平19条例19・平20条例23・平20条例38・平21条例22・平21条例42・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例22・一部改正）

名称	開場時間
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
豊島区立巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	
豊島区立新庚申塚路上自転車駐車場	
豊島区立空蝉橋原動機付自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口路上自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第一自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第二自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第三自転車駐車場	
豊島区立大塚駅北口第四自転車駐車場	

名称	開場時間
豊島区立新大塚駅路上自転車駐車場 豊島区立池袋駅東第二自転車駐車場 豊島区立池袋六ツ又陸橋自転車駐車場 豊島区立ウイロード自転車駐車場 豊島区立池袋駅北第二自転車駐車場 豊島区立千登世橋自転車駐車場 豊島区立椎名橋自転車駐車場 豊島区立要町駅路上自転車駐車場 豊島区立要町駅北自転車駐車場 豊島区立千川駅路上自転車駐車場 豊島区立千川駅西自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
豊島区立池袋駅東自転車駐車場 豊島区立池袋駅南自転車駐車場 豊島区立目白駅東自転車駐車場	午前4時から翌日の午前1時30分まで
豊島区立南長崎自転車駐車場	午前5時から翌日の午前1時15分まで
豊島区立駒込駅北自転車駐車場 豊島区立巢鴨駅南自転車駐車場 豊島区立巢鴨駅北自転車駐車場 豊島区立池袋駅西自転車駐車場 豊島区立目白駅西自転車駐車場 豊島区立目白駅北自転車駐車場	午前6時から午後12時まで
豊島区立西巢鴨駅自転車駐車場	午前6時から翌日の午前零時15分まで
豊島区立要町駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅北第一自転車駐車場 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	午前6時から翌日の午前零時45分まで
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	午前6時から翌日の午前1時まで

別表第3 (第6条・第9条関係)

(平8条例41・全改、平9条例25・平9条例29・平11条例51・一部改正、平12条例47・旧別表・一部改正、平12条例76・平13条例34・平13条例51・平13条例67・一部改正、平16条例56・旧別表第2線下・一部改正、平20条例23・平21条例22・平22条例42・平24条例40・平25条例33・平27条例52・一部改正)

駐車場	区分		自転車		原動機付自転車	
	区内	区外	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立巢鴨駅 南自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)			150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	200円
		区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)			区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立巢鴨駅 北自転車駐車場						
豊島区立巢鴨駅 第三自転車駐車場						
豊島区立池袋駅 北自転車駐車場						
豊島区立要町駅 北自転車駐車場						
豊島区立千川駅 北第一自転車駐車場						
豊島区立駒込駅 北自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)			150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	
		区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)			区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立南長崎 自転車駐車場						

区分 駐車場	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立目白駅 北自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000円)		区内利用者 1台につき 2,800円 (学生の場合 1,850円)	
	区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100円)		区外利用者 1台につき 3,500円 (学生の場合 2,300円)	
豊島区立千川駅 北第二自転車駐 車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円)		区内利用者 1台につき 1,750円 (学生の場合 1,200円)	
	区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)		区外利用者 1台につき 2,100円 (学生の場合 1,400円)	
豊島区立西巢鴨 駅自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)	150円		
豊島区立池袋駅 東自転車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)			
豊島区立目白駅 東自転車駐車場				
豊島区立目白駅 西自転車駐車場				
豊島区立要町駅 南自転車駐車場				
豊島区立千川駅 南自転車駐車場				

区分 駐車場	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立池袋駅 南自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250円 (学生の場合 650円)	100円		
豊島区立池袋駅 西自転車駐車場	区外利用者 1台につき 1,500円 (学生の場合 750円)			
豊島区立大塚駅 北口第一自転車 駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)			
豊島区立大塚駅 北口第二自転車 駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)			
豊島区立大塚駅 北口第三自転車 駐車場				
豊島区立大塚駅 北口第四自転車 駐車場				
豊島区立新大塚 駅路上自転車駐 車場				
豊島区立千登世 橋自転車駐車場				
豊島区立椎名橋 自転車駐車場				

区分 駐車場	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立千川駅 西自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000円 (学生の場合 1,000円)			
	区外利用者 1台につき 2,250円 (学生の場合 1,100円)			
豊島区立空蝉橋 原動機付自転車 駐車場			区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	
			区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	

備考

- (1) この表において「当日利用」とは、2時間を超える当日利用をいう。
- (2) この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。
- (3) この表において「区内利用者」とは、区内に住所を有する者をいい、「区外利用者」とは、区内に住所を有しない者をいう。

豊島区自転車等駐車対策協議会

【委員】

平成28年2月9日現在

区分	氏名		役職名等
区民	1	足立 勲	豊島区商店街連合会会長
	2	内田 忠	豊島区町会連合会副会長
	3	榎本 善繁	区民公募
	4	北方 真起	自転車安全利用コンサルタント
	5	京谷 宣明	豊島区身体障害者福祉協会会長
	6	齊木 勝好	豊島区観光協会会長
	7	柳田 好史	自転車活用推進協会理事
	8	矢野 理恵	区民公募
区議会議員	1	森 とおる	区議会議員
	2	山口 菊子	区議会議員
	3	木下 広	区議会議員
	4	本橋 弘隆	区議会議員
学識経験者	会長	太田 勝敏	東京大学名誉教授
	副会長	久保田 尚	埼玉大学大学院教授
関係団体	1	伊香賀泰之	日本チェーンストア協会関東支部事務局次長
	2	松田 宗能	東京都自転車商協同組合豊島支部長
鉄道事業者	1	内倉 昌治	東武鉄道(株)鉄道事業本部 営業部 東上支社長
	2	安孫子 学	西武鉄道(株)鉄道本部計画管理部鉄道計画課長
	3	亀山 勝	東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部渉外・工事調整担当課長
	4	西川 善宣	東京都交通局総務部企画調整課長
	5	町野 東彦	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室副課長
官公署	1	齧島 洋伸	国土交通省東京国道事務所交通対策課長
	2	根津 忠士	東京都第四建設事務所管理課長
	3	野口 香織	池袋警察署交通課長
	4	小山 玄	巣鴨警察署交通課長
	5	三嶋 純治	目白警察署交通課長

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画策定前)

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成16年6月30日 (第1回)	(1) 委員の委嘱 (2) 会長・副会長の選任 (3) 諮問(総合計画の策定について) (4) 区長挨拶 (5) 自転車法の解説 (6) 豊島区の状況について
	平成17年3月29日 (第2回)	(1) これまでの経緯 (2) 駐車場利用者と放置者特性の分析 (3) 総合計画体系骨子の検討
	平成17年5月16日 (第3回)	(1) 総合計画と他の関連計画との関係について (2) 総合計画の検討 (3) 今後の進め方について
	平成17年10月14日 (第4回)	(1) 総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成17年12月19日 (第5回)	(1) 総合計画(素案)の検討について
	平成18年2月20日 (第6回)	(1) 総合計画(素案その2)の検討について
	平成18年3月27日 (第7回)	(1) 総合計画(案)の答申について (2) 答申後の協議会のあり方について
	平成18年6月9日 (第8回)	(1) 総合計画(案)に係るパブリックコメントの概要について (2) 協議会の今後の活動方針について

会議名	開催月日	主な検討内容
第一分科会	平成16年10月22日 (第1回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 自転車駐車の状況について (4) 板橋区・豊島区自転車利用環境整備計画について
	平成17年6月10日 (第2回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年7月29日 (第3回)	(1) 総合計画の構成・内容について

会議名	開催月日	主な検討内容
第二分科会	平成16年 8月10日 (第1回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 駅周辺放置自転車の状況について (4) 駅別乗り入れ台数について (5) 豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成16年 9月21日 (第2回)	(1) 自転車関連経費等各区比較 (2) 区立駐車場利用者の状況について (3) 鉄道事業者による区内資産の利用状況について (4) 道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5) 大塚駅の状況等について (6) 地下鉄13号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成16年11月19日 (第3回)	(1) 豊島区の人口分布について (2) 区立駐車場の利用状況について (3) 池袋駅周辺の状況と対策について
	平成17年 7月 8日 (第4回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年 9月 9日 (第5回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年11月 7日 (第6回)	(1) 各駅の具体的な自転車駐車施設整備方針について

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画策定後)

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成19年 2月28日 (第9回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 路上駐輪施設について (3) ウイロード自転車駐車場について
	平成18年 3月29日 (第10回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去試行について (3) 平成19年度新規駐輪場開設について ・ウイロード自転車駐車場開設 ・巣鴨駅北口路上自転車駐車場開設 (4) レンタサイクル事業検証
	平成20年 2月12日 (第11回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去試行実施について (3) 平成19年度駐輪場開設状況について ・要町駅路上自転車駐車場開設 ・千川駅路上自転車駐車場開設 (4) 平成20年度駐輪場整備計画について (5) レンタサイクル事業アンケート結果について
	平成20年 9月10日 (第12回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 放置自転車休日撤去実施について (3) 平成20年度駐輪場整備状況報告 ・池袋六ツ又交差点登録制自転車置場開設 ・池袋大橋下登録制自転車置場開設 ・千登世橋自転車駐車場開設 ・雑司が谷駅登録制自転車置場 ・椎名町北口登録制自転車置場 (4) 平成21年度駐輪場整備計画について (5) レンタサイクル事業休止報告
	平成21年 2月18日 (第13回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成20年度駐輪場整備状況報告 ・池袋北口第二自転車駐車場開設 (3) 平成21年度駐輪場整備計画について
	平成21年 9月16日 (第14回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成21年度駐輪場整備状況報告 ・大塚駅周辺自転車駐車場開設 ・雑司が谷登録制自転車置場開設 (3) 自転車保管所の集約化について (4) 自転車利用実態調査実施について

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成22年 2月15日 (第15回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成21年度駐輪場整備状況報告 ・大塚駅北口路上自転車駐車場開設 ・巣鴨駅ビル開発に伴う駐輪場開設 ・サンシャインシティ周辺民間駐輪場開設 (3) 平成22年度駐輪場整備計画について (4) 自転車利用実態調査実施報告 (5) 総合計画中間見直しについて
	平成22年 7月29日 (第16回)	(1) 総合計画に基づく施策への取組みについて (2) 平成22年度駐輪場整備状況報告 ・要町駅路上自転車駐車場開設 (3) 撤去自転車保管期限短縮について (4) 総合計画中間見直しについて (5) 自転車利用者アンケート実施について
	平成22年11月19日 (第17回)	(1) 総合計画中間見直し(素案)について (2) 自転車利用者アンケート実施結果について (3) 平成22年度駐輪場整備状況報告 ・池袋六ツ又陸橋自転車駐車場開設
	平成22年12月20日 (第18回)	(1) 総合計画中間見直し(案)について
	平成23年 3月28日 (第19回)	(1) 総合計画中間見直しについて (2) 平成22年度駐輪場整備状況報告 ・椎名橋自転車駐車場開設

【自転車等駐車対策協議会 開催経緯】(第一次総合計画中間見直し後)

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成23年 7月29日 (第20回)	(1) 平成23年度の主な事業について ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ 池袋駅西口周辺放置禁止区域の拡充 ・ 震災被災地への自転車供与 ・ 池袋駅東口駅前公園横自転車駐車場(仮称)概要 ・ 大塚駅南口周辺自転車駐車施設整備事業概要 (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成24年 2月6日 (第21回)	(1) 平成23年度の主な事業の進捗について(報告) ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ 北池袋地区自転車保管所の集約 ・ 南池袋公園内自転車置場(仮称)概要 ・ 目白駅周辺放置禁止区域の拡大 ・ 震災被災自治体への自転車供与状況 ・ 南池袋自転車駐車場施設概要 (2) 「豊島区自転車の安全利用に関する条例(仮称)」の素案について (3) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成24年 8月30日 (第22回)	(1) 平成24年度の主な事業について ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ 巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場の増設について ・ 東池袋駅登録制自転車置場の一部移転について ・ 新大塚駅周辺の駐輪施設整備方針について (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成25年 1月30日 (第23回)	(1) 平成24年度の主な事業について (2) 新大塚駅周辺自転車駐車場整備について (3) 雑司が谷周辺駐輪施設統合について (4) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
	平成25年 7月31日 (第24回)	(1) 平成25年度の主な事業について ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ 南池袋地区周辺駐輪施設等整備概要 ・ 大塚駅南口周辺駐輪施設整備概要 ・ 巣鴨駅第三自転車駐車場整備概要 ・ 椎名町駅周辺自転車等放置禁止区域の拡大検討 (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて (3) 都条例の施行に伴う自転車の安全・適正利用について

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成26年 2月 5日 (第25回)	(1) 平成25年度の主な事業について ・ 総合計画に基づく施策への取組み ・ メトロポリタン駐車場東側用地の活用 ・ 池袋駅南自転車駐車場の整備概要 ・ 大塚駅南口駅前広場地下部分の活用 (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて (3) 「第二次総合計画」策定に向けた今後の協議会運営について
	平成26年 8月28日 (第26回)	(1) 平成26年度の主な事業について ・ CATVを活用した啓発 ・ 安全安心メールによる交通事故情報配信 ・ 地図サービス事業者への情報提供 (2) 「第二次総合計画」策定について
	平成27年 2月 5日 (第27回)	(1) 平成26年度の主な事業について (2) 自転車利用に関する意識調査結果について (3) 「第二次総合計画」策定について
	平成27年 9月 4日 (第28回)	(1) 平成27年度の主な事業について (2) 「第二次総合計画」策定について(素案協議)
	平成27年11月10日 (第29回)	(1) 豊島区立自転車駐車場条例の改正について (2) 「第二次総合計画」策定について(案協議)
	平成28年 2月 9日 (第30回)	(1) 「第二次総合計画」(案)の修正について (2) 「第二次総合計画」(案)のパブリックコメント実施結果について (3) 「第二次総合計画」(案)における新たな施策の今後の展望について
	平成28年 3月28日 (第31回)	(1) 「第二次総合計画」(案)の答申について



第二次 豊島区
自転車等の利用と駐輪に関する総合計画
平成 28 ～ 37 年度

編集・発行 平成 28 (2016) 年 4 月
豊島区都市整備部交通対策課
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1
電話番号：03-3981-1111 (代表)